

令和2年度 租研会員の税制改正意見集

令和元年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

はしがき

本冊子は、本年7～8月に、（公社）日本租税研究協会における会員各位の令和2年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載しております。

なお、令和2年度税制改正に向けての（公社）日本租税研究協会としての意見については令和元年9月11日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

令和元年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法 人 税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等.....	1
(2) 受取配当等の益金不算入.....	2
(3) みなし配当.....	4
(4) 有価証券の評価.....	5
(5) 減価償却資産の償却等.....	6
(6) 資産の評価損.....	8
(7) 役員の給与等.....	8
(8) 寄附金.....	10
(9) 貸倒損失.....	11
(10) 引当金.....	11
(11) 欠損金.....	12
(12) リース資産の償却等.....	13
(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整.....	13
(14) 特別法人税の廃止.....	15
(15) その他.....	16

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備.....	22
(2) 適用対象子会社の範囲.....	24
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和.....	24
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価.....	24
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備.....	24
(6) 申告・納付期限の延長.....	27
(7) 連結納税グループからの離脱.....	27
(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化.....	28

3 グループ法人税制

(1) 100%グループ内の法人間の寄附金	28
(2) 捐金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い.....	29
(3) 中小特例の適用.....	29

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等.....	29
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備.....	31
(3) 国際的組織再編税制の整備.....	34

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制	34
(2) 交際費等の損金不算入制度の見直し	37
(3) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等	37
(4) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等	38
(5) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	38
(6) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等	39
(7) 地震・災害・公害対策等の特別措置	40
(8) 賃上げ・生産性向上のための税制等	41
(9) その他	44

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制	45
(2) 外国税額控除制度	49
(3) 外国子会社合算税制	52
(4) 外国子会社配当益金不算入	65
(5) 租税条約等	67
(6) 過大利子支払税制	69
(7) BEPS 勧告への対応	69
(8) AOA・その他	71

II 所 得 税

1 所得税法

(1) 金融所得関係	74
(2) 紹介所得関係	74
(3) 譲渡所得関係	75
(4) 所得控除関係	75
(5) 源泉所得税	78
(6) その他	78

2 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化の推進等	79
(2) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	79
(3) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置	80
(4) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置	82
(5) 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例	82
(6) クロスボーダーの債券現先取引に係る特定利子	82
(7) その他金融商品への投資について	82
(8) 都市・住宅対策促進税制の延長、PFI事業促進税制の整備等の具体的要望	83

3 確定拠出年金税制等の見直し

III 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し	85
(2) 事業承継税制	85
(3) 金融資産の世代間移転	85
(4) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	86

IV 消費税

(1) 消費税制度全般	88
(2) 仕入税額控除	88
(3) 申告・納付期限の延長等	93
(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）	94

V その他の国税

(1) 印紙税	96
(2) 登録免許税	97

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し	99
(2) 法定外税	100
(3) 連結納税制度の導入	100
(4) その他	101

II 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	103
(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	103
(3) 外形標準課税における課税標準の見直し	104
(4) 法人住民税額の計算	106
(5) 上場株式等の配当等に係る住民税の課税方式	107

III 事業所税

(1) 事業所税の廃止等	108
(2) 課税標準の見直し	108

IV 固定資産税

(1) 債却資産に対する固定資産税の廃止	109
(2) 債却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一	110
(3) 固定資産税の負担の軽減	110
(4) 納税手続・事務処理関係	112

V 不動産取得税

(1) 不動産取得税	113
------------	-----

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し	115
(2) 軽油引取税の減免	115
(3) 石油石炭税の本則非課税化	116
(4) 自動車関連税	116

II 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化等	117
(2) 租税教育	117
(3) 法人税の納付	117
(4) 更正の請求期間の延長	117
(5) 申告期限の延長	117
(6) 充当・還付加算金の順序の明確化	118
(7) 納税証明書（未納の税額がないこと）	118
(8) 税理士法の緩和	118
(9) 各種税制の簡素化及び手続きの合理化	118
(10) 電子申告・納税システム	119

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等

【理由】

- ・ 法人実効税率は着実に引き下げられているが、OECD平均では約25%、更には先進国の中でも高税率国であった米国や英国等の引き下げ、これらを踏まえると、中長期的な日本の立地競争力の確保、ひいては国内企業の国際競争力強化の観点から、更なる法人実効税率の引き下げに向けた検討を実施すべき。
- ・ 平成30年4月以降の法人税率が23.2%まで引き下げられることとなったが、地方税を含めた日本の実効税率は未だに国際的に高い水準にあることから、さらなる法人税率の引き下げを要望する。但し、引き下げを実現するために課税ベースを拡大の結果、金融業にとって課税の公平性を欠いた税制とならないよう要望する。
- ・ 米国税制改革にみられるように世界主要国の法人税率は引き続き引下げの動向が続いている、名実ともに成長指向の法人税改革の推進が必要である。

我が国においても法人実効税率29.74%の実現をもって打ち止めとすることはなく、米国及び主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準（25%程度）まで令和2年度での実現は困難としても令和3年度以降順次引下げていく道筋をつけることは重要である。

- ・ 近年の法人税改革により、わが国の実効税率は30%レベルへ引下げられたが、わが国とともに世界で最も税率が高いとされてきた米国において連邦法人税率が大幅に引下げられたほか、欧州における法人税率引下げにみられるように、諸外国において法人税率引下げの動きが進んでいる。結果として、わが国の法人実効税率は、OECD平均と比べても劣位にあり、必ずしも競争力のある水準とはなっておらず、改めてその適正化を検討すべき状況にある。

また、わが国の法人税改革は、税収中立のもと、実効税率の引下げに応じて、課税ベース等が大幅に見直されたことにより、国内企業間の税負担が調整されたに留まっており、法人実効税率のみならず、課税ベースについても国際的なイコールフッティング等の観点から見直しを行うことで、法人の実質的な税負担の軽減を実現する必要がある。

- ・ 日本の立地競争力強化のため法人実効税率25%の実現を要望する。
- ・ 税制改正により法人税の実効税率は段階的に引き下げられる傾向にあるが、依然として我が国の法人税実効税率は諸外国と比較して高水準である。企業の海外流出国際競争力強化の観点から引き下げを望む。
- ・ 近年の法人税改革により、わが国の実効税率は30%レベルへ引下げられたが、わが国とともに世界で最も税率が高いとされてきた米国において連邦法人税率が大幅に引下げられたほか、欧州における法人税率引下げにみられるように、諸外国において法人税率引下げの動きが進んでいる。結果として、わが国の法人実効税率は、OECD平均と比べても劣位にあり、必ずしも競争力のある水準とはなっておらず、改めてその適正化を検討すべき状況にある。

また、わが国の法人税改革は、税収中立のもと、実効税率の引下げに応じて、課税ベース等が大幅に見直されたことにより、国内企業間の税負担が調整されたに留まっており、法人実効税率のみならず、課税ベースについても国際的なイコールフッティング等の観点から見直しを行うことで、法人の実質的な税負担の軽減を実現する必要がある。

このような状況に鑑み、わが国の法人実効税率については、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や

OECD主要国の水準を踏まえ、少なくとも、25%程度への引き下げを実現するとともに、財源確保のために縮減された繰越欠損金控除等の諸制度について、本来あるべき姿に戻すべきである。

更に、実質的な税負担の見直しに際し、地方法人二税については、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化の観点からも、また、制度の簡素化及び実務の効率化の観点からも、そのあり方について検討すべきである。

- ・これまでの税制改正により法人実効税率は20%台へ引き下げられたが、外形標準課税等の強化により企業の実質的な税負担は必ずしも下がっていない。本邦の法人実効税率はOECD諸国やアジア諸国に比べ未だ高い水準にあり引き続き税率引き下げを検討する必要はあるものの、従来のように外形標準課税等の強化と合わせた法人実効税率の引き下げは限界に近づいていると考えられるため、更なる引き下げにあたっては慎重に検討すべき。
- ・法人実効税率は着実に引き下げられているものの一服感がある。OECD平均では約25%、更には先進国の中でも高税率国であった米国や英国等の引き下げ、これらを踏まえると、中長期的な日本の立地競争力の確保、国内企業の国際競争力強化の観点から、更なる法人実効税率の引き下げに向けた検討を要望する。

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引上げ

【理由】

- ・わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を高める観点から、平成27年度および平成28年度の税制改正によって法人税率の引き下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

こうしたなか、平成27年度税制改正において、受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われているが、その具体的な算定方法等について、二重課税排除や実務負担の軽減等の観点から、所要の措置を講じることを要望する。

- ・受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられております。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されております。しかしながら、平成27年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が50%から20%に引き下げられました。

本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。

- ・アメリカ・イギリス・ドイツなどの主要国では70%～100%の割合を益金不算入としており、二重課税の防止・国際的な競争力の確保のため、日本でも益金不算入割合のさらなる引き下げを要望する。
- ・平成27年度以降、受取配当金に係る益金不算入割合が持分25%以上の配当について100%、25%未満が50%という割合から変更され、5%超～1/3以下までが50%、5%以下が20%となった。

配当は税引後利益が原資であり、いわば二重課税といえる範囲が従前よりも拡大傾向にあるため、全額益金不算入或いは益金不算入範囲の拡大をして頂きたい。

また関連法人株式等にかかる負債利子控除計算についても事務負担の観点から撤廃頂きたい。

- ・関連法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%・80%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わらず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・国内受取配当金について、株式保有割合によっては100%、50%、20%が益金不算入となっておりますが、益金算入部分については依然として二重課税の状態となっていますので、持分割合に関係なく全額を益金不算入とすることを要望いたします。

- ・ 受取配当金の益金不算入額の計算において、関連法人株式等の保有区分のみに規定されている負債利子控除について、負担軽減の観点から廃止を要望いたします。また、95%が益金不算入とされている外国子会社からの配当について、国内投資の促進の観点から全額を益金不算入とすることを要望いたします。
 - ・ 受取配当金に対する課税は二重課税であるため、全額益金不算入とすることを要望する。
 - ・ 二重課税の状態を排除する必要があるため、出資比率に関係なく、全額益金不算入を要望する。
 - ・ 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすることを要望します。
 - ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること。
 - ・ 平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたところであるが、海外子会社利益の国内還流をより促進するとの観点からも、以下のとおり出資比率要件の見直しをお願いしたい。
 - ① 特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではないことから、持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすること。
 - ② 特定資源以外に対する海外投資については、持分保有要件を25%以上から海外主要国水準に引き下げるのこと。
 - ・ 会社が剰余金の配当を行う場合、支払を受けた者において配当課税や法人税課税が行われることとなるが、そもそも、剰余金の配当の分配原資は企業の税引き後利益であるため、配当金は、潜在的に二重課税の問題を有している。
- 現在の配当控除や益金不算入制度では十分に二重課税の調整が図られているとは言えないことから、二重課税の排除を徹底するための措置を要望する。

2) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理由】

- ・ 国内関連法人からの受取配当金について、税制の簡素化・事務負担の軽減及び国内事業再編の促進を図るために、関連法人株式等にかかる国内受取配当金の益金不算入額算定において控除することとされている負債利子の規定を廃止すること。また、関連法人株式等の出資比率要件を「1/3超」から「1/3以上」に引き下げることを要望する。
- ・ 国内事業の合併連衡による合理化を進める際に、3社対等での事業再編を企図した場合に大きな障害となっており、改善を要求したいもの。合併効果があるにも拘らず、税コストが上回るために実行されないケースもあり、事業上の障害となっている。
- ・ 受取配当等の所得調整については連結納税の現行制度を堅持しつつ、手続負担の大きい負債利子控除制度を廃止願いたい。
- ・ 関連会社株式に係る益金不算入額の算定における負債利子については、他の株式と整合性を欠きつつ算定に多大な事務工数がかかるため廃止を要望します。
- ・ 一定区分の株式からの配当にだけ残されている負債利子控除を廃止することを要望。当該区分だけ負債利子を認識する合理的な理由が乏しく、事務を簡素化するため。
- ・ 国内受取配当の益金不算入制度については、課税ベース拡大の観点から平成27年度税制改正において見直しが行われている。同見直しにおいては、国内受取配当等を内国法人の支配を目的とした株式保有にかかるもの（完全子法人株式等／関連法人株式等）と資産運用を目的とした株式等にかかるもの（その他の株式等／非支配目的株式等）に区分の上、その他の株式等および非支配目的株式等にかかる受取配当について負債利子控除計算の対象から除外された結果、関連法人株式等にかかる受取配当についてのみ負債利子控除計算規定が適用されることになっている。

また、事業活動の性質上、企業が国内の子会社や関連会社への事業投資により企業集団を構成する一方で、取引先との関係構築目的を含むポートフォリオ投資等を多く有する場合には、恒常的に事業再編や資産入れ替えをおこなっていることもあり、これらの企業において実務上、負債利子の計算に相応の事務負担が生じているのも事実である。

したがって、同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨、国内配当にかかる取り扱いの統一により企業活動や業種に対して中立で簡素な税制とすること、及び税務申告及び税務執行上の簡便性を実現

することを目的として、その他の株式等／非支配目的株式等と同様に関連法人株式等についても負債利子計算の廃止を要望する。

- ・ 通常の事業会社は株式取得のために借り入れることはなく、負債利子控除はそぐわない。存続する場合でも、事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。
- ・ 受取配当益金不算入の対象となる負債利子の算定方法の見直しと業態に応じた算定方法の創設を要望する。具体的には、以下のとおり。

① 借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないこと。

現行の負債利子の計算は、株式等を取得する目的ではないことが明らかな借入金等に係る負債利子まで含めることとなっている。これら借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないように要望するもの。

② 負債利子は受取利息と支払利息のネット後とすること。

金融機関は、資金の貸借による利ざやを獲得することを業としていることから、このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法、例えば外形標準事業税の純支払利息のように、受取利息と支払利息をネットするといった算定方法の創設を要望するもの。

③ 金利スワップの繰延ヘッジ損益・特例処理損益相当額を、負債利子控除の支払利子から除外すること。

銀行は金利スワップをファンディングのためではなく、ALMオペレーションの一環として（金利リスクマネジメント目的で）行っている。このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法の創設を要望するもの。

元本所有期間等に応じた控除可能額算定の仕組を廃止することを要望。実際に支払った所得税額の一部が控除不能となり、損失処理することに合理性がない。また、金額的影響が小さい場合が大半であるにも関わらず、計算が複雑で事務負担が非常に大きく、業務の効率性が著しく損なわれている。

3) 議決権による持株割合算定の提案

【理由】

- ・ 現行法では発行済株式数のみで判定を行っているが、発行済株式又は議決権のいずれか多い割合で判定を行うものとすることを要望。

議決権ベースで3分の1超えているものの、種類株式の発行により発行済株式ベースでは3分の1以下となるケースが生じる。

平成27年度税制改正時に、関連法人株式等の判定に係る持株割合については、会社法で特別決議を阻止できる3分の1を想定されているものと理解しております。

当該趣旨を鑑みれば、受取配当等の益金不算入の持株割合の判定の基礎に議決権を入れるべきものと考えられる。また、国外配当等益金不算入の取扱いとも整合する取扱い。

(3) みなし配当

- ・ ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得にみなし配当規定の適用を認めることを要望する。

ToSTNeT市場は、法令23③一の「金融商品取引所の開設する市場」に該当するため、ToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は、みなし配当規定の適用がある自己株式の取得には当たらないと解釈されている（平24.5.25 東裁（法）平23-233）。

確かにToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は金融市場内での取引ではあるものの、取引所の時間外に行われるものであり、実質的には相対取引と同様であると考えられる。また、法的手続や事務負担等のビジネス上の観点からToSTNeT-3の利用が望まれる場合においても、税務上の取扱いが障害となり、ToSTNeT-3の利用が見送られるケースが多くみられる。こうしたToSTNeT-3の利用を阻む税務の要因を排除するためにも、ToSTNeT市場を「金融商品取引所の開設する市場」から除外する規定を設けていただきたい。

- ・ 外国法人にその発行株式を買取ってもらう場合、当該外国法人の財務諸表上の資本金及び資本剰余金の金

額を国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算する特例の明文化を要望する。

出資先の外国法人が資本の払戻し、あるいは自己株式の取得等を行った場合、株主である内国法人が本邦税法に基づくみなし配当額を計算するにあたって、本邦税務上の資本金等の金額（法令8条）を算出することが困難な場合が多い。

したがって、現実的には、外国法人の財務上の資本金及び資本剰余金の金額を国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算することを容認する立法的な解決が必要。

(4) 有価証券の評価

1) 有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

【理由】

- IFRSを強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上、税法と同じく償却原価法を採用していた上場企業にとっては利息法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならなくなるため、有価証券の保有種類、保有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

2) 自己査定等による無税償却の認容と損金算入要件の緩和

【理由】

- 有価証券の期末評価を資産自己査定と同じ基準での無税償却を可能とすることを要望する。或いは、貸出金等の債権が貸倒損失以外にも個別貸倒引当金の損金算入が可能なように、有価証券に関しても損金算入要件の緩和を要望する。

銀行等の金融機関は業種特性として有価証券を大きなボリュームで保有。現行は発行法人が破綻した場合等極めて厳格な損金算入要件のため、巨額な財税不一致額を発生させている。このため、財務・税務の二つの償却基準への習熟が求められ、事務負担・管理負荷が過大となっている。

3) 種類株式の譲渡損益

【理由】

- 種類株式を法法61の2⑭に定める事由により譲渡をした場合において、法法61の2⑭各号に規定する株式等で、その譲渡をした種類株式の価額とおおむね同額の株式等の交付を受けたときは、その種類株式につき譲渡損益は生じないこととされている。

しかし、どのような場合に「おおむね同額」といえるのか明記されていないことから、この規定の適用を躊躇してしまうケースがある。したがって、法令上、その意義を明らかにしていただきたい。

4) 取得価額に含めるべき金額の範囲の明確化

【理由】

- M&Aのデュー・ディリジェンス費用については有価証券の取得価額に含める必要があるが、費用の範囲を明確にすべき。
- 投資が増大するなか、実務上、どこまでが購入に要する費用なのかの線引きが困難であるため、取得価額に算入すべき費用の明確化－有価証券の取得価額に算入すべき「購入に要する費用」の定義を明確化いただきたい。

5) (非適格) 現物出資により取得した有価証券の取得価額

【理由】

- 事業の移転を伴う非適格現物出資については、被現物出資法人の発行する株式の現物出資時の価額とすることを要望。

実務上、特に被現物出資法人が上場株式の場合などは被現物出資法人の株式の価額を以って譲渡対価の額

が計算されるものの、現物出資を行う法人の株式の取得価額の書きぶりに齟齬があるため、直前に当該株価が急騰した場合などに問題が生じる。

6) 上場株式以外の有価証券

【理 由】

- ・ 非上場株式については、債務超過が継続している等の理由で監査法人から会計上の評価損計上を要求されるケースが多いが、税務上の損金計上が認められないため、税会差の管理が煩雑となっている。そのため、非上場株式についても、当該会社の2年連続の債務超過などの形式的な理由での評価減の損金算入を認めていただきたい。

(5) 減価償却資産の償却等

1) 損金経理要件の撤廃

【理 由】

- ・ 減価償却の損金経理要件によれば、会計上の償却年数が税務上の償却年数よりも長い場合、損金算入が認められるのは税務上の償却限度額よりも少ない会計上の減価償却費となるが、国内でも導入が進んでいるIFRSでは、企業によって利用可能と予想される期間を償却年数としているため、企業が会計基準としてIFRSを導入した場合、会計上の償却年数が税務上の償却年数より相当程度長くなり、税務上の損金算入メリットを享受できないケースが想定される。

したがって、IFRS導入企業が会計監査で会計上の償却年数が適正と認められている限り、損金経理額を超え、かつ償却限度額に達するまでの減価償却費については、税務調整による損金算入の容認を要望する。

- ・ IFRS導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計の乖離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃していただきたい。

2) 少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理 由】

- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、併せて、一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。

3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

【理 由】

- ・ ガス事業においては中小企業者が多く、本制度は減価償却資産の管理等の事務負担軽減やパソコン等の少額減価償却資産の取得促進による事務処理効率化を図ることに活用されており、延長を要望する。
- ・ 地域経済や雇用を支える中小企業の活力維持のため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を延長いただきたい。

4) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理 由】

- ・ 3年という短期間で結局全額損金算入されるものであり、会計と税の一一致、申告調整額算定の申告、納稅事務負担軽減のために、少額の減価償却資産の取得額引き上げ及び一括償却資産制度を廃止することを要望します。

5) 固定資産の即時償却

【理 由】

- ・ 米国で「固定資産即時償却」導入済であり、競争力維持から日本にも類似の導入を求める。

6) ソフトウェアの償却期間の短縮

【理 由】

- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産及び自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。

7) 電話加入権の損金算入

【理 由】

- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 加入権返還による返金も無く、市場における流動性も無い現状から、損金算入できるようにすることが、経済実態を正しく反映することとなるため、電話加入権を減価償却費等により損金経理した場合、損金算入できるようにしていただきたい（長期に渡っての損金算入でもよいので、最終的には0円までの損金算入としていただきたい）。
- ・ 電話加入権は返金もされない、譲渡もできない、固定電話自体に価値がない。経済的実体とあまりにかけ離れている状況と考える。是非評価損を認めてほしい。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。
- ・ 近年、IP電話等の普及により固定回線の利用頻度が低くなり、遊休となっているケースが多い。また、度重なるオフィスレイアウト変更などにより回線の担当変更など管理が困難となってきているため、税務上も損金算入を認めていただき事務負担を軽減していただきたい。

8) 国外PEに帰属する減価償却資産の償却の方法

【理 由】

- ・ 国外PEに帰属する減価償却資産の償却方法をPE所在地国会計基準によって認められた償却方法によっている限り（但し、一括償却によっている場合を除く）、当該償却費に計上された金額を各事業年度の損金の額に算入する金額の限度額とする。具体的には、措令39の15②三と同じ取り扱いとすることを要望。
海外拠点においては現地基準と日本基準の二重管理で極めて負担が大きいことに加え、瑣末な過誤により多大な事務コストが生じている。AOAにおいて独立企業間原則が徹底される中、現地会計・税務で容認される償却方法を認めるることは自然な取り扱いであり、実際に外国子会社合算税制においてはそのように取り扱われており、（金額の重要性含め）課税上の弊害はない。

9) 定率法償却率の一本化

【理 由】

- ・ 債却計算の煩雑さによる事務処理手続きの負担軽減のため。取得時期によって、旧定率、新定率の250%定率、200%定率と3種類の償却計算の使い分けが必要なため、一本化して頂きたい。

10) 資産区分の見直し

【理 由】

- ・ 平成20年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。建物についても同様の改正をお願いしたい。

(6) 資産の評価損

1) 有価証券の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理 由】

- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。
また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。

2) 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理 由】

- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。

(7) 役員の給与等

損金算入要件の緩和・明確化

【理 由】

- ・ 業績連動給与の定義は、「・・・株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの」となっている。しかし、付与される数が、固定給与額を基礎とし、付与時の株価に応じて変動してしまうものは、業務連動給与から除外することを要望する。
業務連動給与のうち、ストックオプションに係る退職給与については、役務の提供期間以外にも、職位に応じて固定報酬額に相当する新株予約権を付与することある。そのようなケースでは、交付される数は変動するが、決まった金額が給与となることから、業績に連動して役員への経済的利益が変動しない為、損金不算入とする理由がない。
- ・ 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は業績連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。

上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。

- ① 法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分もあることから、法令の抜本的な改正が望まれる。
 - ② 実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方方が不明確である。
 - ③ 使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。
- ・ 出向と定期同額給与の関係について、法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要望する。

法人税基本通達9-2-46は、左記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないと想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、（国税庁の通達解説に示されたような）「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しない

ものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

- ・ 役員に対して支給する（退職）給与のうち不相當に高額な部分の算出方法を明確化することを要望する。
　役員に対して支給する給与が過大であるかどうかは、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給状況等に照らして判定することとされている。しかし、同種同規模の法人であっても地域等の要素により支給額に差が生じることが考えられる。また、地域別、業種別、規模別の役員（退職）給与の支給額を確認することは現実的に困難である。

したがって、不相當に高額な部分の算出について具体的な基準を設けるか、過大であるかどうかの判定に必要となる役員（退職）給与の支給状況等に関する資料を公表していただきたい。

- ・ 外資系日本子会社がその業務執行役員に業績連動給与を支給する場合の規定を整備することを要望。
　平成29年度改正により、一定の要件のもと、同族会社（非同族会社の100%子会社等）がその業務執行役員に支給する業績連動給与を損金の額に算入することが可能となった。

この一定の要件のなかには、算定方法の金商法第24条第1項に規定する「有価証券報告書」への記載や会社法404条第3項に定められた「報酬委員会」等における決定が含まれている。そのため、外国法人を親会社とする日本の子会社が業績連動給与を支給する場合において、これらの要件を満たすことができるか否かについて、疑義が生じている。

そこで、外国の親会社の本店所在地国における法令に基づき、「有価証券報告書」に相当するもの又は「報酬委員会」に相当するものといえるものであれば、上記の要件を満たすことができるように規定を整備していただきたい。

- ・ 役員給与の一部について損金算入が可能となっているが、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りにおいては、原則損金算入を認めるべきであると考えられることから、役員給与については、原則損金算入可能とする事を要望する。
- ・ 合理的な賞与まで損金不算入となるため、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については不相當に高額なものを除き損金算入（同族会社を除く）とするよう要望する。
- ・ 現行の施行令第69条第9項では、損金算入の対象となる「業務執行役員」は、「同施行令第16項各号に掲げる手続の終了の日〔例：取締役会決議の日〕において業務執行役員に該当する者」と定義されている。

この項を廃止するか、もしくは「（業績連動）給与に係る職務を開始する日」等に変更して欲しい。

平成29年度税制改正において、役員に対する退職給与についても、業績連動給与に該当する場合には、業績連動給与の損金算入要件を満たすときに限り損金の額に算入されることとされたが、施行令第69条第9項は、基本的に平成29年度税制改正前の内容が維持されている。

このため、業績連動型の退職給与の算定方法を総会や取締役会等で決議したとしても、新任の役員が発生する都度、同じ内容の決定手続きを繰り返し行わなければ、新任役員の業績連動給与の損金算入要件を形式的には充足しないことになってしまふ。

会社法上は、総会や取締役会に於いて一度業績連動給与の算定方法を具体的に決議すれば、以後新任役員が発生する都度繰り返し決議を行う必要は無いものと考えられるが、損金算入のために繰り返し同じ内容の決議を強いることは、損金算入要件として過度に厳しいと思われる。

経済産業省の「株式報酬、業績連動報酬に関するQ&A」のQ65で、「当初の開示における算定方法が新任の役員にも適用されることとされている場合には、追加の開示は不要と考えられます。」とされているが、手続要件の方も同様の取扱いが得られるように同施行令を改正すべきである。

- ・ 平成29年度税制改正にて、「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備として、リストリクテッド・ストックにおける一定の時期に確定した金額又は数を交付する役員報酬（①類型「事前確定届出給与」）については損金算入可能となったが、1年以上の期間の業績に連動した株式等を交付する役員報酬（②類型）については、損金不算入のままだっている。

これは、「評価の方法や実務が確立していない」「会計上の取扱いが不明確」という理由で、当面対象外とされたことが財務省HPの「平成29年度税制改正の解説」に記載されているが、2019年5月27日に日本公認会計士協会より「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表され、会計上の取扱いが整備されてきている状況であり、また、2019年5月末までにリストリクテッド・ストックの導入を公表した企業は

313社にものぼるため、実務も確立してきていると思われる。

そのため、今回要望事項としてあげる環境は整ったと考える。

(8) 寄附金

1) 捐金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理 由】

- ・ 昨今、大企業は企業統治の厳格化に加えて、環境問題や社会問題への取組みが求められている。企業として、迅速かつ大胆にそれらに取組んでいくにあたり、寄附金の無税限度額がネックになる場合が少なくない。
一方、政府および日本銀行が何年もデフレ脱却に取組んでいる中で、景気を底上げする方策が必要。企業が株主への説明がしやすい無税限度額内での環境・社会への貢献（寄附）は、民間の資金移動を活発にし、景気活性化させる効果がある。その効果を最大限にするためには、現状、単年度限定となっている無税限度額を、過年度（複数年度）分に繰り越して使用できるようにするもの。
- ・ 連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加している。当該費用については寄附金の問題が生じうるため、親法人としてどのような費用を負担してよいのかを明確化すべきである。

2) 寄附金の損金算入限度額における資本金等基準等

【理 由】

- ・ 平成24年度改正以後、損金算入限度額 = (所得金額 × 2.5% + 期末資本金等の額 × 0.25%) × 1/4と縮小されているが、昨今2020年オリンピック開催等に関連して一般寄附の要請を受ける機会が増大していること等から、この限度額を従前の「1/2」に戻して頂くことを要望します。併せて、期末資本金等の額が資本金 + 資本準備金の額を下回る場合には資本金 + 資本準備金の額を用いることとする改正を行うことを要望します。

平成27年度改正により地方税法（事業税外形標準資本割及び住民税均等割）に関し、期末資本金等の額が資本金 + 資本準備金の額を下回る場合には資本金 + 資本準備金の額を用いることとする改正が行われたことと平仄を合わせて頂くことが合理的と考えます。

- ・ 組織再編等の結果、資本金等の額がマイナスになると、会社規模に応じた限度額計算が行なわれないため、資本金等基準については、B/S「資本金」と税務上「資本金等の額」のいずれか大きい方で計算することを要望。
- ・ 平成27年度に地方税の事業税外形標準課税の「資本割」について自己株式は資本金等から控除しないこととなつたが、国税の法人税「寄附金損金算入限度額」の期末資本金等の金額は引き続き自己株式は資本金等から控除される取り扱いとなっており不整合が生じていることから、寄附金限度額計算において自己株式の額を資本金等から控除しないことを要望します。

3) 国等に対する寄附金がある場合の附帯税免除

【理 由】

- ・ 国等に対する寄附金がある場合の附帯税免除を要望する。

（事業年度中に国等に対する寄附金がある場合、当該事業年度中に支払われた当該国等に対する寄附金の額の範囲内において、当該事業年度の法人税調査等の結果、加算税、延滞税、等の附帯税を免除する）

国等に対する寄附金がある場合、国等への財政上の負担を積極的に行なっている証左であり、かかる法人に対して過小納税等の罰則として附帯税が課されるのは、過度に厳格な取扱いと言える。附帯税の発生はマスコミ報道等で、納税に消極的な企業のイメージを喧伝される場合が多く、そもそも企業の姿勢と乖離することとなる。

4) 地震、水害等大規模な災害に対する寄附金の税額控除化

- ・ 国等への寄附金は通常損金として認められているところ、災害に対する支援が必要な場合は、極めて緊急性が求められるものであるため、災害支援の支出が通常の寄附金で認められる効果（損金による所得影響）以上に、税額控除を可能にすることで、被災地への資金援助を迅速化するとともに支援を促進できる。
- ・ 国等への寄附金は実質的に納税と経済効果は同じであり、所得控除よりも税額控除としても支障はない。

(9) 貸倒損失

損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上も容認すること。
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。

(10) 引当金

1) 個別貸倒引当金制度の復活

【理由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。

2) 貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理由】

- ・ 一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の目途のないものについて損金算入を認めたい。継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため。
- ・ 金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却（協分類債権に対する財務上の直接償却）がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等を要望する。

各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっているため要望する。

また、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものであるため、セットで要望する。

- ・ 金融機関が既存の債務者における借入金を「資本性借入金」(DDS)へ転換する場合に適用できる長期棚上げの個別貸倒引当金の繰入れについて、損金算入が認められる当該借入金にかかる弁済期限の基準を、5年超から3年超に緩和することを要望する。

個別貸倒引当金において長期棚上げという規定があるが、「長期」の概念としては、一般的に3年超という期間の概念も含まれると考えられないか。

銀行としては、DDSを検討する先は早期の債務超過解消が見込める先が対象であり、税務上の取扱いをより柔軟なものにすることにより、より一層のDDS活用が見込まれる（裾野が広がる）と思料される。

- ・ 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の対象となった金銭債権のうち、前回回収から5年以上回収が無い金銭債権については、5年を経過する事業年度における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額から除外する。

一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額から除外した金銭債権は、前事業年度の一括評価金銭債権の貸倒引当金額の範囲内において無税償却を可能とする。（当該償却額は貸倒実績の対象外とする）

銀行の金銭債権には債務者の状況が不明で、回収の手段が無くなった債権が多額に累積している。これら

は5年～10年、それ以上、回収されないままの明細も少なくない。債務者の状況が判明していれば、個別評価金銭債権として管理できるが、債務者が行方不明で状況が判明しない明細については、貸倒にもできず、一括評価金銭債権帳簿価額のままとなり、一括評価金銭債権の貸倒引当金（無税）の額をいたずらに膨張させてしまっている。

これらの自体を解消するため、これらの長期歩留まり金銭債権を、前年度の引当金（無税）の範囲内で無税償却を可能とし、一括評価金銭債権の貸倒引当金を適正なレベルに是正することを提案する。

当然に、この無税償却した金額は貸倒実績率に影響させることは適当でないため、貸倒にはカウントしない。

3) 債権回収業者（サービス）が取得した債権に係る貸倒損失の特例の創設

【理由】

- 一般的に、サービスは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービスにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上判断を行うことは合理的ではない。

したがって、サービス等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(11) 欠損金

1) 欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理由】

- 我が国の繰越欠損金の控除限度及び繰越期間は諸外国に比べて制限が厳しく、納税に過度な二重課税を強いる結果となっていることから、法人税収とのバランスにも配慮しつつ、早急な改善を要望する。

繰越期間を過ぎた欠損金は使用できず、継続企業を前提として通期の所得計算を行う場合には、失効した欠損金相当額の税率相当分は税負担増となる。これにより、欠損金発生以降の通算の企業の税負担は、依然として高い水準にある法定実効税率を上回る状態となるため。また、青色欠損金（連結欠損金）の控除限度割合の引下げにより、青色欠損金（連結欠損金）を有している法人の実質的な税負担が増加しないよう、現在中小企業者等にその規定の適用を限定している欠損金の繰戻しによる還付を全ての法人が適用を受けられるようにするため。

- 法人税制は国際的な制度とのイコールフィッティングの視点が重要であり、設備投資を促し、国際協力を確保するためにも、欠損金の繰越限度について、欧米諸国と同様に繰越期間を制限しないか、控除限度額を100%認められたい。
- 当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間は、キャッシュフローに影響を与え投資の意思決定を大きく左右する。

投資に対する積極性を確保し我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化及び控除制限の撤廃をお願いしたい。

- 欠損を計上している会社の収益力向上・業績回復のために繰越欠損金の使用制限を撤廃していただきたい。
- 欠損金の繰越期間は平成30年度より10年に延長されるものの、繰越期間が無制限であるEU諸国と比較すると不利な制度となっているため。欠損金の控除上限を撤廃し、繰越控除期間を更に延長されることを要望する。
- 欠損金の控除限度額は、平成30年度に50%まで段階的に縮小されるが、欠損のある企業の早期業績回復を促すため撤廃を要望する。
- 本制度は、平成4年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコールフィッティングの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただきたい。
- 当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間はキャッシュフローに影響を与え、投資の意思決定を大きく左右する。

投資に対する積極性を確保し、我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長又は無期限化及び控除制限の撤廃をお願いしたい。

- ・ 欠損金の繰越控除は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営を行っていくために重要であることから、欠損金の繰越期間の延長を要望する。
- ・ 課税の公平性、国際競争力の強化の観点から、永続的な期間で損益を通算できる制度とすべきである。
研究開発期間が長期にわたり、費用と収益の認識タイミングに大きなズレを生じるケースがあり、欠損金の使用制限もあるなかで、限定期間のみ使用可能とする制度では、欠損に紐づく利益が出ても、相殺ができない。
- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損金の繰越控除期間が平成30年度から10年に延長されるが、欧米諸国に比べると未だ不利な状況にあることから、更なる延長を図るべきである。
- ・ 国際的イコールフィッティングの面からも現在の10年は短すぎるため、繰越欠損金の繰越期限を米国並みの20年に延長することを要望する。
- ・ 国際競争力維持のため、所得の50%という使用制限と10年間という繰越期間は厳しい制度。主要国と同様に繰越期間については無期限としてほしい（法人事業税についても同様）。
- ・ 研究開発投資の長期化が進む中、長期的視野での投資拡大を進めるために、諸外国に比べ不利になっている欠損金の控除期間を無期限とすることを要望いたします。

2) 欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用

【理由】

- ・ 欠損等法人の欠損金に使用制限がかかる事由に該当するかを判定する際に指標となる事業規模について、法令113の2⑪一～三に規定する事業区分のいずれにも該当しない事業に係る事業規模の基準を明確にすることを要望する。
法令113の2⑪一～三では、事業を①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供の3つに区分して事業規模の基準を定めているが、たとえば、投資業などはこの事業区分のいずれにも属さない。
また、投資資産が匿名組合出資の持分などである場合、損失の分配を受けることがあるが、損失分配額が売上金額又は収入金額に含まれるのか否かについても明らかではない。
したがって、たとえば投資業については、投資総額で事業規模を判定するなど、その事業の実態を適切に反映する基準を設けていただきたい。

(12) リース資産の償却等

【理由】

- ・ 税法の解釈を明瞭化し、不要な会計と税務との差異を解消するため、税務上のリース取引に該当しないリース（所謂「オペレーティング・リース取引」）について、フリーレント期間がある場合、リース料総額をリース期間に均等按分する費用計上を可能とする規定の明確化を要望。

(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRS等の新しい基準への対応

【理由】

- ・ 昨今、企業会計制度の変更（IFRSへの収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ 税務会計側でもこの財務会計側の動きと平仄を合わせ、財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることで、財務会計と税務会計の乖離を是正していただきたい。

昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。

一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当者レベルでは財務会計と税務会計の差異の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。

このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有り難く、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討頂きたい。

2) 研究開発費用関連の損金算入

【理由】

- ・ 会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため、会計上容認される研究開発費について法人税法上も損金算入を容認してほしい。

3) 工事進行基準に関する会計基準との齟齬の是正

【理由】

- ・ 請負工事（追加工事含む）の対価の額が期末において確定していない場合の収益計上方法について、現行税法における「該当原価の見積額を対価の額とみなす」とされている基準を、「工事契約に関する会計基準」（合意かつ合理的な見積による）と整合させて欲しい。

現行税法であれば、未確定の追加工事の概算計上額が最低でも損益±0（原価イコール）となり、実態が反映されないばかりか、仮に当該請負工事（本体）が当初より赤字工事であった場合においては、完工工事高の過大計上となり、会計上容認されない。

（進行基準工事に赤字工事がない前提で作成された時代の遺物である）

- ・ 工事進行基準の売上計上について、法人税法施行令第129条3項の条文「当該事業年度終了の時における進行割合を乗じて計算した金額から当該事業年度前の各事業年度の収益の額を控除した金額」を「減算した金額」と改正することで、企業会計と同様に税務においても上記の損失計上（マイナス売上）が認められるようになりたい。

工事進行基準の売上計上について、法人税法施行令第129条3項の条文は、「当該事業年度終了の時における進行割合を乗じて計算した金額から当該事業年度前の各事業年度の収益の額を控除した金額」となっており、「減算した金額」とはなっていないことから、文理解上、値がマイナスになるまでは差し引くことは出来ず、当該事業年度の売上がマイナスになることは認められないとの執行が為されている。工事進行基準については平成20年度の税制改正により、いわゆる赤字工事であっても工事進行基準の方法を選択できることとなり、当初から損失が見込まれる工事については工事の進捗に応じた損失計上が認められる中で、工事途中で生じた損益悪化（総原価見積の増額や総売上の減額に伴うマイナス売上）については、上記条文により発生時点では認められないとされていることは改正の趣旨に合わないと考えられる。

（総原価額の増額や売上額見直しが生じ、再計算後の進捗が前期の進捗に届かない場合、売上がマイナスされずに完了期まで持ち越されることで、所得への影響があるほか、進捗のずれを完了期まで別計算により管理する必要があり、実務上負荷が生じている。）

4) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入

【理由】

- ・ 近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、確定債務主義をとる税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。特に賞与引当金及び退職給付引当金等については、労働の対価等を基準として発生主義に基づいて費用計上されるべき性質のものであり、企業会計基準に準じて損金算入できるよう、見直していただきたい。

5) 金融商品会計

【理由】

- ・ ヘッジの有効性の判定には、多大な事務負荷と実務対応コストが発生するため、ヘッジの有効性の判定に於いて、金融商品会計に関する実務指針158のように一定の場合に当該判定を省略できるようにすることを要望する。
- ・ 企業会計上、ヘッジ取引の実態を反映し、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を同一の会計期間に認識するためにヘッジ会計が導入されたことを前提に、企業会計と同様、税務上もヘッジ取引の実態を正しく示すよう、財税不一致を解消することを要望。

企業会計上、ヘッジ取引の実態を反映し、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を同一の会計期間に認識するためにヘッジ会計が導入されたことを前提に、企業会計と同様、ヘッジ取引の実態を正しく示すとともに、税務上の観点から、デリバティブ取引を利用した利益調整が行われるといった課税上の弊害を防止することを目的とするものであり、企業会計上、ヘッジ会計が適用される取引については、課税上の弊害が認められない限り、原則として税務上もヘッジ処理を行うことで、ヘッジを行うビジネス上のリスク管理を阻害しない。

(14) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

【理由】

- ・ 確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっています（平成32年3月末まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすことになります。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになります。また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。

試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうことになります。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。

- ・ 企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。
- ・ 長期金利が低迷する状況下において、企業年金の積立額を減少させ、企業年金財政の健全性確保に支障をきたすものであるため、特別法人税の廃止を要望する。
- ・ 少子高齢化が急速に進行し、マクロ的な社会保障負担が経済全体に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るために、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成11年度より適用が停止されており、平成29年度税制改正

においても3年間の措置延長が図られている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれかねない。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

- ・ 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成31年度までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

- ・ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成32年3月31日迄で課税停止措置の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を要望する。
- ・ 国民がより豊かな老後生活を送るために、公的年金を補完する制度として、確定拠出年金制度の果たす役割の重要性が高まっている。欧米における同種の年金制度は、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本としているが、わが国では、企業年金等の積立金に対して、運用時に特別法人税が課されることとされている。特別法人税は、令和2年3月まで課税が停止されているが、課税が行われることとなれば、企業の掛金負担の増加や、給付額の減少につながりかねない。そのため、特別法人税について、撤廃、少なくとも課税の停止を延長することを要望する。
- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係わらず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、国際的にも見劣りしない水準の制度とするため、また、主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、平成32年3月末まで課税凍結されている積立金の特別法人税について撤廃を要望する。
- ・ 退職年金等積立金等に対する法人税は、平成31年度まで課税が停止されているが、運用時と受給時の双方に課税する方式そのものが不適当であると考えられることから、退職年金等積立金に対する法人税の課税は廃止していただきたい。
- ・ 拠出時・運用時については受給者の年金資産形成における経過状態であり、遅延利子相当という特別法人税の考え方方は認められない。また同一課税客体への重複した課税を避けるため、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に基づき、本来受給時のみに課税すべきである。
- ・ 2020年3月末まで課税凍結中であるが、地方税含む1.2%の税率で特別法人税を課すことは、現在の運用環境下では企業の負担が極めて大きく、適用凍結ではなく撤廃をお願いしたい。
- ・ 企業年金及び確定拠出年金は、公的年金を補完し、勤労者の老後生活の維持・安定を図る上で大きな役割を担っており、急速な少子・高齢化が進展する中、その重要性はますます増大しております。退職年金等積立金への課税は資産運用に悪影響を及ぼすほか、国際的にも例を見ない課税となっており、現在課税が停止されている特別法人税については制度を撤廃すべき。

(15) その他

1) 外国の事業体に係る課税の明確化等

【理由】

- ・ チャリタブルトラスト（慈善信託）が株主である外国法人の完全支配関係の判定を整備し、中小法人に該当するものとして中小法人向けの特例措置の適用を認めることを要望する。

平成22年度の税制改正において、中小法人向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄附することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するか否かを判定する場合、(1) 平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法法143⑤二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、(2) 新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものとして受託者（=委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。

しかし、(2)の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

- ・ 2015年のデラウェアLPSの最高裁判決を受け、外国籍任意組合等の日本の税務上において法人格の有無の判定は非常に重要。ただし、本邦税務上、「法人」の概念は民法等の定義を借用しており、外国籍任意組合等については判断が困難若しくはできないということが生じているため、ここを明確化すべきと考える。

2) 組合に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る所得の計算方法を法令上整備することを要望する。
匿名組合事業における支出金額のうちに寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したものとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で示されているが、「等」の範囲が明確とされておらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。
- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記することを要望する。

平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。

また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。

- ・ 減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2（注）3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。
- ・ 現状、任意組合・有限責任事業組合・匿名組合等の損益の帰属については法基通14-1-1・14-1-2・14-1-3に依拠しており、法人税法上明確な規定が設けられていないため、実務上、判断に苦慮することが多い。そのため具体的な取り扱いについての法制化を希望する。
- ・ 会計上純額法を適用した場合でも、課税上弊害がないように明細書を作成する等の要件を課すことを明文化して、受取配当金等の別表調整を認めることを明確にしていただきたい。
- ・ プライベート・エクイティ・ファンド等による投資では、近年金融機関等から任意組合等の組合員として出資を受ける方法でいわゆるメザニン・ファイナンスを検討する事例や、マネジメント・バイアウトの取引において任意組合等に組合員として機関投資家及びマネジメントが共同して出資・投資する事例などにおいて、その立場の異なる組合員間において、複雑なリターンの配分や（一定の金額までは機関投資家への分配を優先するなどの）複雑な分配の順序の設定を検討するケースが徐々に増えてきているように思われる。

こうした投資では、組合出資者間の出資残高の割合や累積の分配請求権の割合が経常的に変動する状況が生じるところ、現行法では通達を含め明確な規定はなく、また、このような出資割合の変動を組合財産の譲渡とみなして課税するとする学説等もあるため、ビジネス上の要請に反して採用し難い状況が認められる。

投資が継続しており直ちに課税上の弊害を伴うものでもなく、出資割合と損益分配割合が異なる一定の組合投資については、このような出資割合の変動に起因する法人税・所得税の課税がないことを明確にすることが望ましい。

3) 構成員（パススルー）課税の導入

【理 由】

- 法令上組合税制の規定がないことから利用が進まない部分があると思われるため、組合税制を法令上規定していただきたい。その際には組合への一定の現物出資・現物分配については課税繰り延べを認め、パススルーの取扱いを認める方向でお願いしたい。また相続税・贈与税の財産評価において会社形態と比較して過度な負担にならないよう配慮していただきたい。
- 時代を担うメガベンチャー創出のための税制インフラとして、LLCへの出資者に対するパススルー課税導入が有効と考えられるため、法人税法本法におけるパススルー課税の導入（LLC）等恒久的税制インフラの整備を要望する。
- 事業再編・事業再構築を促すため、合同会社での構成員（パススルー）課税を認めるべきである。

4) ストック・オプション付与に係る費用の付け替え

【理 由】

- 平成29年度改正により、個人から役務の提供を受ける法人以外の法人が発行した特定新株予約権が交付される場合にも法人税法第54条の2が適用されることとなった。

特定新株予約権の費用を損金に算入する法人は、その発行法人ではなく、個人から役務の提供を受ける法人であると考えられるが、発行法人からの費用の付替えの有無・付替えの額にかかわらず、新株予約権の発行時の時価（役員に対する事前確定届出給与のうち確定数給与に該当するものについては、交付決議時価額）を給与等課税事由が生じた日において損金の額に算入することになるのか、明確にしていただきたい。

5) 外資系企業が特定譲渡制限付株式を役員・従業員に付与する場合における費用の取扱い

【理 由】

- 法人税法54条において、「特定譲渡制限付株式」となる譲渡制限付株式の範囲（役員等に生ずる債権の現物出資と引換えに交付される譲渡制限付株式又はその役員等に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその給付された譲渡制限付株式のうち、役務の提供を受ける内国法人又はその関係法人が発行したもの）が規定されているが、この規定は会社法をベースとしたものとなっている。

したがって、たとえば外資系企業については、この要件を満たすことができないケースも想定されることから、外資系企業に生ずる譲渡制限付株式に係る費用についての取扱い（損金算入可能であるのか否か）を明確化していただきたい。

6) 外貨建資産等の換算方法

【理 由】

- 外貨建資産等の法定換算方法を期末時換算法に統一することを要望する。
- 外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その取得日の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要があり、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法（長期外貨建債権等は「発生時換算法」、短期外貨建債権等は「期末時換算法」）で換算することとされている。

しかし、外貨建取引に関する会計基準（外貨建取引等会計処理基準）によれば、外貨建金銭債権債務は決算時に決算時の為替相場により換算することとされていることから、税務上もこれと合わせ、外貨建債権債務が短期であるか長期であるかにかかわらず、法定の換算方法を「期末時換算法」とすることとしてはどうか。そして長期外貨建債権債務について「発生時換算法」を選択した場合のみ、換算方法の届出を行うこ

ととしてはどうか。

7) 繰延資産の縮減・廃止

【理由】

- 税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果の及ぶ期間」の判定も容易ではない。この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることから税法固有の繰延資産は縮減・廃止するべきである。

8) 繰延資産の範囲の明確化

【理由】

- 法人税法施行令14条6号ホに規定する「自己が便益を受けるために支出する費用」について、その便益の具体的内容や範囲が不明確なことから、税務上判断が困難なケースが多い。したがって、「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当する場合を限定列挙する等、その範囲を具体的に明確化することを要望する。
- 支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶものとの定義があるが実務としての判断が困難であるため、繰延資産の範囲・定義につき明確化していただきたい。

9) 確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等の柔軟な取扱い

【理由】

- 早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、以下の措置を講ずることを要望します。
 - 確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入
近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を図るだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します。
 - 基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入
厚生年金基金で認められている、翌年度に発生予定の積立不足額に基づき設定可能な特例掛金について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、厚生年金基金と同様に予算作成を行っている基金型確定給付企業年金についても特例掛金の設定を可能とすることを要望します。
 - 確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の柔軟化
現在、確定拠出年金への一部移行時の一括拠出は、移換者の移行部分に係る積立不足額が基準とされ、円滑な移行が可能とされています。平成23年度制度改正前においては、移行元制度の確定給付企業年金および厚生年金基金の制度全体に係る積立不足額が基準とされており、早期の年金財政の健全化が可能とされていました。
そこで、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足額を下限とし、制度全体に係る積立不足額を上限とすることを要望します。

10) 配当等の計算期間の初日に元本を取得した場合における簡便法の計算方法

【理由】

- 配当等の元本を取得した日がその配当等の計算期間の初日である場合において、配当等の計算期間の「開始の時」に元本を所有していたものとして取り扱ってよいかが明らかでない。
「開始の時において所有していた元本の数」には、計算期間の初日に取得した元本の数を含むのかどうかを明確にしていただきたい。

11) 所得税額控除における株式配当に係る元本保有期間の制限の撤廃

【理 由】

- ・ 所得税額控除のうち株式にかかる配当については、その元本を所有していた期間に対応する部分の金額だけが控除されることになっているが、保有期間に関わらず全額控除することを要望する。
平成26年度税制改正で、平成28年1月1日以後受ける公社債等にかかる支払利子、配当金等にかかる所得税額控除の所有期間按分が廃止されており、株式にかかる配当についても同様に全額控除が認めらるべき。
- ・ 二重課税の状態を排除する必要があるため、株式交換により期中に新規株式を取得した場合、その新規取得株式からの配当にかかる所得税については、交換後からを所有期間とみなし、所有期間に応じた割合のみの税額控除となっているが、交換前株式の所有期間と合算して税額控除を考えることとしていただきたい。

12) 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃

【理 由】

- ・ 制度の本来の主旨は、個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正にあり、オーナーへの配当をせず法人に留保することで逃れられる所得課税の補完であったものと考えられる。平成19年税制改正において、本来の射程と考えられる中小企業を資本金1億円基準で除外し、制度は今日に至っている。

資本金1億円超の特定同族会社は、制度本来の主旨に照らして不合理な会社まで留保金課税による追加課税を余儀なくされており、特に法人形態で海外展開している特定同族会社の場合は、法人税で95%非課税とされる海外子会社からの受取配当金に結果として留保金課税が適用される大変不公平な結果となっている。

- ・ 特定同族会社に該当する上場会社を留保金課税の対象から除外することを要望。
特定同族会社の留保金課税制度が設けられた趣旨は、相互に特殊な関係を持つ少数の者が支配する法人が剰余金の分配の時期を遅らせること等により剰余金を留保することを抑止するためであることから、上場会社に対して留保金を課税することは、この趣旨にそぐわないものと考える。

13) 事業税の損金不算入

【理 由】

- ・ 現行、事業税が損金算入されることにより、法人税等の計算事務が複雑化している。事業税を損金不算入とし、税額計算の簡素化を図るべきである。
なお、企業が負担する税額が全体として増加しないよう、法人税率の引き下げを合わせて実施するべきである。

14) 控除対象消費税額の損金経理要件の廃止

【理 由】

- ・ 仕入税額控除できない控除対象外消費税額の損金算入にあたり、損金経理要件を廃止することを要望する。
控除対象外消費税の額を決算時に確定することは難しく（複数税率+個別対応の場合は更に複雑化）、金額的にも重要なものでもないため、損金経理なしに損金算入できるようにすることが事務効率化につながるため。仕入税額控除できない控除対象外消費税額の損金算入にあたり、損金経理要件を廃止することを要望する。
- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
- ・ 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方で、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃すること。
- ・ 売上高が5億円を超える企業では消費税の95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税等は損金算入されることとなったが、控除対象外消費税等のうち資産に係るもの損金算入するには損金経理が要件と

なっている。しかし、

- 1 決算確定日までの短い期間に控除対象外消費税等の正確な金額を把握することは極めて困難であること
- 2 決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に申告調整が必ず発生するため、確定した控除対象外消費税等と損金経理した控除対象外消費税等が一致することはまずありえないが、その差額は通常それほど多くなるとは考えられないこと

等から、資産に係る控除対象消費税等について、資産に係るもの以外の控除対象消費税等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において所得を減算できるよう要望したい。

- ・ 決算の短い期間に資産に係る控除対象外消費税を適正に見積り損金経理することは、実務上困難であるため、資産に係る控除対象外消費税等の損金算入についての損金経理要件を撤廃することを要望する。
- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。

しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60ヶ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。

- ・ 資産に係る控除対象外消費税額の損金算入は損金経理が要件とされており、損金経理しなかった場合には、翌事業年度以降に損金経理することを要件として5年で損金算入することとされている。しかしながら、実務上は、決算確定日までに課税売上割合を算定することが困難なことから、見積もりで控除対象外消費税を損金経理している会社も多く、損金経理額が申告上の金額より小さい場合には、当該損金経理不足額を繰越処理せざるを得ないといった弊害が生じている。これらの控除対象外消費税については、特段課税上の弊害も認められないと考えられ、損金経理要件を廃止していただきたい。
- ・ 発生した控除対象外消費税額が経費、棚卸資産に係るものもしくは20万円未満ものでない場合には60ヶ月償却での損金算入となっているが、その判定が困難、かつ、事務的負担がかかるため、繰延消費税額の全額即時償却を要望する。
- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60ヶ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。

15) 申告書の記載について

【理由】

- ・ 申告書はシステムで作成しているが、金額チェックの際に電卓で計算する必要があり、事務工数がかかっているため、一括償却資産の別表について、別表4で所得調整すべき金額の合計金額の記載欄を設けていただきたい。

16) 短期前払い費用の定義明確化

【理由】

- ・ 実務簡素化のため（継続的に役務提供を受けているものに関しては、費用計上ベースでも特段所得操作の意図がないことが明らかなるため）、短期前払費用の損金算入条件である支払済要件を撤廃し、費用計上のみでも可へと変更していただきたい。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理由】

- ・ 連結納税制度は、持株会社化等、わが国企業における経営組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に導入され、適用企業も着実に増加してきた。一方で、制度が複雑で、官民双方の実務負荷が高いことから、簡素化を含む見直しが検討されているところである。簡素化については、連結納税制度の立法趣旨を活かし、企業グループが一体経営している実態に即した取り扱いの維持を前提とする必要がある（グループ全体で計算する研究開発税額控除等の連結調整など）。

また、連結納税制度の適用範囲は国税である法人税に留まっているが、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。

- ・ 納税者等の事務負担軽減のために簡素化の方向で見直すことは望ましいものの、「個別申告方式とすること」がその目的に適っているかどうかについては慎重な検討をお願いしたい。グループ一体経営の実態に着目すれば、研究開発税制、外国税額控除などのグループ調整計算は、連結納税全体として実施すべきものであり、個社別計算への変更は制度の後退であり反対である。事務負担の増大および事務の煩雑さから制度の簡素化を理由にグループ一体計算を個社別計算へと見直すことは同義でない。

グループ経営を推進している企業において、トレード（商取引）は子法人が行い、出資やファイナンス、コンプライアンス統括機能等は親法人が担っているような例では、キャッシュ及び収益のインプットとアウトプットとが一社では完結しないことも多く、グループ一体で限度額計算を行わないと不整合が生じる。製造業においては長期間に亘ってリスクの高い巨額の研究開発及び設備投資を親法人等一定のグループ会社に集中させて実施していることから、個社毎の計算では実態を反映せずグループ一体での調整計算が必要である。

- ・ 連結納税グループの加入から一定期間後に離脱する場合について、加入しないとする範囲、時価評価課税等の対象外とする範囲の拡大を要望する事例がある。現行制度においては、完全支配関係が生じた後、その月の月末に完全支配関係が解消する場合には、連結納税グループに加入しないことが認められており、加入する場合でも、完全支配関係が生じた日から2ヶ月以内に離脱する場合には時価評価課税等を対象外とすることが認められている。

上記にかかわらず、合弁企業等を他社に売却する際に、一旦100%化した上で実施するケースがあり、この場合、諸事情により売却までに2ヶ月以上要することがあるため、一旦連結納税グループに入ると、加入・離脱時にみなし事業年度に伴う各種手続が生じる。また、時価評価課税等の対象となる場合には課税負担も生じる。これらの問題意識を踏まえ、月をまたぐ場合でも一定期間内に離脱する場合には連結納税グループへ加入しないことを認め、一旦加入するときでも、連結納税グループ各社の申告期限までに離脱する場合などには時価評価課税や欠損金等の制限の対象外とすることを認める改正を行うことを要望する。あわせて月中に行う離脱についても加入時と同様に離脱時期の特例等の制度を設け、月末にみなし事業年度が生じることを可能とすることを要望する。また、グループ内の適格再編による離脱に関し投資簿価修正を不要とすることで、円滑な組織再編の実施を後押しいただきたい。

- ・ 昨今の企業グループ経営の実態に即し、以下の点について連結納税制度を見直していただきたい。

1. 地方税（法人住民税・事業税）への連結納税制度の導入
 2. 連結納税制度における連結対象子会社の範囲の緩和
 3. 収用控除限度額の個別会社毎の合算化
 4. 寄附金限度額の資本金部分について個別会社毎の合算化
 5. 連結納税加入時の時価評価対象資産及び譲渡損益の調整対象資産の基準額（10百万円）の引き上げ
- ・ 連結納税制度について、事務負担の軽減を図る観点から簡素化の議論が行われているが、企業の税負担・稼働負担とならないよう要望する。

特に、個別申告方式への見直しについては、行政主導の要望であり、連結子法人の個別帰属額等の届出について、連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を電子申告した場合に連結子法人による提出を不要とした

2018年度税制改正内容と逆行するものと警戒しており、眞の企業要望を議論に反映させることを要望する。

- ・ 連結納税制度改正における欠損金の個別帰属額の取り扱いについて、現行連結納税制度導入済企業にとって不利益が生じないよう措置を講じる事を要望する。

a) 現行制度導入済企業の親法人が保有する既存の欠損金は新制度移行後も連結納税グループ全体で繰越控除されること。

b) 欠損金個別帰属額については、連結納税グループでの繰り越しを堅持し、個社単位での繰り越しとしないこと。

想定される連結納税制度改正において基本的な概念は変更しないとのことから、所得・欠損に係る通算処理は堅持すべきと考えるため。

- ・ 現在の政府税調の議論において、連結納税の簡素化とともに「親会社の欠損金の持込」が認められなくなることも議論されている。この点について、課税所得を基本的に稼得しない純粹持株会社に配慮して、抜本改正後も親会社の欠損金が引き続き持込できるよう配慮いただきたい。親会社の欠損金の持込を引き続き認めて頂きたい。課税所得のない純粹持株会社において、欠損金を持ち込めない影響は大きい。
- ・ 連結納税制度見直しの結果、連結納税制度導入済企業に著しい不利益（例えば、外国税額控除等のグループ調整計算廃止や連結欠損金個別帰属額の個社単位での繰越など）が生じない様、一定の配慮を行うことを要望する。

現在検討が進められている連結納税制度見直しにおいては、修正時の事務負担軽減の観点等から、個別申告方式への移行やグループ調整計算の見直し等々が検討されていると理解する。事務負担軽減の趣旨は理解するが、見直しの結果、グループ一体経営に支障を来たしたり、現行制度に沿って連結経営を進めてきた連結納税制度適用済企業に著しい不利益が生じたりすることを懸念するもの。

- ・ 既存の連結納税制度の後押しを受けて、経営の効率化・合理化の為に事業の分社化を進めてきた企業グループにおいては、親会社単体のホールディングカンパニー化に伴い、親会社の所得が欠損戻に陥る傾向にある。斯様な親法人においては、従来の連結納税制度を背景とした分社化を積極的に推進してきたが故に、グループ全体計算の廃止によって、所得を元に創出される税額控除の枠が創出されなくなる可能性があるため、現行のグループ全体での控除限度額算出方法を堅持頂きたい。
- ・ 現在政府税制調査会において、事務負担軽減を図る観点からの簡素化等の検討がされているところであるが、企業グループの一体性に着目し、企業グループの一体的経営による国際競争力の維持・確保に資するための措置としての現行制度におけるグループ調整計算の見直しにあたっては、以下を要望する。

①研究開発税制及び外国税額控除における税額調整については、現行制度を維持。

②受取配当における保有割合計算は、連結グループ全体で判定する現行制度を維持。

- ・ 現在税制調査会に於いて連結納税制度の抜本的改正が議論されており、グループ調整計算はそのすべてが廃止を検討されているが、研究開発税制については、連結納税でグループ調整計算が維持されることで、積極的な研究開発への投資が可能となると考えられることから、連結納税制度の改正が実施された場合、研究開発税制についてはグループ調整計算の仕組みを維持していただきたい。
- ・ 連結納税制度は、持株会社化等、わが国企業における経営組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に導入され、適用企業も着実に増加してきた。一方で、制度が複雑で、官民双方の実務負荷が高いことから、簡素化を含む見直しが検討されているところである。

簡素化については、連結納税制度の立法趣旨を活かし、グループ全体で計算する研究開発税額控除等の連結調整など、企業グループが一体経営している実態に即した取り扱いの維持を前提とする必要がある。

また、連結納税制度の適用範囲は国税である法人税に留まっているが、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。

- ・ 企業グループにおける実態に即した適切な課税の実現、また組織再編の促進を通じたわが国企業の競争力の強化を目的として、平成14年度税制改正により連結納税制度が創設された。同制度は、損益通算による税負担の適正化が大きなメリットのひとつであり、導入企業数も着実に増加している。一方で、申告納税に係る事務負担が大きいこと等が問題点として指摘されている。

このようななか、政府税制調査会では、連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、制度の簡素化（個別申告方式への見直し等）や、中立性・公平性を確保するための制度の見直し等の検討が進めら

れている。制度の見直しに当たっては、親法人の繰越欠損金の取扱いや修正・更正の取扱い等を含め、現行制度と比較して連結納税制度の導入メリットが薄れることのないよう、慎重に検討することを要望する。また、連結納税グループへ加入する連結子法人の保有資産に対する時価評価課税の撤廃もしくは緩和、および連結子法人の繰越欠損金の持込制限の撤廃等についても併せて要望する。

- ・ 「子会社の自己株取得に伴う100%化」を適格株式交換同等とし、時価評価・欠損金取込制限の対象外とすることを要望する。実質的に適格再編と同様の行為であるから、同等の処理を認めてほしい。
- ・ 中小企業である連結納税加入法人が加入時期特例を適用すると、みなし事業年度末には既に連結子法人であるため、中小企業特例について連結親法人の資本金で判定されることとなり、単体申告でありながら特例の適用を受けられなくなる場合がある。これは制度が意図しているものではないと考えられるため、改正を要望する。

具体的には、交際費の損金不算入制度、特定同族会社の留保金課税制度などが影響を受けていることから、加入時期の特例を適用した際に、みなし事業年度単体申告における交際費等の中小企業特例、特定同族会社の判定日について、現行の事業年度終了の日から、実際に完全支配関係を有した日への変更を要望する。

(2) 適用対象子会社の範囲

連結納税適用対象の拡大・緩和

【理由】

- ・ 現行の連結納税制度下では、国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループとして既存事業の伸長や新事業の開拓を図っていくためには、より広い範囲で所得を通算し、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくことが必要である。従って、出資比率要件を大幅に緩和し、連結納税対象範囲を拡大すべき。
- ・ 経済実態を反映し、事務工数の削減を図るため、またグループ会社経営のさらなる自由度を拡大させるために連結納税対象法人は直接又は間接に100%保有されている内国子法人とされているが、小規模の会社を排除したり、100%子会社以外の会社も対象に含めることを選択できるようにすることを要望する。

(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理由】

- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考えるため、特定連結欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにしていただきたい。
- ・ 欠損金使用額の計算が複雑化しており、そのことから税効果計算の複雑化を併発させているため、特定連結欠損金の使用は、保有する子会社の所得の限度までとされているが、非特定連結欠損金同様の取扱とすることを要望する。
- ・ M&Aによる事業拡大や、グループ会社を100%化することによるシナジー強化での企業競争力の向上を阻害する要因となっているため、連結納税開始・加入時の繰越欠損金の持ち込みについて制限の緩和を要望。
- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考えるため、特定連結欠損金の持込制限の緩和及び特定連結欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにすることを要望する。
- ・ 繰越欠損金の持込制限は、積極的な企業買収による企業競争力の増強を阻害する要因となるため、連結グループに加入する子法人等の繰越欠損金の持込制限を撤廃することを要望する。

(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

【理由】

- ・ 時価課税による税金負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため、新たに完全支配関係となる子会社の保有資産に対する時価評価課税を撤廃する又は時価評価不要要件の緩和を要望する。

- ・ M&A や組織再編等の阻害要因となっているため、連結納税グループ開始・加入時の営業権等の資産の時価評価課税を廃止すること。また、特定連結欠損金の適用範囲を拡大し、連結納税適用開始前・加入前に子法人で発生した欠損金については全て特定連結欠損金として持込を可能にすることを要望する。
- ・ 未実現の損益に対して課税することが、M&A による事業拡大の阻害要因となっているため、時価評価課税の廃止を要望する。
- ・ 連結納税加入時における時価評価を撤廃、もしくは要件の緩和（例えば過去5年間の出資比率をXX%超とする、保有資産の時価評価のうち含み益は免除する等）を要望する。保有資産のうち、含み益を抱えた法人に対する積極的なM&A や組織再編等の阻害要因となるため。
- ・ より柔軟な組織再編の実現のため、連結納税加入時に必要となる時価評価を撤廃していただきたい。
- ・ 連結納税開始時・加入時における資産の時価評価の要件を撤廃、もしくは時価評価除外要件の拡大をすること。
- ・ 連結納税グループ加入時の時価評価課税の廃止を要望する。連結納税加入時（開始時）の時価評価課税及び、欠損金使用制限は未だ企業成長の手段となるM&A を行う際の阻害要因となっていると考えられるため。
- ・ 大きな含み益を抱えた会社の場合、時価評価課税により連結納税グループへの加入が阻害され、適切なM&A の実施が妨げられる可能性がある。税制適格要件を満たした合併等による加入であれば時価評価の対象から除外されるが、一定の要件の下で時価評価益に対する課税の繰り延べを認められれば、より円滑なM&A の実施が可能になることから、連結納税グループに新たに子法人が加入した場合、その加入法人の含み損益に対して課税されるが、評価益に対しては課税の繰り延べを認める制度としていただきたい。

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

1) 収容換地等の場合の特別控除

【理由】

- ・ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。

公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収用換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

2) 連結納税下における外国税額控除制度の見直し

【理由】

- ・ 控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書（別表6（4））の簡略化を要望する。海外取引が増える中、海外で外国法人税が源泉される取引が増えているため、別表6（4）の作成にあたり、記載件数が増え相当の時間を要している。明細書を保存要件にする等により、記載項目を簡略化することで事務処理の軽減につながるため。
- ・ グループ全体を一体と捉えて課税を行う現行連結納税制度の意義を踏まえ、親法人が企業グループ全体の事業運営に果たす役割や他の子法人と比較した際の特異性を鑑み、外税控除に係る、グループ調整計算では連結納税制度導入済企業が不利益を被ることが無いよう、現行の制度を（見直す場合には）維持もしくは一定の措置を講ずることを要望する。外国税額と本邦税額との二重課税が発生した場合には、税の基本的な考え方の一つである「二重課税排除」の観点から、連結納税制度が想定するグループにおいて二重課税を回避すべきであり、グループベースで税額控除を受けることは妥当であると考える。そのため、外国税額控除についてグローバルベースの所得を勘案し、税額控除を可能とする制度設計がなされるべきである。

3) 投資簿価修正

【理由】

- ・ 連結子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、投資簿価修正の対象となるが、連結グループ加入前の課税済所得に対して、連結離脱時に再度、連結

納税グループで課税されることになる為、二重課税排除が必要である。また、連結納税採用会社と非採用会社との間で課税の不公平も生じているため、投資簿価修正の対象から、連結納税加入前剰余金の配当による利益積立金の減額分を除外することを要望する。

- ・ 投資簿価修正は、連結納税グループ内で既に課税済みである利益及び損失の二重課税・二重控除を排除することを目的とするものであり、連結納税グループ内で取り込まれてはいない加入前の剰余金を原資とする配当については簿価修正の対象外とすることを要望する。
- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。
- ・ 投資簿価修正は連結納税グループで既に課税済みである利益及び損失の二重課税・二重控除を排除することを目的とするものであり、連結納税グループ内で取り込まれていない加入前の剰余金を原資とする配当については投資簿価修正の対象外とすべきである。
- ・ 現行では時価評価課税後の利益積立金額を投資簿価修正の基礎金額としているが、時価評価課税前の利益積立金を投資簿価修正の基礎金額とし、時価評価課税により異動する利益積立金を帳簿価額修正の調整対象とすることで、連結親法人が保有する連結子法人株式の税務簿価に時価評価課税を反映させることを考慮していただきたい。（対象会社の株式を新規に100%取得して連結子法人とする場合の取得価額は時価相当となるので問題は生じないが、一定量の既存持分に追加取得して連結子法人とし、その後譲渡で離脱する場合、連結加入前に時価評価により課税が生じることに加え、親法人で株式譲渡益が再度生じる結果となってしまう可能性がある。）
- ・ 連結子法人株式を売却すること等により、子法人が連結納税グループより離脱する場合には、子法人株式の帳簿価額を修正することとなるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、そこから配当した場合には、子法人株式売却により二重課税が生じないよう、帳簿価額の修正方法を改正することを要望。

連結グループという1つの納税主体内の二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剰余金があった連結子法人株式を、当該剰余金を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡益として課税されることになる。

仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結納税による追加の納税が生じることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。

- ・ 投資簿価修正の対象額は、「連結納税参加中の連結子法人に帰属する利益積立金額の増減金額」とされているが、連結納税開始初年度、又は、加入初年度に、連結子法人が実施する利益剰余金の配当は、投資簿価修正の対象額から除外していただきたい。

投資簿価修正の趣旨は、「連結納税グループという1つの納税主体内の二重課税や二重控除を防ぐもの」と解され、二重課税の排除については、連結納税参加中の課税済みの所得の増減を、投資簿価修正の対象金額とすべきであると考えられます。連結納税開始初年度、又は、加入初年度に、連結子法人が実施する利益剰余金の配当は、連結納税参加中の課税済みの所得が原資となっているわけではない（＝単体納税時代の課税済みの所得が原資となっている）ため、投資簿価修正の趣旨からすると、当該配当による利益積立金額の減少は、投資簿価修正の対象額から除外すべきと考えられます。

- ・ 連結納税加入後に増加した利益剰余金を超える配当等のうちその超える部分（つまり連結納税加入前における分配可能相当額を原資とするもの）は、投資簿価修正の対象となる利益剰余金の配当等から除外することを要望。

連結納税加入直前と離脱時の利益積立金額の差分として投資簿価を修正する取扱いは、連結納税加入後の配当により、その対象額に影響を及ぼすが、配当による純資産額の減少と売却価額との相関関係は強くないと思われる。

連結納税加入後に増加した利益剰余金を超える配当等のうちその超える部分（つまり連結納税加入前における分配可能相当額を原資とするもの）は、投資簿価修正の対象となる利益剰余金の配当等から除外し、単体申告法人の取扱いと同様にすることが望まれる。

4) その他

【理由】

- ・譲渡損益調整資産である連結子法人株式に関し、当該子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合に、現状では過去連結子法人株式の移転時に繰り延べた譲渡損益を計上することになるが、適格合併による同株式の消滅は、譲渡損益の計上事由から除外すべきである。
- ・連結納税グループ内の法人間での組織再編においては、連結納税グループ単位では比較試験研究費の増減がないはずであるが、本法令では合併法人等への移転だけが規定され、被合併法人等からの除外規定が明記されていないため、比較試験研究費の二重計上が生じる可能性がある。本規定は被合併法人等から合併法人等に移転される比較試験研究費の計算規定であるが、被合併法人等においては当該移転金額が除外されるべきところ、その規定がないため新設することを要望。
- ・手続きの簡素化を望む一方で、すでに連結納税制度を適用している企業はその制度趣旨であるグループ一体経営を推進し、特定事業の分社化等を行っている。グループ調整計算を縮小することは、効果的・効率的なグループ経営の足かせとなり、日本企業の競争力を失うことにもつながるため、現行制度の維持を強く要望する。

(6) 申告・納付期限関係

【理由】

- ・連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること。
- ・申告納税制度においては、納付すべき税額は納税者の行う納税申告によって確定することが原則とされるため、連結確定申告書の提出期限及び納付期限の延長の承認を受けている場合、その延長された期間の日数に応じて課される利子税は廃止を要望する。
- ・法人税・法人住民税・法人事業税の法定納付期限を延長して頂きたい。特に連結納税においては、税額計算に時間を要することを理由として確定申告期限の2ヶ月延長が認められており、当然、事業年度終了後から2ヶ月以内に税額が確定しない。従って、確定申告期限を前提とした納付期限とすべきである。
- ・連結納税法人は短い周期で確実に税務調査が実施されており、調査の際に詳細な概況説明も行っている。従って、確定申告書への添付は事務効率の面からも廃止して頂きたい。
- ・申告実務簡素化のため（子法人の株主は親会社のみであるため、投資家への配慮は不要）、連結納税グループ内の期中適格合併においては、合併時の被合併法人分の単体申告を不要としていただきたい（連結納税の確定申告で合算）。

(7) 連結納税グループからの離脱

1) 離脱子法人株式の帳簿価額

【理由】

- ・連結グループという1つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剩余额があった連結子法人株式を、当該剩余额を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡益として課税されることになる。
仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結納税による追加の納税が生じていることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。
- ・期中に連結子法人同士が合併を行う場合、離脱法人となる被合併法人は、みなし事業年度を設けて単体申告を行うこととされており、当該みなし事業年度で課税所得が生じる場合には、他の連結法人の所得と通算して申告を行うことができない。また同様に、期中の株式譲渡により連結納税を離脱した子法人についても、離脱前の連結納税対象最終事業年度の末日以降に子法人にて発生した損益は通算できない一方、単体にて当

期に認識する譲渡損益の計算の元となる税務上の簿価については、投資簿価修正により当該損益額も取り込んだベースの価額となり、みなし事業年度における単体申告と連結納税における二重課税排除のための投資簿価修正との間に不整合が生じている。したがって、連結納税における二重課税・二重控除という制度趣旨や、投資簿価修正の方法及び会計基準との平仄を鑑み、離脱法人の申告を単体申告ではなく連結申告に含めることを要望する。なお、上記の見直しが困難である場合には、単体での譲渡損益計算における税務上の投資簿価のベースを前事業年度末と合わせる等の調整制度の導入を要望する。

- 連結納税グループ加入時の時価評価対象外とする資産について、連結納税グループ加入後2ヶ月以内に離脱する場合を、同一事業年度中に離脱する場合に改正する（ただし、加入／離脱年度において連結申告となる場合を除く）ことを要望。）M&A等の一連の取引の中で一時的に完全支配関係が生じる場合において、2ヶ月以内に譲渡等を完了させ完全支配関係を喪失させることが困難な場合がある。この場合、連結納税への含み損の持込等の課税上の弊害がない場合には、当該資産は時価評価課税の対象外として頂きたい。
- 事業年度の中途に、連結納税子法人株式の譲渡等により、連結子法人が連結納税を離脱した場合において、当該連結子法人は連結納税としての単体申告を行うこととなる。その離脱事業年度において、その連結子法人の単体所得が欠損である場合には、その欠損金額と連結納税課税所得に通算することとなるが、課税所得が生じる場合には、連結納税課税所得と通算することができない。

一方でその連結子法人株式に係る帳簿価額修正はその離脱事業年度の損益も加味して行うこととなる為、不整合が生じている。

そこで、連結納税離脱法人の離脱事業年度の所得が欠損か否かに関わらず、当該所得を連結所得に含めることを要望する。

2) 離脱の場合の申告期限の延長

【理由】

- 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。
連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。
しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。

したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化

【理由】

- 連結納税子法人の加入・離脱の届出については、親法人および子法人の双方でそれぞれの所轄税務署に提出することになっているが、実務上、本作業は二重作業になっていることから、連結納税グループ全体での実務負荷軽減のためにどちらか一方での提出を省略可能とし、さらの他の届出についても、届出内容によって、親法人・子法人のいずれかが提出義務者となるが、これをどちらかに統一することを要望する。

3 グループ法人税制

(1) 100%グループ内の法人間の寄附金

【理由】

- 連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加している。当該費用については寄附金の問題が生じるため、親法人としてどのような費用を負担してよいのかを明確化すべ

きである。

(2) 捐金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い

【理由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の償却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、これが寄附金の損金算入限度額を減少させる結果を招いている。グループ法人税制の影響により、今後完全子法人を清算する度に資本金等の額が減少し、寄附金の損金算入限度額を減少させることは制度趣旨として違和感があることから、改善していただきたい。

(3) 中小特例の適用

【理由】

- ・ グループ法人税制について、中小特例の適用に関する親会社の資本金等の規模基準の撤廃をしていただきたい。

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等

1) 金銭不交付要件の明確化

【理由】

- ・ 適格要件のひとつである金銭不交付要件については、移転資産の対価であるのか、事後的な立替等の精算であるのか実務判断が難しい場合があるため、取り扱いを明確にすること。

2) 欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

【理由】

- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することとなってしまう。

3) 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

【理由】

- ・ 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理することを要望する。

民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。

公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法やADRの下での公的・私的整理の場合には、欠損等法人を恣意的に利用することを防止する法法57の2及び法法60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

4) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要が

ある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。

5) 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合の適格要件

【理 由】

- ・ 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合には、被現物出資法人から現物出資法人に対し消費税相当額の金銭が交付されることによって、適格要件を満たさなくなるのではないかという疑義が生じる。

東京国税局は適格現物出資に該当するという回答をしているようであるが（租税研究平成25年7月「組織再編税制における実務上の留意点」）、国税庁のHPなどにおいて公にされている状況ではない。

この点が明らかにされることで、現物出資がより広く活用されることが期待されるので、取扱いを明確にしていただきたい。

6) 三角組織再編成を行う場合の親法人株式の取得

【理 由】

- ・ 親会社株式を対価とする三角組織再編成に先立ち、その親会社株式を有利発行の方法により取得する場合には、受贈益課税の対象外とすることを要望する。

三角組織再編成に先立ち、その対価とするための親会社株式を取得する場合にはいくつかの方法が考えられるが、たとえば親会社が第三者割当増資を行い、子会社が親会社株式を引き受ける方法を選択した場合、有利発行を行うと子会社に受贈益課税が生じることとなる。

この場合に受贈益課税が行われないこととすれば、子会社は親会社株式の取得のための資金調達の方法及びその返済方法等を検討する必要がなく、三角組織再編成がさらに活用されていくものと考える。

7) 企業グループ内の取引の緩和

【理 由】

- ・ 適格要件を緩和し、会計と同様に、企業グループ内の取引（共通支配下の取引）は移転直前に付された適正な帳簿価額により計上することを要望。

会計と税務との差異解消により、組織再編成を活性化させるため（たとえば適格現物分配について、現行100%支配関係がない限り税務上は時価による譲渡と看做すが、会計上はグループ企業からの現物分配であれば簿価による移転となるため、税務処理のためだけに分配資産の時価を算定しなければならない）。

8) 孫会社を対象とした無対価組織再編

【理 由】

- ・ 完全支配下の組織再編を行う場合であっても、孫会社を対象とした無対価の再編は非適格となる場合があるため、適格組織再編とすることを要望する。

9) 株式交換による完全子会社化（共同事業を営むための株式交換）

【理 由】

- ・ 50%以下の出資関係（出資関係が無い場合も含む）にある会社を株式交換の方法により完全子会社化を図る際の税制適格要件のなかに「事業規模要件又は経営参画要件」があり、「事業規模要件」においては株式交換完全子法人と株式交換完全親法人の事業規模が概ね5倍を超えないこととされており、当社のような大企業が中小規模の会社を完全子会社化する場合にはこの要件を満たすことはできません。「経営参画要件」においても株式交換前の株式交換完全子法人の特定役員のいずれかが退任するものでないこととされており、要件を満たすことのできないケースがあり、組織再編の障害となっております。そのため、株式交換による完全子会社化においては、「事業規模要件又は経営参画要件」を廃止いただくことを要望いたします。

10) 従業員引継ぎや主要資産引継ぎ、移転事業継続等の要件の緩和

【理由】

- ・ 国際競争力維持に加え、改正産業競争力強化法の下で一定の要件を満たせば自社株式対価M&Aにおける株主課税の繰延が認められているが、適用には特別事業再編計画により厳しい条件が求められているため、会社法改正で株式交付制度が本則化されることに合わせ、税法上も当該時限立法の本則化とともに余剰資金をはじめとする適用条件の緩和を要望する。

11) 税制適格となるスピンオフの範囲

- ・ 税制適格となるスピンオフの範囲について、他の者による支配関係がある場合についても対象とすることを要望。

「他の者による支配関係」がある場合、税制適格のスピンオフの要件を満たさないため、税制適格のスピンオフを利用できない。しかし、他の者による支配関係がある法人においても、事業ポートフォリオの最適化やいわゆるコングロマリットディスクонтの解消により、(構造改革等のための) 資金調達を容易にすること等を意図したスピンオフの要望は少なくない。スピンオフ税制を導入した趣旨に鑑みれば、グループ内再編としての課税繰延要件を求めず、適用範囲を拡大することが望まれる。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の明確化

【理由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

2) 適格株式交換

【理由】

- ・ 発行済株式総数のみによる判定を見直すことを要望。支配関係等の判定は、発行済株式総数に基づき行われているが、会社法における種類株式の導入以降、株数と議決権・配当受益権等の権利の持分割合は必ずしも連動せず、現実に即していない面があり、整理が望ましい。

3) 非適格合併・分割の場合の上場株式の評価方法

【理由】

- ・ 非適格合併・分割の際に合併法人等に移転する資産に上場株式がある場合、いつの株価を用いればよいか明確化することを要望する。

非適格合併・分割が行われた場合において、合併法人等に移転する資産に上場株式が含まれているときは、市場株価により譲渡が行われたものとして所得金額を計算することとなると思われるが、いつの時点の株価を用いるべきか、法令上は明記されていない。

上場株式によっては、非適格合併・分割が行われた前日の終値と当日の終値で株価が大きく変動することがあり、いつの株価を用いるかによって所得金額の計算結果に多大な差異が生じてしまう可能性がある。したがって、上場株式の時価を算定する時点がいつなのか、明らかにされることが望ましい。

4) 最終利益積立金額等の調整額を算出する際の分割移転割合の計算

【理由】

- ・ 連結子法人間で適格分割型分割が行われた場合、その分割により分割承継法人に利益積立金額の引継ぎをしているときは、「最終利益積立金額」及び「既修正額」の引継ぎに係る調整額を分割移転割合を使用して算出することとされている。

分割移転割合の分母の金額は「分割法人の分割直前の利益積立金額」とされているが、平成22年度税制

改正で分割型分割が行われた場合のみなし事業年度が廃止されたことにより、分割直前の利益積立金額の算出が困難な状況となっている。

したがって、分割の日の属する事業年度の前事業年度終了時の利益積立金額を使用して計算することを認めていただきたい。

5) 種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

【理 由】

- 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしていただきたい。

6) 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理 由】

- 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしていただきたい。
 - 4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。
 - 4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社を設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。
 - 連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。（以下例示。）

（前提）

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i) 法法14①十四により、連結親法人において、①連結離脱日の前日（8月31日）までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii) 法法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii) 法法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。
- (iv) したがって、条文上は、(i) ②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i) ①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

7) 業界再編・事業再構築を促進させるための優遇措置の創設

【理 由】

- 業界再編・事業再構築の促進を目的とする再建計画の中で行われる債務免除についても、債権者側では債権の無税償却、債務者側で期限切れ欠損金（特例欠損金）を使用できる優遇措置を創設することを要望。

現状でも法的な再生手続のみならず 私的整理ガイドラインや事業再生ADR制度といった早期事業再生のための再生手続に対して税務上のメリット（債務者における債務免除益に対する特例欠損金の損金算入、債権者における債権の無税償却）が付与されているが、原則、債務者が経営危機に陥っていることが条件になっている。

業界再編や事業再構築を促進するためのインセンティブとして、債務者が経営危機に陥る前の早い段階における再建計画についても、これらの税務メリットが付与されれば、日本の産業競争力を強めることになる。

8) 「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」制度の適用範囲見直し等

【理 由】

- ・ 現物出資、現物分配を「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」の範囲から除外することを要望。
現物出資や現物分配は資産の出資・分配に過ぎず、有機的・一体となる組織（企業、事業等）の再編とは異なるため。実務上もこれらを組織再編とは捉えられていない。

9) 非適格合併時の青色欠損金

【理 由】

- ・ 非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度における青色欠損金の利用制限を外して頂きたい。
非適格合併の場合、被合併法人の有する資産・負債の含み損益は課税対象となり、青色欠損金を合併法人に引き継ぐことは認められない。この時、資産・負債の含み益を含む被合併法人の最終事業年度の課税所得計算では、青色欠損金を十分に有する場合であっても、その使用は単年度所得の一定割合に制限されている。
資産・負債は時価評価され、青色欠損金の引き継ぎを認めないことは、被合併法人の税務属性を合併法人に引き継がないことを意味し、法人のライフサイクルの最期となるため、非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度については、青色欠損金の利用制限を課さないことが合理的であると考えられる。

10) 分割等した場合の移転売上金額、移転研究費額に関する届出期日の緩和

【理 由】

- ・ 現状届出の期日が、分割等のあった日から2ヵ月以内となっており、それを過ぎると届出を受け付けてもらえない。総額型に従来の増加型のコンセプトが組み込まれたことにより、本届出類を期日以内に提出できなかった場合の税額控除率への影響が多大であるから、2ヵ月以内に届出を完了できなかった場合でも、税務署長の裁量で受け付けて頂く等の宥恕規定を設けて頂きたい。（平成29年度改正で租税特別措置法施行規則の改正附則7条として2ヵ月を6ヶ月とする経過措置が織込まれたが、対象となる分割等は平成29年3月31日以前のものに限られる）

11) 組織再編に係る届出書全般

【理 由】

- ・ 一般に、組織再編の税務対応（届出書の提出を含む）については、複雑・難解であり、その後の社内外監査プロセスを経て、誤謬が発見されることも想定される。届出書の提出期限を申告期限までとすれば十分時間をかけた対応が可能となり、また課税上の弊害もないと考えられることから、届出書の提出期限が「組織再編の日以後2月以内」となっているものについて、これを「申告期限まで」に変更することを要望。
- ・ 事業年度末近くに実施される組織再編については、認定日が翌事業年度になるケースがあり、実体と伴わない不合理な制度になっている。
分割等があった場合に、移転事業に係る試験研究費の区分について、税務署長による認定が必要であるが、その処分の効果については、対象となる組織再編があった事業年度から生じるよう見直すべき。

12) 特別事業再編計画における譲渡損益

【理 由】

- ・ 対価を認定事業者の株式に限定する必要性ではなく、経済的に考えても、親法人や究極の親法人株式を再編対価として不公平になることはない。近年、持ち株会社形態での資本グループも多くあり、認定事業者の株式のみが認められていることで、M&Aの幅を狭めている。そのため、特別事業再編計画を受けた事業者の株式に限定されているが、当該事業者の100%親会社又は究極の100%親法人の株式を対価としても、譲渡損益の繰り延べを認めることを要望する。

13) 借地権の取り扱い

- ・ 法人税基本通達1-4-11に係る借地権の設定について、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配においては、権利金の認定課税は適用されないことを法令で明らかにすることを要望。

法人税基本通達1－4－11は、法人税法施行令第138条第一項（土地等の帳簿価額の一部の損金算入の規定）が適用され損金に算入された金額は、分割、現物出資又は現物分配において移転元法人から移転先法人へ承継された土地の一部（借地権）として取り扱うこととしている。したがって、移転先法人は、その金額を承継した土地の一部（借地権）として認識することになる。

一方で、例えば土地建物を所有している法人が会社分割で建物のみを分割する場合、法律上、分割前に借地権の設定をすることができないので、分割効力発生後に、分割法人と分割承継法人との間で借地権の設定契約を行う。

この借地権の設定契約について、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配において権利金の認定課税が適用されると、分割承継法人等は認定される権利金も資産として認識しなければならなくなり、借地権という同一の資産を重複して認識させられることになってしまう。

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国の国内及び国と国とをまたがり実施される組織再編が必要不可欠であるが、わが国税制においては、かかる組織再編における課税関係が必ずしも明確となっておらず、わが国と異なる海外の制度下で行われる組織再編が「日本における制度的取扱いを前提としている一定の要件」を充足しているかどうか検討を行う際に、判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。

- ・ 海外支店における組織再編を念頭に置いた再編税制見直しを行うことを要望する。具体的には、海外支店の現物出資により本支店勘定を債権として取得しても、適格現物出資の「株式のみ交付要件」に抵触しないよう改正することを要望する。

銀行は現地規制により、支店を現地法人化するよう求められるケースがある。他方、再編税制は現地法人形態の取扱いを念頭においているため、海外支店再編は税制上考慮されていないことが多い。実態上グループ内再編といえる場合には、再編税制の趣旨に従って、課税繰延措置を設けるべき。

- ・ 日本親法人が株式を一部保有している外国子法人について持ち分を国外地域統括子法人に対して現物出資の方法により組織再編する場合において、日本親法人直接持ち分が25%未満のときは税制非適格となり譲渡損益の繰延が適用できません。企業の立場といたしましては、国外地域統括会社経由の間接持分も合わせれば完全支配関係にあることに変わりはないにもかかわらず、税制上の取扱いが異なってしまうという不都合があります。そのため、日本親会社直接持分割合が25%未満であっても他の子会社経由の間接持分と合わせて25%以上であれば、その組織再編についても譲渡損益の繰延が認められるよう税制改正を要望いたします。

- ・ 組織再編税制については、銀行は、現地規制により海外支店の再編が必要となるケースもあることから、海外支店が絡む組織再編についても同制度の適用対象とすること等を要望する。

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の拡充等

【理由】

- ・ 令和2年度税制改正においても、恒久措置としての総額型（試験研究費の総額に係る控除上限については法人税額の25%）は維持されることを念のため確認する。科学技術イノベーション推進はアベノミクスの成長戦略の要である。そのためには研究開発税制の総額型の恒久措置化が重要である。
- ・ 我が国において持続的な経済成長を実現するには、イノベーションを通じ、潜在成長率を引き上げていく

ことが重要である。このため、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。

平成31年度税制改正において、研究開発費用の増加に対するインセンティブが強化されたが、長期・安定的に行われる企業の研究開発をサポートする観点から、景気動向や業況にかかわらず研究開発投資マインドを維持できるよう、平成27年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活に併せ、税額控除割合や同限度を国際的に優位な水準に見直すべきである。

- ・ 我が国において持続的な経済成長を実現するには、イノベーションを通じ、潜在成長率を引き上げていくことが重要である。このため、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。

令和元年度税制改正において、研究開発費用の増加に対するインセンティブが強化されたが、長期・安定的に行われる企業の研究開発をサポートする観点から、景気動向や業況にかかわらず研究開発投資マインドを維持できるよう拡充を行うべきである。具体的には、平成27年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活に併せ、税額控除割合や同限度を国際的に優位な水準に見直すべき。

- ・ 投資促進を図るため、税額控除上限額を30%に引き上げ、繰り上げ控除制度を復活することを要望する。
- ・ 日本企業のグローバル競争力を維持・向上させる上で研究開発税制は極めて重要であり、中でも総額型の重要性は高い。税制改正の議論の中では租税特別措置を縮減・廃止するべきではないかとの意見も見られるが、研究開発税制（総額型）は拡充を図るべきで、少なくとも現状を維持すべき。
- ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間については平成27年税制改正で廃止されたが、復活の上、期間を従来の1年から5年程度へ延長すること。また、復活にあたっては当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
- ・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越すことになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間復活を要望する。
- ・ 試験研究費の範囲に含まれる、第4次産業革命型の新サービス開発にかかる試験研究のための費用に関して、左記の施行令に定められる「発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして妥当であるものであることの確認」という要件の削除を要望。理由は下記の通り。
 - ① 「一致度が高い」や「妥当である」等、判断基準が客観的ではなく、不明瞭であること
 - ② 試験研究費の対象費用が発生した事業年度と、左記4号の基準が満たされることが確認される事業年度が、期ズレするケースが生じうこと
 - ③ 1号から3号の要件を充足していれば、控除を受けるための適用要件としては十分であると考えられること
- ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも総額型に係る税額控除限度額（25%）の拡充を要望する。
- ・ 総額型における控除上限を30%程度へ引上げる検討を要望する
- ・ 我が国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。平成32年度末までの时限措置とされている上乗せ措置の維持・存続をお願いしたい。
- ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越（旧措置法第42条の4）の復活を要望。繰越期間も複数年とし、確実に税額控除できるよう手当してほしい。急激な景気変動にも対応できる恒久的な制度を検討してほしい。不景気時は課税所得の減少とともに控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し現行制度下では切り捨てられてしまい機会損失となってしまうため。
- ・ 控除できずに切り捨てている試験研究費が多額にあるため、総額型における控除上限（現行法人税額25%）の引上げを要望。
- ・ 当社は研究開発目的での使用のため（一般消費者とは用途が異なるため揮発油法に関する）納税義務者の見直しを要望する。例えば、研究目的の場合は納税義務の対象外としていただきたい。

2) 特別試験研究（产学研連携・希少疾病用医薬品）に係る税額控除制度の改善

【理 由】

- ・ 特別試験研究費の適用要件の緩和を要望する。特別試験研究費の大学等とその他の者との共同研究や委託研究の適用要件として、「監査を受け、当該大学等（他の者）の確認を受けた金額」とされているが、監査もしくは、当該大学等（他の者）の確認のどちらかの要件のみにすることで、事務処理の軽減につながるため。
- ・ 平成27年度税制改正でオープンイノベーション型研究開発税制が拡充されたものの適用要件が厳しいため、緩和すべき。

① 契約書要件の緩和

民間企業や大学と共同研究する場合、契約書に試験研究で使用する設備の明細、費用の明細を明記する必要がある。しかし、当該情報が企業の収益源泉である場合、明記できない。また、試験研究という費用の性格上、共同研究の契約段階でどこまで適切な費用明細を示せるかという問題もある。特に海外の共同研究先からは理解を得られずに、契約書要件を満たすことが困難である。

② 監査要件の削除

大学側から支出明細は出せても、証憑の提出は困難とされており、会社が行う以上の支出内容のチェックを行うことは、監査人でも困難である。

- ・ ○ 契約相手方の事務的負担（金額の確認・費用の明細の提出、監査・調査対応）を理由に制度の適用を拒絶されるケースが多いため企業としては共同・委託研究に対する役務提供の対価として費用を支出し、その全額が特別試験研究費としてみなされるべきであるため
 - 消費税との課税関係が不明確なため
 - 事務負荷により税制により享受できるメリットが結果として少なくなってしまうため
- ・ 契約相手方の事務的負担（制度を知らない、ひな形がない等）を理由に制度の適用を拒絶されるケースが多いため、契約書への必要条項の記載を要件とするこの廃止もしは簡素化を要望する。具体的には、実施場所や使用する設備の明細、直接従事する研究者氏名等、直接税額に影響しない項目についての記載要件の廃止・簡素化など。
- ・ オープンイノベーション型の利用促進のため、監査等の適用要件を満たすことが容易でない。要件の更なる緩和を要望する。
- ・ オープンイノベーション型の拡充が図られたものの、監査等の適用要件を満たすことが容易でないため、結果として控除枠を5%失う可能性がある。総額型の控除限度額の引き上げを望む（30%以上）。
- ・ 特別試験研究費の範囲からは、支配関係にある会社との共同研究及び支配関係にある会社への委託研究は除外されている。一方で、委託を受けた会社が行う共同研究、委託研究に要する費用は、委託契約に基づき受け取った金額が損金の額に算入される試験研究費の額から控除される。このため、親法人からの委託を受け子法人が共同研究を行う場合は、特別試験研究費の税額控除を適用できない。オープンイノベーションの促進の為、一定の要件の下での適用範囲の拡大を検討していただきたい。

3) イノベーションボックス税制の創設等〔知的財産権等の無形資産から獲得する所得は低税率課税とする制度〕

【理 由】

- ・ 本邦での競争力確保、研究開発拠点の海外流出防止の観点から、イノベーションボックス税制を創設すること。

4) 連結納税制度における研究開発税制

【理 由】

・ 研究開発促進税制に関する継続検討

平成30年度末に期限を迎える総額型に係る（試験研究割合10%超の場合）控除上限の最大10%上乗せ措置について、更に2年間の延長を要望する。単純延長が認められない場合でも試験研究費の額が前年よりも増加している場合には一定の控除上限拡大を認める措置を講じていただきたい。

また、連結納税制度を適用している企業においては、試験研究割合10%超か否かの算定に用いる平均売上

金額について連結納税法人間の売上高が二重計上され納税者不利となっている。連結納税法人間の売上高を相殺消去することは容易であり認める措置を講じるべきである。

日本企業の国際競争力維持・拡充の為にも研究開発に対する継続的な投資は必要不可欠であり、総額型の制度の維持を強く要望する。

(2) 交際費等の損金不算入制度の見直し

【理由】

- ・ 交際費課税を廃止すべき。交際費の範囲が不明確でかつ租税特別措置法という法定安定性を欠く法的根拠に依拠している状態は納税者にとってリスクが高い。また、現行法では法定安定性及び予測可能性が低く裁量行政につながる。
- ・ 飲食費に関する「飲食店、料理店等の名称及びその所在地」記載について、所在地の記載は不要とすることを要望する。飲食店、料理店等の「所在地」について、現行商慣習上、領収書類（特にレシート）上に記載されていない事例が多い（店名+電話番号のみ、など）。そうした場合に当規定に従うと、飲食費と認められない事になる。そのため、飲食費と認められるために、住所の追記をする等の実務上の対応が必要となるため。
- ・ 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。
- ・ ガス事業においては中小企業者が多く、大企業と比べて販売促進手段が限られており、交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であることから、延長を要望する。

(3) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等

【理由】

- ・ 不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第9号要件（特定事業用資産の買換え）の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は原則80%）に引き上げることを要望します。
- ・ 個人又は法人が一定の要件を満たした事業用資産（不動産）を譲渡し、その譲渡から1年以内に一定の要件に該当する資産を取得した場合であって、当該取得資産をその取得の日から1年以内に事業の用に供した場合において譲渡益の一定割合の範囲内で当該取得資産の帳簿価額について圧縮記帳を行うことができる特例措置について、2020年3月31日をもって日切れとなるため、延長を要望する。
- ・ 長期に所有する土地等から別の土地等への買換え特例（7号買換え）は資産の有効活用を図るための制度であり、企業の事業再構築、戦略的投資に資する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。一方で、制度の対象範囲は、継続的に縮小されてきており、活用事例も減少傾向にある。

事業環境の変化に対応し、国内において事業を継続する上で、スクラップ・アンド・ビルトは一定の間隔で繰り返されるものであり、大企業、中小企業を問わず広範に利用されている本買換え制度はその重要性・有効性を鑑みて、あらためて、対象範囲の拡大を含む拡充及び恒久化を図るべきである。

- ・ 特定資産の買換え資産の制限緩和を要望する。福利厚生施設は除くとされているが、現在国内で事業を行う上で福利厚生施設は大変重要である。福利厚生施設も認めるべき。
- ・ 特定資産の買換え資産の面積制限撤廃を要望する。買換え資産の面積は譲渡資産の面積の5倍までとされているが、都会に集中する機能を各都道府県に移転させることも必要であり、面積制限があるのは政策として問題だと考える。
- ・ 優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備に資する施策として今後とも好影響を与え続けることから、繰り返し延長されている当該税制について、恒久化を望む。
- ・ 電気事業において、低廉な電気を安定的に供給するため、弾力的かつ円滑な設備形成がより一層重要なっている。本特例は、適用範囲が広い重要な特例であり、電気事業の円滑な設備形成にも必要不可欠であるため、現行制度の延長を要望する。

- ・長期に所有する土地等から別の土地等への買換え特例（7号買換え）は資産の有効活用を図るための制度であり、企業の事業再構築、戦略的投資に資する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。一方で、制度の対象範囲は、継続的に縮小されてきており、活用事例も減少傾向にある。事業環境の変化に対応し、国内において事業を継続する上で、スクラップ・アンド・ビルトは一定の間隔で繰り返されるものであり、大企業、中小企業を問わず広範に利用されている本買換え制度はその重要性・有効性を鑑みて、あらためて、対象範囲の拡大を含む拡充及び恒久化を図るべきである。
- ・工場や事業所の移転・統廃合などの事業の再構築に非常に有用な制度であり、国内企業の国際競争力の確保、雇用と国内投資の拡大にも大いに資するものであるため、適用期限の延長を要望する。
- ・特定資産の買換え特例制度については、設備更新による産業設備の合理化、企業基盤の強化及び企業資本の有効活用を図ることを目的としており、これまでも多くの活用実績がある。電気事業においては、低廉な電気を安定的に供給するため、弾力的かつ円滑な設備形成が、より一層重要となっている。本特例は、電気事業の円滑な設備形成にとって必要不可欠なため、現行制度の延長が必要。

(4) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等

【理由】

- ・創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸しているため、土地譲渡益に対する追加課税、地価税の廃止を希望する。
- ・土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。
- ・本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。

(5) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

1) 特定目的会社の特定目的借入による証券化

【理由】

- ・特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすることを要望する。
現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

2) 投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理由】

- ・投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備を要望する。
一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。
投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併

期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続き規定等の明確化が不可欠である。

(6) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等

1) 海外投資等損失準備金制度の拡充及び恒久化

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、鉱物資源の安定供給を確保するために海外鉱山開発に積極的に取り組んでいる。しかしながら、資源の多くが発展途上国に賦存しており、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備に多額の資金が長期間必要になる。一方で近年資源確保競争が激化し、以下のとおり開発リスクが増大するとともに、操業移行後においても安定的・長期的な収益化も難しくなってきている。
 - ① 資源メジャーは、合併等を通じて寡占化を進め、市場支配力をより一層強めている。その結果、買鉱製錬の存立が困難となり自主開発鉱山の確保が必要となるも、メジャー資本による寡占化の進展や資源ナショナリズムの高まりにより優良鉱山開発プロジェクトへの参入機会はますます減少している。
 - ② 中国企業は、急増する国内需要を背景に、政府と一体となって海外鉱山開発プロジェクトに積極的に参入する動きを強め、資源確保競争を激化させる大きな要因となっている。
 - ③ 資源開発に関わる契約に自国資本の参加を義務付けたり、自国に有利な制度に変更したりする等、資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつある。
 - ④ また、資源確保競争の激化により、事前交渉から参入表明までの期間、参入費や開発資金の支出までの期間も短期化する傾向にある。更に、対象鉱山の僻遠化、深部化、採取鉱物の低品位化等にともない開発コストならびにリスクが増大していることに加え、操業移行後の生産活動や収益計画の安定的な実現も難しくなってきている。
 - ⑤ 近年、地元への利益還元を求める地域住民の反対により、探鉱及び開発を断念、または、計画を大幅に修正する事例も増加している。
 - ⑥ 最近の開発投資において、ESGやSDGsなどの自然環境及び地域社会の保全に対する意識の高まりにより、コストの増加に加え、手続きや対応が煩雑化し、開発の可否が見通しづらくなっている。
- このように海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしているので、積立期間延長、申請・認可手続きの簡素化、事後手続化、資源開発投資法人に対する積立率を改めて引き上げることなど一部拡充のうえでの恒久化をお願いしたい。
- ・ わが国鉄鋼業は、主要原料である鉄鉱石や原料炭を海外からの輸入に全面的に依存しており、安定的に生産を継続し供給責任を果たすためには、将来にわたって安定的な原料輸入を確保することが必要不可欠である。ところが、海外原料市場は、近年、需給のひっ迫や急激な価格変動等により、極めて不安定な状態にあり、その安定確保が課題となっている。
- 資源の安定確保を図るために、高いリスクを伴う海外の資源探鉱・開発活動を促進する本制度の拡充・延長を図るべきである。
- ・ 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料が必要であり、将来の燃料資源を確保するために海外のエネルギー資源開発に積極的に参加する必要がある。このため、非常にリスクの多い海外事業への円滑な参加及び電気事業経理の安定化を図るために、現行制度の適用期限の延長を要望。
- ・ わが国鉄鋼業は、主要原料である鉄鉱石や原料炭を海外からの輸入に全面的に依存しており、安定的に生産を継続し供給責任を果たすためには、将来にわたって安定的な原料輸入を確保することが必要不可欠である。ところが、海外原料市場は、近年、需給のひっ迫や急激な価格変動等により、極めて不安定な状態にあり、その安定確保が課題となっている。資源の安定確保を図るために、高いリスクを伴う海外の資源探鉱・開発活動を促進する本制度の拡充・延長を図るべきである。
- ・ 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料を要する。国際間の資源獲得競争が激化する

中、電気事業者は将来の燃料資源確保のため、非常にリスクの大きい海外エネルギー開発に積極的かつ継続的に取り組む必要がある。また、本措置の恩恵により、良質の資源を安定的に確保することは、電力の安定供給に資するものであり、このため、現行制度の適用期限の延長が必要。

2) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の拡充及び維持・存続

【理由】

- ・ 金属鉱物の採掘等の事業の用に供される坑道および捨石または鉱さいの集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的に、昭和48年に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が制定され、産業保安監督部長の通知する金額を鉱害防止積立金として独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積立することが義務付けられた。同法の実効性を確保するため昭和49年に創設されたのが本制度である。

こうした立法の経緯に鑑み、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が存続する限り、本制度の維持・存続を要望する。

また資源確保の観点からいうと、現在日本では非鉄金属の鉱山は非常に限られた所にしか残っておらず、我々非鉄金属業界は、海外に活路を見出さざるを得ない。海外で鉱山を自主開発するに際し必要な許認可等を取得するにあたっては、高い鉱山技術力に加え、国内において閉山時の環境対策をきちんと行い、閉山後も環境管理をしっかりと行う技術力を有していることが求められている。それらができるのは「本制度」を始めとした国の制度や支援があるからであり、本制度の維持・存続を強く要望する。併せて、平成28年度の税制改正で80%に縮減された積立金の損金算入割合については、制度の趣旨に鑑み従前同様の100%に回復していただきたい。

3) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の拡充及び恒久化

【理由】

- ・ 鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般的な製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対的要件となる。

更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大する等の特殊性を有している。また、昨今は、メジャー資本による寡占化の進展や資源ナショナリズムの高まりにより、優良な鉱山開発プロジェクトへの参入はますます難しくなっている。

少資源国でありながら、技術立国であり、輸出により経済を支える構造を有する我が国としては、資源の安定確保と高品質な非鉄材料の安定供給は極めて重要である。本制度は、我が国企業が継続的に探鉱を進め、自らの資源の確保と安定供給を果たすために必要不可欠な制度である。また、発展途上国においては資源関連企業が国有化されている実例もあり、一方先進国においては同様の税制が恒久化されているという国際情勢に鑑み、我が国が諸外国に後れをとることのないよう、本制度の恒久化をお願いしたい。

(7) 地震・災害・公害対策等の特別措置

1) 企業の災害対策を促進する税制上の措置

- ・ 企業の災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化することを要望する

2) 異常危険準備金制度の充実

【理由】

- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実の要望。

- ・ 今年に入ってからも、大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨と巨大自然災害が頻発しており、損害保険会社が巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる十分な異常危険準備金残高を確保・維持し、その社会的役割を十分に果たすためには、大幅に減少した残高を早期に増加させることが必要不可欠と考えます。平成30年度で経過措置（3%）の期限が切れることとなりますが、頻発する巨大自然災害に対応するためには、経過措置を含んだ現行の5%でも十分とは言えない状況となっております。巨大自然災害に対しても確実に保険金支払を行うという社会的使命を全うするため、積立率を6%に引き上げることを要望します。
- ・ また、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年の台風19号、平成16年の複数の台風、平成23～26年の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で約6,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げ（※）を要望します。
※本則積立率（2%）が適用となる残高率（30%）も同様に引き上げ

（8）賃上げ・生産性向上のための税制等

1) 生産性向上関係

【理由】

- ・ 平成28年度で廃止された生産性向上設備投資促進税制の再創設を要望する。設備投資を促進することにより、日本の製造業の競争力強化や消費税増税への景気対策として再創設していただきたい。
 - ・ 近年生産性向上設備投資促進税制に象徴されるように、設備投資を後押しするために、耐用年数の長い建物を含め即時償却が可能な税制が導入されている。しかし、上場企業等法定監査対象会社は、会計からの要請により直接償却方式を採用することができず、特別償却準備金を計上する方式を採用せざるを得ない。その結果、即時償却の翌年度から7年間で準備金取崩しが発生し、直接償却の場合と比較して節税効果が非常に短期間に消滅する結果となっている。
- このことは建物等に即時償却を認めた立法趣旨から見て、その効果を限定するものであり、改正が必要と考える。
- ・ 投資促進を図るため、生産性向上設備投資促進税制の再設定を要望する。
 - ・ Society5.0の実現は日本再興に向けた最重要戦略である。現状、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組において、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入を支援するコネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）があるものの、範囲が極めて限定期的であり、実効性に乏しい。
- Society5.0の実現に向けて、AI・ロボティクス・フィンテック・モビリティ・スマートシティ・それらの情報インフラ基盤となる5G環境整備等の投資インセンティブを強化するため、投資に対する優遇税制の範囲の拡大を要望する。
- ・ 働き方改革が求められる中、企業のIoT設備の投資促進による生産性の向上に好影響を与える税制であることから、IT投資促進税制の復活を要望する。
 - ・ 国内設備投資額は法人が適用年度において「取得等」した国内資産とされているが、「取得日」に変えて「事業共用日」も選択できることを求める。法人は資産を取得等した際に、実務上は減価償却との関係から、取得日ではなく事業共用日を管理している。そのため、当規程の適用のために、取得日を厳密に管理する必要が生じており、これを軽減するため、取得日に変えて、事業共用日を使用することを求めるもの。通常、取得日と事業共用日は同時若しくは直近であり、取得日に変えて法人が事業共用日を選択できるようにしたとしても、継続要件等を加えれば、恣意性は排除されると考えられる。
 - ・ IoT税制については、革新的データ産業活用計画の認定等の、やや厳しい要件が付されている一方で、賃上げ要件を満たせない場合の税額控除が投資額の3%となっており、積極的な活用が難しい。IoTの推進、生産性の向上のため、より積極的に活用できる制度となるように、認定を受けて以降に取得したものだけでなく、認定を受けて以降に事業の用に供した設備等を対象にするなどの要件の緩和と、控除枠の拡大を求める。

- ・ 設備投資減税申請時の事務負荷が極めて高く、適用要件も曖昧なものが多いため、設備投資減税に係る各種要件の明確化、手続きの簡素化を要望する。

2) 所得拡大促進税制の拡充・期間延長

【理 由】

- ・ 平成25年度税制改正において、企業に賃上げのインセンティブを与え、個人の所得水準を底上げすることを目的に、賃上げを行った企業に対して、法人税から一定の税額控除を認める「所得拡大促進税制」が新設された。

同税制は、平成30年度税制改正において、大企業向けの適用要件の見直しが行われ、賃上げに係る要件（継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加すること）および設備投資に係る要件（国内設備投資額が償却費総額の9割以上であること）を同時に満たした場合に、給与支給額の増加額の15%の税額控除が認められる「賃上げ・生産性向上のための税制」に改組された。

改組後の制度は従前と比べ、適用要件充足時の税額控除の割合は引き上げられたものの、賃上げの割合の引上げや設備投資に係る要件の追加等、適用要件が厳格化されたことから、企業が継続的に適用要件を満たすことが困難となり、同制度の目的である企業の賃上げインセンティブを高める効果が減衰している可能性があると考えられる。

政府が公表した「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても、「企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う」とされていることを踏まえれば、本制度を利用しやすくなることにより、企業の賃上げおよび設備投資へのインセンティブを維持・向上していくことは重要である。

具体的には、賃上げ要件と設備投資要件を各々単独の要件としたうえで、賃上げ等の割合に応じて、段階的に税額控除の割合を設定する等、適用要件を緩和することを要望する。

- ・ 資本集約的な産業や労働集約的な産業など、企業の産業構造によっては従業員の所得の拡大と設備投資の拡大は必ずしも同一ベクトルではなく、斯様な政策を促進する目的であれば、所得拡大促進税制と、設備投資拡大促進税制は別個の優遇税制であるべきと考える。

また、所得拡大促進税制の税額控除適用要件のうち国内設備投資要件に係り、設備投資額と減価償却費の考え方について平仄を合わせるよう要望する。

- ・ 企業の持続的な賃上げ意欲向上のため、増加割合の基準緩和、適用期間の延長、税額控除割合の見直しを要望する。
- ・ 所得拡大税制の適用を受けない場合でも、給与額の算定や設備投資額の把握等が必要となり、多大な事務量となることが予想されるため、所得拡大税制の適用法人制限ルールの撤廃を要望する。

3) 所得拡大促進税制の算定方法の簡素化

【理 由】

- ・ 平均給与等支給額を算定するの「継続雇用者」の数から、自社から別会社への100%出向者を除くことを明記することを要望。

別会社に100%出向しており、出向先が当該出向者の給与を全額負担をしている場合には、当該出向者については出向元の継続雇用者から除いて平均給与等支給額を計算する方が合理的な平均給与等支給額が算出されると考えられる。

- ・ 過年度改正にて簡素化されているが、事務負荷は依然見込まれるため、平均給与の比較について、対象者を「国内雇用者」へと簡便化を求める。
- ・ 施行規則において、就業規則や雇用契約書において、「継続雇用制度」に基づいて雇用していることの明記が求められているが、実務上は「制度」に基づいて雇用していることの明示的な記載があるわけではなく、簡素化を要望する。「継続雇用制度」に基づいて雇用しているにも関わらず、就業規則や雇用契約書に制度そのものの明記がないため、適用できないおそれ（納税者に不利な計算結果となる）があり、実態を踏まえた手当てをいただきたい。

- ・ 教育訓練費の明細書の申告書添付要件から保存要件等への変更を求める。明細書作成や添付資料の用意などに要する事務量が膨大であるため。
- ・ 適用条件が多く、決算時点で適用可否を見極めるのはスケジュールの観点から困難を伴う。決算における期ずれの影響を最小限にするため、適用条件項目の簡素化を求める。
- ・ 出向先法人が支出する給与相当額を対象額に含める措置について、賃金台帳の記載要件を緩和してほしい（個人別でなく会社別の総額でよいとする等）。実務上（出向者給与額を出向先が把握することに人事労務上問題があるため）、出向者について賃金台帳へは殆ど記載されていない。個人別に賃金台帳を記載するのには事務工数・負担が大きいため。
- ・ 賃上げ投資促進税制における「教育訓練費」の集計作業効率化に向けた施策検討を要望。集計作業が煩雑であり、集計範囲も広く、事務負担が大きい。また、明細書が自由書式のため、電子申告では送付できず、CD-R等での明細データ提出が必要である。別表が用意されれば電子申告での送付が可能になり、電子申告義務化の流れに添う。
- ・ 教育訓練費の額が増加したことによる税額控除割合の増加を適用するには、教育訓練費の額が20%増加している必要があり、かつ、費用の明細を記載した書類を確定申告書に添付する必要がある。適用できる可能性が限定的であるにも関わらず多くの情報を収集する必要があるため、適用が難しくなっており、明細の添付義務の廃止等の要件の緩和を求めたい。

4) 所得拡大促進税制における雇用者給与等支給額の範囲

【理由】

- ・ 雇用者給与等支給額とは、「法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（国内の事業所に勤務する雇用者で労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者）に対する給与等の支給額」とされており、ここでいう給与等とは所法28①に規定する給与等（原則として給与所得として課税されるもの）とされている。
- 税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、権利行使時の時価と権利行使価格との差額が給与所得として課税される一方で、法人側では権利行使時にその新株予約権の付与時の時価が損金の額に算入される（法法54の2）ため、両者の金額は基本的には一致しない。
- このような場合、税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、雇用者給与等支給額には含まれるのか、また、もし含まれるのであれば、どの部分の金額が含まれるのかが明らかではないため、法令等で明確にしていただきたい。
- ・ 所得拡大促進税制の雇用者給与等支給額の定義・範囲から、残業代を除くことを要望する。働き方改革の導入により日本社会全体として残業代が減っているが、残業代が減っていても、基本給や賞与が増加がされていれば、所得拡大促進税制の制度趣旨に合致していると考えられるため。
- ・ 働き方改革下での雇用者給与等の増加額は残業代を除く給与・賞与の増加額を比較すべきと考えるため、定義から残業代を除いていただきたい。
- ・ 雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の定義・範囲から、退職者分の給与は除くことを要望する。日本の人口構造の中で、世代が上であるほど労働人口が多く、退職者も多いことから、雇用者等支給額（総額）が前年より減少するケースは多分に想定されるが、退職者以外の雇用者の給与等支給額が前年より増加していれば、所得拡大促進税制の制度趣旨に合致していると考えられるため。
- ・ 給与等支給增加額を税額控除額の算定根拠としている制度の要件に、減価償却費の額を含めることは合理的といえないため、制度の改正を要望する。新規投資がそれほど必要ではない業種で、給与等支給額を大きく増加させている会社が所得拡大促進税制の適用を受けられないので、制度趣旨に照らして合理的であるといえない。

5) 所得拡大促進税制における出向先法人が支出する給与負担金

【理由】

- ・ 出向先法人が支出する給与負担金は、出向先法人が賃金台帳にその出向者を記載しているときには、その給与負担金（給与に相当する金額）を「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含めることができる旨が措

通42の12の4-3で示されている。

しかし、実務上、出向先法人の賃金台帳に出向者を記載しているケースはほとんどないため、このような実情に考慮し、出向先法人が給与負担金として支出する金額は、出向先法人の賃金台帳への記載の有無にかかわらず、「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含める等の簡便的な取扱いを認めていただきたい。

(9) その他

1) 当初申告要件の廃止拡大等

【理 由】

- ・ 平成23年度税制改正において、法人税の当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法上においては適用額制限が見直されたに過ぎず、当初申告要件は存知している。納税者の利便性向上のため廃止を要望する。
- ・ 平成23年12月2日公布の「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、法人税法において一部の当初申告要件が廃止され納税者の利便性向上が図られたが、租税特別措置法においても当初申告要件を廃止いただきたい。
- ・ 試験研究費の特別控除制度における「試験研究費の額」や賃上げ税制における「雇用者給与等支給額」などは、当初の確定申告書に記載された金額を限度とする要件を緩和していただきたい。

2) 中小企業投資促進税制

【理 由】

- ・ 中小企業は、地域経済における雇用機会の創出と確保、地域住民の多様なニーズに応じた財・サービスの提供等、地域経済の発展に多大な貢献をしている。
しかしながら、その経営基盤は弱く、経済社会環境の変化への対応力は十分であるとはいがたく、今後とも技術革新等に努め、環境変化に対応し発展を遂げていくために、本制度の果たす役割は重要である。ついては、是非とも維持・存続いただきたい。

3) インフラファンド市場の拡大に向けた税制の見直し

【理 由】

- ・ 再エネ発電設備を運用対象とする投資法人において、a. 平成32年3月までの間に再エネ発電設備を取得していること、b. 再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること、c. 設立に際して公募により投資口を募集したことまたは投資口が上場されていること、等の要件を満たすものについては、再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に終了する事業年度までに限り、再エネ発電設備を資産総額の50%を超えて保有した場合においても導管性要件を満たすとされている。

このうち、「a」の要件については、平成32年4月以降の再エネ発電設備への民間資金導入促進に支障を来たすことから、同要件を撤廃するか、少なくとも期限を延長することを要望する。

また、「b」の要件については、匿名組合出資を通じて再エネ発電設備へ投資を行う投資法人に関する導管性要件が明確化されているものの、運用方法が賃貸の場合に限定されており、投資法人がすでに賃貸以外の方法で運用されている再エネ発電設備を投資対象とする匿名組合に対して出資を行う場合に、スキームを再構築する必要があることから、匿名組合出資における賃貸要件を撤廃することを要望する。

さらに、「c」の要件について、投資家層のさらなる拡大のため、私募の場合でも導管性要件を満たせるよう、撤廃することに加え、「d」の要件について、追加取得した再エネ発電設備の運用終了前に導管性要件を満たせなくなる事態を回避する観点から、撤廃するか、少なくとも期間を延長することを要望する。

このほか、BOT方式（Built-Operate-Transfer方式）のPFI事業に関して、一定の民間と競合しない施設に係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税は令和2年3月までの時限措置として、課税標準の2分の1が減免されているが、これを非課税として同措置の期限を撤廃するか、少なくとも期限を延長することを要望する。

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者判定の見直し

【理 由】

- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合弁事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- ・ 出資比率50%ちょうどのとき、企業が価格をコントロールできないケースもあるため、形式基準として国外関連者に含めるのは適切とはいえないため、形式基準の判定において出資比率50%以上を50%超に変更することを要望。
- ・ 国際課税制度の見直しに即し、移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。また、移転価格文書化対応については、制度適用開始の状況を踏まえ、柔軟な執行が求められる。
- ・ 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。については、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に、見直していただきたい。
- ・ 移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。
- ・ 移転価格税制に関し、企業が適正な申告納税が出来るよう、役務提供取引や無形資産取引の取扱いの定義を明確化して頂く一方、実際の運用にあたっては二重課税の排除を前提に柔軟な運用ができるよう環境の整備を行って頂きたい。また、移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをして頂きたい。
- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。
- ・ 50：50のJV現地法人は、事実上コントロール出来ないため、国外関連者の範囲につき、出資比率50%以上→50%超へ変更を要望する。
- ・ 「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に举証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。
- ・ 50%以上を国外関連者としてしているが、50%では決定権を有しておらず、完全に支配している状態ではないことから、50%超を対象とすべきである。50%では決定権を有しておらず、完全に支配している状態ではないと考えられるため。

2) 無形資産に関する取扱いの明確化

【理 由】

- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めることを要望する。

3) 国外関連者寄附金課税の見直し等

【理 由】

- ・ 国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。
- ・ 寄附金課税された場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いため、国外関連者に対する寄附金は、移転価格税制の対象とすることを条文で明文化することを要望。
- ・ 国外関連者との取引において、価格調整金が寄附金なのか移転価格税制に基づくものなのかで当局と納税者で見解が一致しない場合に、寄附金と認定されてしまうと相互協議の対象ともならず二重課税が排除されない可能性が高いため、価格調整金を移転価格税制の対象とすることで明確化いただきたい。
- ・ 事業に関連のない費用ならいざ知らず、必要な費用をグループのどの会社が負担するかは本来移転価格税制の問題であり、実務上の混乱を整流化するためにも、事業経費負担については移転価格税制の中で取り扱う事を希望する。

4) 移転価格税制の執行の見直し

【理 由】

- ・ 集計した数値・内容を所定の様式・コードに変換する作業が負担となっているため、CbCRを提出する際、特殊なコードを用いたデータ作成が求められるが、集計するだけでも多大な事務負担があるにもかかわらず、更なる負担となっている。また、提出したデータの帳票出力ができず、結果を確認できないため、出力されるよう要望する。
- ・ 実務上、一の調査を移転価格調査とそれ以外の部分に区分した場合と区分しない場合とで、移転価格調査と法人税一般調査との調査展開（着手時期及び終了時期等）の違いが明確でなく、具体的な負担軽減の有無が不明なため、どういった場面で、どのような負担が軽減されるのかについて具体的に明らかにされたい。
- ・ 税務調査（特に移転価格調査）が終了した年度に関し、「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には再調査が認められており、予見可能性が十分確保されないため、税務調査が終了した年度については、再調査を認めないよう税法改正、あるいは再調査の実施の濫用を防止する運用上の手当ての導入を要望する。

5) 相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理 由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 平成19年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、わが国の課税（増額分）の納税を猶予すると共に延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられている。また会計上は更正通知を受領すると財務諸表に当該金額を損益計算書上に反映させる必要がある。租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議合意後でなければ、更正そのものを出来ない制度とすることを要望する。
- ・ APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は進行年度で一括修正を行える規定を導入する。
事務の簡素化・効率化。特に、連結納税制度を導入している場合は、連結グループ全体に過度の負担が掛かるため、早急な改正を要望する。
- ・ 課税から合意まで複数年を要する結果、合意後の過年度の所得修正手続きが非常に煩雑・高負荷となるため、更正実施にあたり、二国間相互協議による事前合意を原則とする。あるいは、APA（事前確認）／相互協議合意後の、過年度所得の進行年度での一括修正を認めることを要望する。

6) 国外関連者に関する明細書の廃止

【理 由】

- ・ 国別報告書と重複する部分があり、別途の提出は不要と考えるため（事務負担の軽減を図る趣旨）、国外関連者に関する明細書（別表十七（四））の廃止を要望する。

7) 無形資産取引と所得相応性基準の導入

【理 由】

- ・ HTVIは知財等の一括売却を懸念しているため、ロイヤルティ方式は対象外に出来るはず。日本がソフトウェア開発を推進しやすい国であることをアピールする意味でも有意義であることから、HTVI（Hard To Value Intangibles）の明文化、投資回収が将来的に可能な「ロイヤルティ方式」はHTVI対象外、みんなで創る「Open Source Soft」はHTVI・寄附の対象外とすべき。

8) BEPS行動計画13関連

【理 由】

- ・ BEPS13移転価格文書化におけるマスターファイルについて、各国がOECDルールに準拠した国内法を整備する等、OECDと連携した対応を望む。

マスターファイルは、インド・中国・インドネシア等の新興国において、必ずしもOECDの勧告と合致しないルールが各国内法により法制化され（具体例は以下の通り）、現地国所在子会社等に提出義務を課しており、その実務対応で非常に苦慮しているため。

- 提出期限がOECD勧告よりも短い
- 記載項目及び情報がOECD勧告より多い
- 英語以外のローカル言語への翻訳を求める

- ・ 2016年度を初年度とするMF、CbCR、LFの作成提出義務が実施フェーズに入った。これらの移転価格文書化についてはOECD最終報告を踏まえ、世界各国が統一フォーマットにより足並みを揃えて対応することが国際社会の基本的な合意事項となっていると理解している。新興国等各国が独自の要求を盛り込み始めた途端に多国籍企業の対応は事務負担が増すことのみならず情報管理・機密保持の観点からも混乱を招くことになる。我が国政府及びOECDにおかれでは、各国がOECD最終報告の趣旨に沿わない独自の義務を盛り込むことのないようモニタリングと指導等をお願いしたい。

インドにおいて2018年3月31日を提出期限とするMFのe-tax formatが2月末に公表されたが、その中には、全世界の多国籍企業を構成するグループ全社の社名のみならず郵便番号やStreet、Buildingまでをも含む詳細データの提出が求められており、加えてOECDのMF情報では要求のない、連結売上高または総資産、もしくは利益少なくとも10%以上を占めるグループ会社に係る機能、資産及びリスク分析の記載を要求している。このような各国の独自の要求は慎んでいただく必要がある。

また、インドにPEのない日本法人に対しても、インドにおいて法人所得税の申告を行う場合には、マスターファイルの提出義務も負うこととなり、事務負担が増えている。

- ・ 移転価格税制に係るローカルファイルについては、現行申告書提出日までの準備が求められているが、移転価格文書の性質上、分析対象が子会社となる場合においては、取引相手会社所在国での文書化期限と異なる場合、現地実務上対応できない、若しくは対応できないが故に、二重作業が生じるため、各文書化期限を諸外国並みに遅らせること。また、最終親会社等届出事項については年度末までの提出となっているが、実務的に確定していないため、申告書提出期限とすることを求める。平成27年10月に、BEPSプロジェクトにより、多国籍企業のコンプライアンス・コストに配意しつつ、多国籍企業の透明性を高めることを目的として、多国籍企業グループに対して、LF、MF及びCbCRの3種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供することを義務付けられている。OECDの同プロジェクトに沿って、諸外国においても左記三文書の提出を順々に法制化している状況であるが、本邦における提出期限が他国に比して相当期間が短いものとなっている。特にLFについては、本邦の確定申告書の提出期限が諸外国に比して早いため、併せてLFの準備期間が短く、納税者に相当な作業負荷が求められている状況である。また、最終親会社等届出事項については、期末日に合わせた事業買収、売却も多く、実務的に確定できない為、対応頂きたい。

- ・ 現行のLF作成基準の場合、数十拠点がその対象となり、作成負荷が極めて高く、また、日本側LFのベースとなる海外拠点側LFの作成期限が日本より遅い国が多いため、別表17-4における営業利益率が一定以上の拠点に限定するなどのLF作成基準の緩和あるいは、LF作成期限の見直し（後倒し）等を要望する。
- ・ ローカルファイルの作成期限が対象事業年度の確定申告期限と重なっており、事務負担が増加している。マスターファイル・CbCレポートと同様に、対象事業年度末の1年後にするなど、納税者の負担を考慮した制度にしていただきたい。
- ・ 最終親会社届出事項報告書の提出期限は対象事業年度の最終日までとなっているが、これの延長を求める。対象事業年度末の子法人などの状況を、対象事業年度末までに確認し提出するのは、スケジュールとして非常にタイトであり年度末における事務負担が非常に大きくなるため。
- ・ 法人が国外関連者との間で国外関連取引を行った場合には確定申告期限までに備えおくもの、とされておりますが、一定金額以上の新たな種類の国外関連取引が発生した場合とするなど、作成頻度の見直しを求める。法人の収益構造が大きく変わらなければ毎年作成する必要性は低いと考えられるため。
- ・ CBCR及びマスターファイルに関し、異なる課税当局から様々な質問が出てくることが予想されるが、企業としては親会社所在地国の税務当局に交通整理を行っていただき、質問は親会社所在地国税務当局が受けとめ、そこから多国籍企業の最終親会社に質問を一元化し、回答についても最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施したい。異なる課税当局からバラバラに問合せが納税者に行われても企業側のキャパシティの問題もあり対応は相当困難が予想される。
- ・ インドにおいては、MFについても、売上高・利益・資産の10%以上の関連者情報やCBCR記載事項を求める執行が行われている。その他、CBCR及びMFについて、事業年度終了後1年より短い期限を設定し、英語以外のローカル言語への翻訳を求める等、必ずしもOECDの勧告と合致しないルールが各国内法により法制化されることがあり、実務対応で企業は非常に苦慮している。各国がOECDルールに準拠した国内法を整備するよう勧告する等、OECDと連携した日本政府のご支援を仰ぎたい。
- ・ 移転価格税制に係る文書化（BEPSプロジェクト）ローカルファイルの作成義務がある会社は、法人税申告書 国外関連者に関する明細書（別表17（4））の作成義務を免除を要望。企業の事務負担軽減となり、別表17（4）の記載内容は、ローカルファイルの記載内容と重複しているため。
- ・ 企業の事務負担の軽減のため、ローカルファイル（LF）の作成期限を、CBCRやマスターファイルと同様に、1年以内への変更を検討していただきたい。
- ・ 最終的な親会社したマスターファイルやCbCRが、他国に所在する子会社やPEでもそのまま受け入れられるよう、可及的速やかに各国との租税条約の整備することを要望する。同じく、各国税務当局への提出期限についても、子会社やPEの場合には、最終的な親会社の提出期限に合わせた期日とするよう、租税条約の整備を要望する。

マスターファイルやCbCRは、グループ全体の情報を記載する文書であり、OECDの最終的なレポートの中でも最終的な親会社が作成することになっている。他方で、各国税法はそれぞれの税務当局が制定するため、各国でオリジナルの要求を作り、グループを構成する「子会社やPEに対しても」同等レベルの情報を要求された場合、各国ごとに別々のマスターファイルやCbCRを作成しなければならない事態となり、納税者の実務上過重な負担を強いることになる。本邦税制に従い作成されたマスターファイルやCbCRが、（子会社やPEを有する）他国においても「そのまま」受け入れられるよう、BEPS Action13導入国から優先し、租税条約の整備（および各国税務当局との見解一致）をお願いしたい。

- ・ 移転価格文書で求められる記載事項は提出会社の財務状況や経営環境その他国外関連者の情報など多岐にわたるが、統合報告書などの開示資料等から引用・転記している部分が相応にある状況。提出会社としては、転記してまとめているだけであったとしても体力負担がかかるため、例えば他の書類から参照可能な情報は記載不要とするなどして、真に必要な情報に絞り込んだ記載事項としていただきたい。
- ・ 現在当社では子会社の情報を提供する媒体として①会社事業概況書『子会社の状況』②国別報告事項③別表17（4）④グループ法人税制のグループ一覧⑤最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）などを作成しておりますが、内容が重複するものが多いことから、業務効率化のため一定の条件付き（一部書類の記載情報の追加）などで一部書類の作成を免除いただくことを要望します。

※現在③に記載されている企業は①での記載を免除されているため、これと類似した措置を希望します。

(2) 外国税額控除制度

1) 外国税額控除制度全般の見直し

- ・「外国税額控除制度」の見直しに当たっては、進出形態による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討することを要望する。また、ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うべきである。

なお、欧州においては、在外支店の所得に係る国際的な二重課税排除の仕組みとして、国外源泉所得を課税所得から免除する方式（国外所得免除方式、実質的なテリトリアル課税）が主流となっている。わが国における外国税額控除の適用範囲が厳格化され、進出形態間の課税の公平性やわが国企業の国際的な競争力の確保が困難となるのであれば、わが国においても、在外支店の所得に係る課税方法について、「国外所得免除方式」を導入するなど、国際課税のあり方について検討することが必要となる。

2) 控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設

【理由】

- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→10年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。

BEPS対応のための国際課税ルールの見直しは、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、OECD/G20以外の国々も含めた、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠である。現在、約130ヶ国が参加しているBEPS包摂的枠組会合の場を通じ、効果的なモニタリングや適切な情報管理により、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。

- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間3年は「期ずれの措置」の趣旨であるが、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の期ずれの年数では対応できず延長が必要であり、帳簿保存期間に合わせて7年に延長することを要望する。

海外当局による過去3年を超える年度に対しての課税事例が増加している状況下、現在の規定にある3年間の繰越期間では、当初の「期ずれの措置」に対応できず、今後、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースの更なる増加が想定されるため、期限を帳簿保存期間に合わせて7年への延長を求める。

- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越は内外における課税時期のズレを調整するものであるため、本来期限を付す必要はないが、新興国等において所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の繰越期間では対応できず延長が必要である。税法上の帳簿保存期間が7年であることから、少なくともこれと合わせ7年とするのが妥当であるため、繰越期間の延長を要望する。

- ・ 繰越期間が3年は短い。二重課税の排除が目的であり、せめて帳簿保存期間の7年とすべき。
- ・ 所得発生と海外における納付の時期ずれ等により、外国税額控除が利用できず二重課税となるケースを防止するため、繰越控除余裕額および繰越控除限度超過額については繰越期限の延長（3年→10年）を要望する。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される事態が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5乃至7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・ 繰越期間3年は短すぎるため繰越控除額とのバランスから7~10年程度に延長する事、および繰越期間を超えて失効した外国税について損金算入を認めることを希望する。
- ・ 外国税額控除の控除余裕額及び控除限度超過額の繰越期間は3年とされているが、企業の損益状況等の影響により、十分に控除できないケースがあるため、外国税額控除の控除余裕額及び控除限度超過額の繰越期間を5年まで延長することを要望する。また、繰越期間経過後の損金算入を認めるよう制度の見通しを検討していただきたい。
- ・ 繰越期間を超過した外国税額の損金算入を認め、結果として国際的二重課税が排除できるようにして欲し

い。

- ・ 納税した外国法人税のうち控除額が限られる結果、二重課税の状態が発生しているため、現地税率を租税条約上の税率とする（含 還付申請）ためには現地協力に依拠するところが大きいため、控除限度額（枠）の撤廃－同一所得に対する二重課税排除が主目的であれば、原則現地課税の全額控除を認めていただきたい。また、控除対象範囲の拡充－租税条約上の税率超過分も控除対象外国法人税として認めていただきたい。
- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため（期限切れとなった外国法人税分）、繰越期間経過後の限度超過額の損金算入－期限切れの繰越限度超過額については、期限切れとなった事業年度での損金算入を認めていただきたい。
- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄を合わせて10年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられこととなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも9年に延長するよう要望する。
- ・ 控除限度超過額及び控除限度余裕額の繰越期間延長、控除限度超過額の損金算入制度の創設（米国では10年の繰越が認められている。）
- ・ 国際課税制度の見直しに即し、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→10年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 法人税率の引下げにより、相対的に外国税額の控除機会が低下している。実効税率引き下げが進む中、国外の源泉税率は固定的であることを踏まえると将来的にこの控除機会の低下はより顕著になることが予想される。二重課税を防止する外国税額控除の趣旨に鑑み、控除機会が制限されないよう3年の繰越期間について検討するべきである。
- ・ 外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期間内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。

繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。

少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。

- ・ 外国税額控除の適用期間を、3年に制限することは、国際的二重課税を解消する機会を著しく制限しているものと考えられます。税法上の帳簿書類の保存期間等を考慮して、繰越期間を10年程度に延長していただきたい。

3) 外国法人税の課税標準額を国外所得に算入する規定の導入

【理 由】

- ・ 租税条約がない国等に於いて、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（キャピタルゲイン等）は国外所得に該当する規定を導入すること。二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。

4) 外国税額控除における控除限度額計算の簡便化等

【理 由】

- ・ 国外所得計算の廃止（＝限度額の概念の廃止）あるいは、本邦記帳の費用の内外区分判定の明確化を要望する。

国外所得計算は、実務上の取り扱いが明確ではない論点が多く、かつ、財務会計帳簿からの集計が困難で

ある計数も多いため、納税者と当局との無用な議論を生む土壤となっている。

二重課税排除の手段として外国子会社配当益金不算入が主流となりつつある昨今、実地調査リソースの不足など、当局サイドのニーズもあるはずであり、納税者有利な面を調整するのは、高率負担割合の拡充など控除対象外税に対する直接の抑制で十分。

高率負担割合の拡充も、難解な計算を伴っては意味がなく、国毎に一定割合をカットするなど、合理的でわかりやすいルールメイキングが必要。

仮に限度額計算を残す場合、本邦記帳の費用は、国内外区分の指針がない。指針の早急な策定が求められる。

- ・ 法人税額から控除する所得税額の計算の所有期間按分の廃止を行ってほしい。現実に徴収された金額を控除されるべきであり、期間按分の必要性が乏しく、業務の煩雑さを解消するため所得税額は所有期間にかかわらず全額控除することを要望。

5) 海外支店所得の免税

【理由】

- ・ 内国法人の海外支店所得につき、外国子会社配当の益金不算入制度と同様、免税（所得から除外）とすることを要望する。

銀行は規制上、支店形態での海外進出が多く、海外子会社形態（国外所得免除）との課税上の不公平が存在することから、税制のイコールフッティングを図る必要がある。また、平成26年度税制改正の帰属主義（AOA）導入による支店帰属所得の算定議論の解消しており、海外支店所得の免税に向けては国際課税上の大きな障害はないものと考える。

6) 外国税額控除限度額の計算

【理由】

- ・ 例えば、非課税所得に対応させる費用など合理的に行うとされる計算方法について何が妥当かを説明するのは納税者側の大きな負担となっている。
合理的とされる考え方について、一定の指針を示していただく必要がある。
- ・ 国外所得の計算は、現行の申告書様式（別表六（二））に基づくと、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（9欄）とその他の国外源泉所得に係る所得（10欄）の金額を合算し（11欄、合算額がマイナスの場合は0）、当該金額から各所得に係る非課税国外所得（外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得）の合算額（12欄、マイナスの場合は0）を控除することで調整国外所得金額（13欄、マイナスの場合は0）を算出している。この場合、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得に含まれる非課税国外所得のバランス次第では（例えば、国外事業所では課税国外所得が生じる一方で、国外資産の譲渡損失等の非課税国外所得が発生する場合など）、本来の調整（=課税）国外所得よりも過小に算出され、十分な外国税額控除限度額が確保出来ない結果となる。斯様な不具合を解消する為には、非課税国外所得を控除した後の調整後（課税）国外所得（13欄）のみを「マイナスの場合は0」とするように改めるべきと考える。外国税額控除の限度額には総所得基準のシーリングも定められており、国外所得基準はあくまでも外国法人税が生じる要因となった「課税」国外所得をベースにすべきと考える。
- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため税額控除を加味した差引法人税額ベースではなく、控除前法人税ベースとしていただきたい（日本の税率分までは税額控除を認めていただきたい）。

7) 納税証明書のデータ保存

【理由】

- ・ 納税証明書が海外からPDF等で送られてくることがあるが、PDFをそのままデータ保管が可能であることを明確にして欲しい。

8) 組合名義の納税証明

- ・ 組合員名義で納税証明入手することができずに外国税額控除をとれない実務があるため、組合名義の納税証明をもって組合員の外国税額控除のための証明書類として取扱っていただきたい。

9) 一括限度方式の堅持

【理 由】

- ・ 外国税額控除制度については、一括限度方式を堅持することを要望する。(国別限度額方式や所得バスケット方式は導入しないこと。)

10) 控除対象外となった外国法人税の損金算入

- ・ 所得に係る外国税金はその属性として損金であり、タックスレシートが徵収できない等の理由により外国税額控除の適用を受けられなかった外国税金については損金算入を認めるべき。

11) 国外所得の90%シーリングルール

【理 由】

- ・ 国外所得の計算は、平成28年4月1日より帰属主義（いわゆるAOA）に基づき計算することになっている。帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことにより、90%のシーリングは制度と整合的でなくなることから撤廃すべきである。
- ・ 國際課税原則への帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことから、外国税額控除制度の90%シーリングは制度と整合的ではなくなるため撤廃して頂きたい。

(3) 外国子会社合算税制

1) 外国子会社合算税制の改正をふまえた全般的意見

【理 由】

- ・ ここ数年の改正で極めて複雑な制度となってしまった。実務上の課題が増大しており、意見募集した上で大幅に簡素化する事を希望する。
- ・ 諸外国の法人税率引下げに伴い、本税制に伴う作業負荷が極めて高いため、本来の税制趣旨（租税回避防止）を踏まえ、緩和方向の見直しを希望する。
- ・ 平成29年度に改正された外国子会社合算税制の適正化を図り、取り扱いの明確化、二重課税の排除、事務負担の軽減、並びに前年度の積み残し事項への対応を要望する。

我が国の外国子会社合算税制は平成29年度税制改正により複雑化・煩雑化し、現状においても取り扱いが明確にされていない事項が数多く残されている。情報収集に多大な事務負担が生じる一方で、納税者の予見可能性は著しく損なわれることとなり、延いては我が国の企業の国際的な事業展開や競争力を阻害する懸念がある。また、例えば他国のCFC税制との二重課税の調整の仕組みなど、制度の適正化に向けた改正も必要と考える。

- ・ 平成31年度から施行される新しい外国子会社合算税制については、税率引下げ後の米国グループ会社への適用等が懸念されるところであり、その具体的なルールの明確化と適正化を図るべきである。
- ・ 外国子会社合算税制は、平成29年度税制改正で総合的な見直しが行われたほか、平成31年度税制改正で米国における法人税率の引下げによる影響を踏まえた見直しが行われたが、実務負担の緩和や二重課税の排除等の観点から、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できるだけ簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定することを要望する。

具体的には、対象となる企業の実務負担を緩和するために、合算課税等の基準として用いられる租税負担割合の引下げや、所得合算の対象となる外国子会社への出資比率の引上げ、外国子会社の活動実態の判定に当たっての基準の明確化などを要望する。

また、二重課税を排除するために、益金不算入となる特定課税対象の期限（過去10年分）を撤廃することや、間接特定課税対象金額の対象拡大および期間制限（過去2年分）の撤廃についても、速やかに検討を行うべきである。

- ・ 連結納税、バススルー事業体の場合の取扱いに関する、英国のグループリリーフ、ドイツのオルガンシャフト、スウェーデンのグループコントリビューションなど、連結納税に類似する制度の取扱について、7月1日付で国税庁から「連結納税規定等が適用される外国関係会社の適用対象金額等の計算方法等の改正

に関するQ & A（情報）」が公表されたが、英国のグループリリーフが企業集団税制に該当しない旨解説がなされている。その理由としては、当該グループリリーフの対象となる個々の法人がそれぞれの所得にかかる法人税についてそれぞれ申告書を提出することとされていることのみが記述されており、またドイツのオルガンシャフトについても、これと同様と考えられるとして解説がされておらず、本質的な理由等が理解できない。

また英国グループリリーフ及びドイツのオルガンシャフトの適用法人について我が国CFC税制上合算課税が必要な場合の合算対象所得金額の計算方法等に関する解説も含まれていない。上記に関し、さらなる明確化及び十分な解説等を要望する。加えて、ドイツのオルGANシャフト、スウェーデンのグループコントリビューション等に関しては、実質的に企業集団税制に該当するものとして取り扱いを見直す必要がある。個々の法人がそれぞれの所得にかかる法人税についてそれぞれ申告書を提出することとされていることのみを持って企業集団税制に該当しないと結論付けることが合理的であるようには思われない。

- ・ 令和元年度改正（企業集団等所得課税規定）により、外国関係会社が現地で連結納税制度を適用している場合の租税負担割合及び適用対象金額の計算方法は明確化されたが、令和元年度税制改正解説において、英国のグループリリーフは連結納税制度に含まれないとされた。他方、平成26の租研レポート内では英国グループリリーフは我が国の連結納税制度と類似の制度と整理されており、租税負担割合の計算上はグループリリーフは非課税所得には該当しないとされている（※適用対象金額の計算における取り扱いは不明）。英国の法定税率が20%を下回る環境では、グループリリーフの取り扱いが明確でない現状は納税者による申告業務に不透明性をもたらすため、取り扱いを明確にされたい。
- ・ 平成31年度税制改正により、連結納税等の規定を適用している外国関係会社について租税負担割合や適用対象金額等を計算する場合には、その連結納税等の規定を適用しないものとして計算することとされた。一方、英国のグループ・リリーフ制度については、それが連結納税規定でないことを理由として、グループ・リリーフ規定の適用を除いて計算する必要はないとされているが、連結納税の規定を適用している場合には、租税負担割合による判定や適用対象金額等の計算を連結納税単位で行うようにすることを要望。
- ・ 外国関係会社の範囲の適正化を下記の通り要望する。
 - ① ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（税率30%以上）について、わが国や諸外国の法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、適宜見直しを行うこと。特に、米国の連邦法人税率が35%から21%まで下げられ、州税を含めた法人実効税率が20%後半になったことから、本邦実効税率の7割への引き下げを速やかに実施すること。また、対象外国関係会社の適用免除基準（税率20%以上）についても、諸外国における法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、本邦実効税率の半分とすること。
 - ② 事業活動の停止や事業売却により事業実態が存在しなくなった年度のペーパーカンパニー判定及び経済活動基準判定については、従前の事業実態を踏まえて判定すること。
- 資産買収形態でのM&Aが活発な米国・英国が本邦CFC税制の対象となったことにより、事業実態があり本来合算課税対象となるべきではない会社が事業を売却した年度のみ合算課税の対象となる懸念が高まっている。また、従前は現地に事業実態があったものの、清算にあたり事業活動停止や従業員解雇やオフィス閉鎖により、ペーパーカンパニーや経済活動基準を満たせず、清算事業年度だけ全部合算対象会社に該当し、債権放棄や資産処分等による所得が合算される可能性がある。特に許認可等の関係から、事業活動停止から資産処分まで数年かかり、対象事業年度全期間を通じて従業員・オフィスが存在しないケースがあるが、従前の事業活動に使用した資産にもかかわらず、その売却益が合算されるのは不合理である。
- ③ キャッシュボックスの判定において会計上の税前利益の金額／総資産の帳簿価額<30%となる場合はキャッシュボックスに該当しないとすること。

キャッシュボックスの判定のために、有価証券等の資産を一定割合で保有する全ての外国関係会社について一定の受動的所得の金額を算出するのは実務上の負荷が大きく、会計上の税前利益と総資産の帳簿価格を用いた追加のセーフハーバールールを設けることで負荷を低減するため。

- ④ ペーパーカンパニー等の範囲から除外される不動産保有に係る一定の外国関係会社について、他の外国

関係会社が現地ディベロッパー等の同一国に所在する他の外国法人と共同で管理支配している会社も除外すること。

海外の不動産事業において、社会資本に該当しない不動産（オフィスビル、アパート等）の開発を行うにあたり、地域情報に精通した現地ディベロッパー等の外国法人と共同して不動産保有会社を設立する場合がある。このような場合において、不動産保有会社の意思決定が資本構成に拘らず全会一致となっている際に、管理支配会社が不動産保有会社の株式の過半を保有しながら、現地で事業企画、市場・業界調査、法務、財務、事業全体のモニタリング等の活動を実施しているにも拘わらず、単独で管理支配運営を行っていないとして、合算課税を受けるのは不合理であるため、資源開発等プロジェクトと同様に共同での管理支配も認めて頂きたい。

- ・ 本税制がますます複雑かつ対象となる外国子会社が多くなる中で、本税制を海外の子会社の担当者が理解することが大変困難であり、また、日本の企業が間違って海外の子会社に伝わり、結果として間違った申告がなされる可能性がある。関連する税法等が英文で提供されることにより、日本側で翻訳する等の事務作業が軽減され、間違った申告も少なくなると考えられる。
- ・ 租税回避防止規定の趣旨を踏まえ、以下の点の見直しを希望する。
 - ① 日本の租税負担割合を踏まえた、適用免除となる租税負担割合の緩和
 - ② 合算課税所得の算定の簡便化
 - ③ 受動的所得の緩和
 - ④ 合算課税時に二重課税が確実に排除される規定の設置
- ・ 特に米国がGILTI Taxにより広範なCFC課税を導入したため手当てが必要。孫会社の所得について、経由国の子会社において現地のCFC税制の適用を受け、親会社において本邦CFC税制の適用を受け、さらに孫会社を合算した経由国の子会社の所得について本邦CFC税制の適用を受ける懸念がある。
- ・ タックスヘイブン対策税制について下記の要望をする。
 - ① 予見可能性を確保するため、「業務の通常の過程」の定義の明確化。
 - ② 直接保有／間接保有に実質的な差は無いため、受取配当における持分割合（25%以上）はグループ全体の持分割合で判定。
 - ③ 旧税制では認められており、合理的なため、受動的所得の上限を会社単位の合算対象所得までとする。
 - ④ ③と同様の理由から受動的所得に係る間接費用の控除。

2) 外国関係会社の判定（ホワイトリスト方式の導入等）

【理由】

- ・ トリガー税率を廃止し、ホワイトリストorブラックリストに変更することを要望。海外子会社全社の実効税率を毎年確認する必要があり、事務負担が甚大。各国間で税率の引下げ競争もあり、今後更に対象の拡大も想定されることから、対象国の明確化を強く要請する。
 - ・ 本来は租税回避の防止を目的とした税制であるところ、各国の税率引き下げ競争等の環境変化により、租税回避を意図しない法人が本税制の対象となる事態が生じる等、租税負担割合を判定の指標とする運用に限界が生じつつある。また、度重なる税制改正及び収集すべき書類の範囲の大幅な拡大により、納税者に多大な負担を強いている。
- 租税回避を意図しない法人の排除、並びに納税者負担の軽減の観点から、税制の簡素化（ブラックリスト国・ホワイトリスト国方式の導入と、トリガー税率の廃止）を要望する。
- ・ 特に制度の簡素化や事務負担軽減の観点から、日系企業の欧米における主要な事業拠点が立地する米国と英国等、租税回避に利用される可能性が低い国や地域については、一律外国子会社合算税制の対象から除外するホワイトリストを導入することをご検討いただきたい。
 - ・ ホワイトリスト方式により米国は制度の対象から外してほしい。アメリカではその税制の仕組みから租税回避行為が行われる可能性は低いと思われること（したがって、純粹に米国で事業を行う為に法人は設立されることが多いと思われること）から。

米国の連結納税グループについては一体の法人と見做して判定を行うことを認める措置を検討してほしい。（連結納税グループ間の税額の配分は会社が決めることができ合算判定のための個社単位での税負担額の把

握が困難。)

- ・ 租税回避行為に利用する誘因性のない多くの諸外国について免除可否判定作業をすることの事務負担は非常に大きい。特定外国関係会社の適用除外となる税負担割合の見直しや一定の国に対し合算税制の対象外とするホワイトリスト方式の導入を要望する。また、ペーパーカンパニーに該当しないとされる一定の持株会社等の必要要件についても資産割合要件もしくは収入割合要件のいずれかを満たせば良い等の緩和を要望する。
- ・ 制度が複雑化し事務負担が極めて増大している事から、米国・英国といった日本から進出が多く、また租税回避問題が生じづらいと思われる国を中心にホワイトリスト制度の導入を希望する。
- ・ 租税負担割合を計算する上での、加算減算項目を全海外子会社の財務諸表や申告書を頼りに、抽出するのは膨大な事務作業であり、例えば通常は30%以上の税率の会社でも一時的に非課税所得があつただけで、申告対象となる可能性があり、それを把握するのが難しい。子会社の所在地国の法定実行税率（税務当局との合意により軽減税率が適用されている場合はその税率）が20%、30%未満か否かで対象外国関係会社・特定外国関係会社の判定を実施できるようにしていただきたい。申告対象外、部分課税、会社単位の合算課税等どの会社がどのグループに属するかの仕分けも確実で容易となる。
- ・ 実質的な租税負担率を基準として判断する必要があるが、海外子会社の決算、税務申告内容等の情報を全て申告期限までに得ることは困難であり、判定するだけでも多大な手間隙を要する。ホワイトリストの導入など、簡素化による事務負担軽減できるようにしてほしい。近年、働き方改革といわれている一方、税務業務については時代に逆行して増加の一途をたどっている。

3) 外国関係会社の判定（その他）

【理由】

- ・ 外国関係会社の該当判定が（当該会社の）事業年度終了時の現況により行われる。一方で経済活動基準の判定、課税対象金額の計算等については、合算所得の発生に応じた基準により判定、算定することを要望。
事業年度の途中で事業を廃止する場合の特定外国子会社の該当性が不明確である。
外国関係会社のステークホルダーの一部が事業年度途中においてExitした場合に、現状の条文上、Exitしたステークホルダーが合算課税の対象から外れる一方、残るステークホルダーに課税対象金額が寄せられ不合理な課税が生じるため。
- ・ a) ペーパーカンパニー等の範囲から除外される不動産保有に係る一定の外国関係会社について、他の外国関係会社が現地ディベロッパー等の同一国に所在する他の外国法人と共同で管理支配している会社も除外することを要望。
海外の不動産事業において、社会資本に該当しない不動産（オフィスビル、アパート等）の開発を行うにあたり、地域情報に精通した現地ディベロッパー等の外国法人と共同して不動産保有会社を設立する場合がある。このような場合において、不動産保有会社の意思決定が資本構成に拘らず全会一致となっている際に、管理支配会社が不動産保有会社の株式の過半を保有しながら、現地で事業企画、市場・業界調査、法務、財務、事業全体のモニタリング等の活動を実施しているにも拘わらず、単独で管理支配運営を行っていないとして、合算課税を受けるのは不合理であるため、資源開発等プロジェクトと同様に共同での管理支配も認めて頂きたい。
- ・ b) キャッシュボックスの判定において会計上の税前利益の金額／総資産の帳簿価額<30%となる場合にはキャッシュボックスに該当しないこととすることを要望。
キャッシュボックスの判定のために、有価証券等の資産を一定割合で保有する全ての外国関係会社について一定の受動的所得の金額を算出するのは実務上の負荷が大きく、会計上の税前利益と総資産の帳簿価格を用いた追加のセーフハーバールールを設けることで負荷を低減するため。
- ・ 外国籍任意組合等の本邦法人格の有無について定義が不明瞭で、実務的な判断が困難であるため、納税者が予見可能な基準を設け、実務上適正に申告できるルールが必須であると考えられる。
- ・ その資産を国外に持ち出すことが困難であることを理由として、ペーパーカンパニーの定義から不動産保有に係る非管理会社や資源等プロジェクトに係る被管理会社が除外されている。事業の遂行上欠くことのできないペーパーカンパニーを除外するという制度趣旨に照らし、その資産の国外への持ち出しの可否に関わ

らず、その設立目的等を総合的に勘案して判定が実施されるべきである。

また、米国においては、中間持株会社に限らず、「管理支配会社の行う事業の遂行上欠くことのできない機能」を複数の法人で担うケースが多い。したがって、米国法人グループ全体でとしては事業の実体があるにも関わらず、日本の外国子会社合算税制上、その個々の法人ごとに管理支配の実体を機械的に求めるべきでなく、その対応のための事務負担は競争力を削ぐものとなっている。

- ・ 事業実体がある会社が清算する際に本邦で合算課税を受けてしまうというのは、本来のCFC課税の趣旨にそぐわないと考えられる。必ずしも外税控除が受けられるわけではなく（同時期に他の案件で国外所得に大きな損失が生じた場合等）、二重課税が生じる可能性があることを踏まえて、救済措置を手当て頂きたい。
- ・ もともと事業実態があった場合でも、事業活動停止や事業売却、従業員解雇、オフィス閉鎖などにより、清算事業年度だけ全部合算対象会社に該当し、債権放棄や資産処分等による所得が合算される可能性があるのは不合理であることから、事業活動の停止や事業売却により事業実態が存在しなくなった年度のペーパーカンパニー判定及び経済活動基準判定については、従前の事業実態を踏まえて判定することを要望。

4) 外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

【理 由】

- ・ 外国子会社合算課税における、会社単位の租税負担割合による制度適用免除基準が策定されたが、米国税制改正等他国の税率引き下げにより、20%未満の租税負担割合になるケースは増えることが想定され、「20%」では事務負担軽減にならないため。現在でも合算課税が結果として適用されないケースも含めて、各国・各社の税負担状況の把握に相当の労力を要している。
- ・ 持分割合25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等については合算課税の対象から除外することとされているが、非鉄金属鉱業においては海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。については、持分割合要件を化石燃料採取事業と同等の「10%以上」に緩和していただきたい。
- ・ 財産の処分方針の概ね全てを決定できることにより実質支配と判定される場合、適用対象金額全額ではなく、持分比率に基づいて算出した課税対象金額を合算することを要望する。

平成29年度税制改正により、内国法人によって実質支配されている外国関係会社については、株式保有割合等に関わらず、当該内国法人において当該外国関係会社の課税対象金額の100%を合算することとなつた。しかし、内国法人が財産の処分方針を決定できるに過ぎない場合、外国関係会社の利益の全てがその当該内国法人に帰属するわけではないことから、当該外国関係会社の課税対象金額も株式保有割合等に基づいて算定すべき。このような場合に当該内国法人に100%の税負担を課すことは、経済実態を伴わない不合理な課税である。

- ・ 持分割合25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等については合算課税の対象から除外することとされているが、非鉄金属鉱業においては海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。については、持分割合要件を化石燃料採取事業と同等の「10%以上」に緩和していただきたい。

5) パススルーエンティティ等の取り扱い

【理 由】

- ・ 外国子会社合算税制は、外国子会社を利用した租税回避を抑制するための制度であるが、SPC等を通じて海外不動産に投資する投資法人の場合にも、当該SPC等が合算の対象とされる懸念がある。当該SPC等は現地において海外不動産の取得等を行う目的で設立されており、法人税を回避する意図がないことは明確であることから、外国子会社合算税制における合算対象から除外すべき。
- ・ 事業の実態を踏まえると、一体とみなす事が合理的であるため、LLCやLPS等のパススルーエンティティは、納税法人と一体とみなす事を明確化してほしい。

6) 経済活動基準（対象外国関係会社・部分対象外国関係会社）

【理由】

- 平成29年度税制改正により、外国関係会社の受動的な所得を広範に捕捉する仕組み（キャッシュボックストの全部合算制度の導入、経済活動基準を満たす外国関係会社の受動的所得（資産性所得）の部分合算制度の範囲拡大）が整備されたことを踏まえると、外国関係会社の主たる事業のみに着目して全部合算の対象とする事業基準の存在意義は失われている。また、事業基準は、主たる事業の判定という不確実性の高い主観的な要素を孕んんでおり、複数の事業を行っている場合に実体ある事業からの所得まで合算課税を課すという不合理な結果（オーバーインクルージョン）を招き兼きかねないものであることから、事業基準の廃止を要望する。

また、仮に事業基準の廃止が難しい場合でも、オーバーインクルージョン防止の観点から、主たる事業の判定について整備することを要望する。具体的には、一過性のキャピタルゲイン／ロスといった特殊要因や、短期的な景気変動の影響等によって主たる事業の判定が歪むことを防止するため、主たる事業の判定においては外国関係会社の収入や所得ではなく、経営資源の投下状況（投下資本、従業員の従事割合、事業活動に係る費用等）に着目することとして頂きたい。

- コンテンツ事業を営む外国関係会社がその所在地国で著作権者から著作権を譲り受け、放送会社等に対しその使用許諾を行う場合、その子会社が固定施設及び従業員を有し、能動的な著作権者や著作隣接権者等の市場開拓及びマーケティング、サポート活動を行っていたとしても、無形資産に属する権利の一つである著作権を用いた事業という法令の機械的な解釈により、著作権の提供が主たる事業と判定され、事業基準に抵触し、一律合算となる恐れがある。外国子会社合算税制の趣旨に合致しない過剰合算の問題を誘発しないよう、経済実体を伴って行われる事業で一定の要件を満たすコンテンツに関する著作権事業については、事業基準に抵触しないことを明確化すべきである。
- 事業者単位特例の充足のためには、デリバティブ取引等の概ね全部がヘッジ目的であることを書類上で明らかにする必要があるが、現実の相場商品の取引事業は大枠としてヘッジ目的でデリバティブを活用しつつ同時に収益機会も狙うことが一般的。価格の透明性が極めて高い世界であり、純粋なヘッジのみでは取引コスト分だけ損失が発生することになることがその理由。事業者単位特例は斯かる商売の現実を踏まえておらず、要件を緩和することが適当。また、大枠としてヘッジを行っていることからデリバティブ損益と見合いの現物損益はプラスマイナスが反対になることが一般的であり、デリバティブ損益のみ合算課税されると実態から乖離した課税となるため、デリバティブと現物の損益通算を認めるべきである。
- 清算プロセスの間は、経済活動基準を満たすことは出来ず、合算課税の対象となる場合がある。国によつては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としている訳ではない。そのため、元々が経済活動基準を満たすことが出来る法人が清算プロセスに入った場合は、合算課税の対象外にする等の手当てをして欲しい。
- 指定7業種については、非関連者基準により適用免除が充足されるが、当該業種であっても所在地国内の関連者取引を除外することを要望。

指定7業種は国際的な活動が容易であることから、所在地国基準に替え非関連者基準が用いられているが、その場合、所在地国で完結する（所在地国で事業を行う必然性がある事業）まで適用免除基準から外れてしまうため。（eg.国内の関連企業との取引に特化する証券業）

- 経済活動基準およびペーパーカンパニー基準を満たすことを明らかにする書類等の提出等がない場合の推定について、提出の期限を明らかにする措置を要望する。基準を満たすことを明らかにする書類等の提出等を求められた場合、期限までにその提出等がないときは、その外国関係会社は経済活動基準を満たさないものと推定される、とされていますが、具体的な提出期限が明らかになってしまふ。これに対し、企業側としては膨大な資料準備が必要になることから、提出期限を明らかにしてただくことで、効率的な事前準備に繋がると考えます。
- 経済実態基準について、無税国たる本店所在地以外に管理支配地がある法人についても満たせるように対応していただきたい。ペーパー会社の判定も同様。

欧州などでは本店所在地を無税国として法人を設立し、管理支配を欧州においていることも珍しくなく、日本企業による買収の際にそういう企業が買収対象に含まれることが多い。このような場合に、設立国

(本店所在地国)において実態がないことから、経済実態基準が満たせないこととなり、合算が不可避であることから、日本企業が買収入札等において不利になっている実態がある。

- ・ 経済実態基準（ペーパー判定も同じ）における管理支配基準・実態基準・非関連者基準・所在地国基準について、同一国内に所在する100%グループ法人のいずれかが満たす場合には残りの法人も満たすものとし、同一国内の100%グループを一体として判定して欲しい。

買収対象会社がグループ経営で複数の法人で機能を分担して一体運営をしている場合に、経済実態基準が満たせないこととなり、合算が不可避であることから、日本企業が買収入札等において不利になっている実態がある。租税回避については資産性所得の範囲が相当程度広がった現在ではリスクは相対的に下がっているのではないか。

7) 会社単位の合算課税

【理由】

- ・ 平成29年度税制改正においてペーパーカンパニー等に対する合算課税について、租税負担割合が30%以上の場合は適用対象外と定められた。しかしながら、一般的に、軽課税国におけるペーパーカンパニー等の設立による租税回避行為がほとんどであると考えられるから、企業の事務負担を軽減するために、当該租税負担割合の閾値の再検討をお願いしたい（20%未満にする等）。
- ・ 米国法人税率が30%を切っている事、米国での一般的な事業形態を踏まえ、実体基準・管理支配基準について同一国内の複数法人で一体判定する事を認めることとしていただきたい。
- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が20%以下から20%未満に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%未満となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること。

合算所得の範囲の適正化につき、下記の通り要望する。

- ① 外国関係会社の適用対象金額の計算上、過年度欠損に対する繰越控除を認めること。外国関係会社の判定は事業年度ごとで行うこととなっているが、CFC税制の単年度主義を改め、外国関係会社該当前の欠損金の繰越控除を認めるべきである。
 - ② 国関係会社の解散後の債務免除益が合算の対象とならぬよう、基準所得金額の計算上、内国法人の所得計算と同様に、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金の損金算入を可能とすること（なお、当該欠損金は特定外国関係会社、ないし対象外国関係会社でなかった年度の欠損金も含む）。また、異常所得の範囲から残余財産が見込まれない場合の債務免除益を除外すること（部分適用対象損失額のみとしか充てられないのは不合理であるため）。国内投資であれば、出資、貸付の両方につき分配された残余財産との差額について損失計上が可能だが、国外投資については貸付金の免除を行った際の債務免除益がCFC税制上の合算所得として課税対象となり、損失計上が実質的にできない。国内外で扱いが異なるのは不合理であるため、是正が必要。
 - ③ 持分割合10%以上で配当が全部合算／部分合算の対象外となる資源投資の範囲に、鉱物資源の採取を行う会社を追加すること。化石燃料採取事業については、多額の投資が必要となることや、各種リスクの遮断、投資パートナーの反映等の事業上の理由に基づいて、SPCを経由するケースが多いため、条件が緩和されているとの理解だが、鉱物資源採取事業においても、同様のケースが多く存在する。また化石燃料のみならず鉱物資源の確保も日本にとって重要であり、係る政策目的からも持株割合10%で配当非課税となる資源投資の範囲を拡大して頂きたい。尚、国内から直接投資する場合と差異が生じないよう、海外子会社配当益金不算入制度において、上記2事業を行っている海外子会社から、内国法人が受ける配当については、非課税条件を緩和すべきと考える。
 - ④ 合算所得から控除される株式保有割合25%以上の子会社等からの配当の判定にあたっては、日本と配当支払国との間の租税条約において外国子会社配当益金不算入制度の出資比率要件が引き下げられている場合には、これを考慮すること。子会社からの配当所得に係る益金不算入制度について、租税条約の適用による持分条件の緩和が考慮されていないため、直接投資する場合には課税されない配当がCFC税制上課税されることがある。これはCFC税制の趣旨に合致しないため、是正すべきと考える。
- ・ 租税負担割合の計算方法を簡素化する措置を要望する。2017年税制改正により、租税負担割合が「20%

以上30%未満」のペーパーカンパニー等が外国子会社合算税制の対象となったことにより、租税負担割合の計算が必要となる会社が増加し、各国・各社の税負担状況の把握に相当の労力を要している。複雑な租税負担割合の計算を廃止し、各国の法定法人税率により、外国子会社合算税制の対象会社を判定できるようになることが事務効率化につながるため。

- ・ 諸外国における法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、対象外国関係会社の適用免除基準（税率20%以上）を本邦法人実効税率の半分とすること。

ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（税率30%以上）についても、本邦や諸外国の法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、適宜見直しを行なうこと。特に、米国の連邦法人税率が35%から21%まで下げられたことから、20%前半への引き下げを速やかに実施し、平成30年5月に遡及して適用願いたい。

- ・ 部分合算課税の金額につき、会社単位の合算課税額を上限とすることを要望する。

会社単位の合算課税額に上限が無い場合、受動的所得と一定の見合い費用があるケース等、実体の無い会社の方が合算所得が少なくなるケースがあり、不合理である。特に受取利子から控除できる費用の範囲やデリバティブ損益に対する事業者単位特例の適用範囲に曖昧さが残る中、実体があるが故に過度な合算課税を受けてしまう懸念が残るのは不健全である。

- ・ 外国子会社合算税制（以下、CFC税制）において、保険会社はその事業の特殊性から、CFC税制の対象となる外国関係会社に関する特例（以下、保険特例）が設けられています。

しかしながら、生命保険事業の実態を踏まえると保険特例の適用範囲は限定的であり、租税回避目的ではない生命保険会社の海外保険子会社の所得について、課税の対象となるおそれがあり、特に平成29年12月に決定された米国法人税率引下げ（35%→21%）により、その影響範囲が拡大する可能性があります。

日本の生命保険会社の健全な海外展開に資するため、CFC税制において保険会社に認められている特例について、生命保険事業の実態を踏まえた見直しが必要と考えます。例えば、「国境を越えて連結納税をしている場合は、保険特例の対象を同一国内に制限しない」「保険募集会社や退職年金受託会社、持分比率が100%未満の外国保険子会社、保険持株会社が直接保有する外国保険子会社についても、保険特例の対象に含める」「非関連者基準に係る保険特例の対象に保険委託者も含める」といった措置を講じることを要望します。

- ・ 平成30年度改正で新たに認められた「外国企業を買収した場合に、その傘下に存在するペーパーカンパニー等の整理に当たって生ずる一定の株式譲渡益の免除特例」に関し、特定関係発生日から原則として2年以内に譲渡を行うことが要件とされていることに關し、少数株主との交渉が長引くことも正当な理由に該当するものとして5年以内までの延長が認められる扱いに改正を要望する。上記の他、解散要件等を含め所用の規制緩和を要望する。特例として現地の法令等により2年以内の譲渡が困難な場合には5年以内までの延長が認められているものの、「現地の法令等」の範囲は現地法令等に基づく許認可等極めて限定的に取り扱われており、少数株主との交渉に長時間を要することが考慮されていない。本件に係る平成30年度改正は長年に亘り産業界が強く要望してきたことが叶った画期的なものであり、その意義・効果を確かなものとするための一層の改善が望まれる。

- ・ 租税負担割合が「20%以上30%未満」の国において清算手続きを行う場合、過年度に経済実体がある場合には、外国子会社合算税制上のペーパーカンパニーから除外する措置を要望する。租税負担割合が「20%以上30%未満」の国において、事業活動を行っていた法人が、清算手続きを行う場合、外国子会社合算税制におけるペーパーカンパニーに該当し、清算手続き中の債務免除益等が合算対象となる。過年度において事業活動を行っていた場合、特定外国関係会社又は対象外国関係会社には該当しないため、欠損金の繰越控除が認められず、経済実体があったにもかかわらず、合算課税が不可避となるため。

- ・ 部分合算課税の金額の上限を、会社単位での合算課税額とすること（平成29年度税制改正で廃止された措置（旧措法66の6④）の復活）及び、剰余金の配当等や有価証券の譲渡損益の部分合算課税の判定における持株割合（25%未満）は、その部分対象外国関係会社が直接保有する割合だけでなく、グループ内の他の関係会社が保有する（間接保有の）持分の割合も合わせて判定することを要望。

平成29年税制改正において租税回避リスクを所得類型ごとに判断することされ、「部分課税対象金額が課税対象金額（全体合算）に相当する金額を超える場合であっても、その相当する金額が部分合算課税の上限

とはならない」とこととされた。

しかしながら、租税負担割合20%未満の国に所在する、経済活動基準を全て満たす「部分対象外国関係会社」で受動的所得が生じた場合に、経済活動基準を満たさず全体合算となる「対象外国関係会社」と比較して合算課税の金額が大きくなる場合がある。その受動的所得が租税回避を目的として稼得されていない場合には、行き過ぎた課税（オーバーインクルージョン）が生じることになる。

国によっては、会社の設立にあたり2以上の株主が要件となっている場合があり、持分の一部をグループ内の他の外国関係会社に保有させて事業活動を行う場合がある。

しかしながら、直接・間接に100%保有する外国子会社（CFC A）による、直接・間接に100%保有する外国子会社（CFC B）株式の直接保有の持分割合が25%未満の場合には、CFC AがCFC Bから受け取る配当は、受動的所得として部分合算課税の対象となってしまう。

- 当該改正により、部分対象外国関係会社が得る受取利子等の額は、原則として部分合算課税の対象となる受動的所得に含まれることとなったが、多数の外国子会社を構えて国際的に事業展開する企業グループにおいては、各事業会社の資金需給を調整し、グループ全体での資金効率の最適化を図るためにグループファイナンス機能を有する外国子会社を設立する場合があることから、本店所在地国において実体のあるグループファイナンス事業を行っていると認められる部分対象外国関係会社が関連者等に対して行う金銭の貸付けによって得る利子については、部分合算課税の対象から除外することとされた（措令39の17の3⑩二）。また、同措置と併せて、当該グループファイナンス会社がその関連者等から資金調達を行う場合、すなわち、その関連者等である部分対象外国関係会社がグループファイナンス会社に対して行う金銭の貸付けによって得る利子についても、部分合算課税の対象から除外することとされている（措令39の17の3⑩三）。

しかしながら、部分合算課税の対象から除外されることとなる関連者等である部分対象外国関係会社が金銭の貸付によって得る利子は、グループファイナンス事業を行う外国法人に対する貸付に係るものと規定されていることから、グループファイナンス事業を日本法人が行った場合には、部分合算課税の対象から除外されないこととなる。グループファイナンス会社の国内設立の妨げとならないよう、規定の整備が望まれる。

8) 受動的取得の合算課税

【理由】

- グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から受動的所得に該当しないと考えられる。そのため、特定外国会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないようすることを要望する。
- 受動的所得であるか否かについてより経済実態に即した判断がなされるよう受動的所得の一つとされる配当に係る持分割合基準の見直しをお願いする。例えば、特定外国子会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないよう見直しをお願いする。

平成29年度改正において、外国子会社合算税制における部分合算課税の規定が見直されたが、その際に受動的所得となる剰余金の配当等の額の要件が厳格化された。措法6 6の6⑥一において、受動的所得から除外できる受取配当金の要件は、「当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が100分の25以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人」とされている。つまり、当該部分対象外国関係会社が「直接」保有する持分割合（25%以上か未満か）で判定することとされている。このような不都合を解消するため内国法人の間接保有割合を勘案した上で除外基準としていただくことを要望する。

- 受動的所得の範囲の適正化につき、下記の通り要望する。
 - 現地で能動的な事業を行う外国関係会社（商品先物取引業者には該当せず）が当該事業活動の一環としてデリバティブ取引を行う場合、デリバティブ取引の損益を受動的所得から除外すること。
 - 受取利子や有価証券譲渡損益が部分合算される場合、当該受取利子を稼得するために要した間接費用の控除も認めること。
 - 出資割合50%以下の関連者にも幅広くグループファイナンスを行っているため、関連者等の定義は内

国法人が直接・間接に10%以上出資を行っている外国法人とすること。

- ④ 部分合算課税の金額は、会社単位の合算課税額を上限とすること（旧措法66の6④の規程の復活）。

本邦CFC税制では、経済実態がある子会社の所得であっても、いわゆる受動的所得については合算対象とする方式（インカムアプローチ）がとられている。インカムアプローチでは、能動的所得（経済実態のある事業からの所得）と受動的所得（経済実態を伴わない所得）の峻別が重要となるため、単に会計科目という極めて形式的な基準のみに基づいて判定するのではなく、実質的に能動的な所得は合算対象から除外すべきである。左記の事項はいずれもその所得を得るだけの実質を備えたものであり、合算から除外すべきである。

上記が認められない場合、行き過ぎた合算対象の拡大（オーバーインクルージョン）を防止するための次善の策として、平成29年の税制改正で廃止された、資産性所得の上限をCFCの会社単位での所得金額とする措置の復活を要望するもの。

- 合算所得から控除される株式保有割合25%以上の子会社等からの配当の判定にあたっては、株式を保有する外国関係会社の単位ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うこととすることを要望。

親会社が直接配当を受け取った場合に免税となる配当はそもそもBEPSリスクは無く、合算対象となる剰余金の配当等の範囲が拡大されたことも踏まえ、株式保有割合の判定は外国関係会社単位ではなく、親会社保有も含めたグループ全体の持分割合で行うべきである。

- 平成29年度改正により、株式持分割合25%未満の法人の株式等からの配当及び譲渡所得が合算課税の対象とされているが、この判定はグループ全体の持分割合で行うこととする改定を要望する。
- 一定の受動的所得の内、配当及び有価証券の譲渡損益について、株式保有割合25%未満の株式等に該当するかの判定は、株式を保有する部分対象外国関係会社毎ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うこととすることを要望する。

現地法規制により現地法人からの出資が必要になるケースがある。本ケースにおいては、租税回避目的でないにもかかわらず、当該現地法人において25%未満の出資先からの配当等が課税されてしまうが、当該所得はグループで稼いた所得であり、受動的所得とは言えない。よって、グループ全体で持分割合が25%以上であるならば、当該持分に係る配当及び有価証券の譲渡損益は部分合算されるべきではない。特に平成29年税制改正により一定の受動的所得の範囲が拡大したことから、経済実態に即した課税となるよう措置することの重要性も増しているのではないか。

- 本邦CFC税制では、経済実態がある子会社の所得であっても、いわゆる受動的所得については合算対象とする方式（インカムアプローチ）がとられている。インカムアプローチでは、能動的所得（経済実態のある事業からの所得）と受動的所得（経済実態を伴わない所得）の峻別が重要となるため、単に会計科目という極めて形式的な基準のみに基づいて判定するのではなく、実質的に能動的な所得は合算対象から除外すべきである。下記の事項はいずれもその所得を得るだけの実質を備えたものであり、合算から除外すべきである。

デリバティブ損益：現地で能動的な事業を行う外国関係会社（商品先物取引業者には該当せず）が当該事業活動の一環としてデリバティブ取引を行う場合、デリバティブ取引の損益を受動的所得から除外すること。

ユーザントラスト：商品販売に際して客先にユーザントラストを供与した際に受取る利息につき、事業活動に直接紐付く所得であることから、受動的所得より除外できるものとすること。

受取利息のグループファイナンス特例につき、出資割合50%以下の関連者にも幅広くグループファイナンスを行っているため、関連者等の定義は内国法人に直接・間接に10%以上出資を行っている外国法人とすること

- 先物取引業者に限らず、トレーディングを行う会社にとってデリバティブ取引は商品の価格変動その他のリスクヘッジのために不可欠であり、能動的な事業活動の一部である。デリバティブが受動的所得獲得のために利用される可能性は確かに否定できないが、かかる活動の租税回避防止のために、能動的な事業会社が行うデリバティブまでも原則合算対象とするのは、デリバティブの利用目的の誤解に基づく過剰な対応であると言わざるを得ない。

- 商品を販売する際のファイナンスの一つであるユーザントラストについてはCFC税制上の取扱いが明らかでないが、金利所得として認定される可能性がある。しかしながら、客先へのユーザントラストは現地に

実体のある販売活動の一部であって、その対価であるユーザーネンス金利はその活動に直接紐付く能動的な性質をもつ所得であり、受動的所得には該当しないため、除外することの明確化を求める。

- ・ グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から受動的所得に該当しないと考えられる。そのため、特定外国会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないようすることを要望する。
- ・ 受動的所得の少額免除基準を拡大していただきたい。現在の免除規定の基準額は、2000万以下または税引利益の5%以下であるが、日本企業の海外M&Aや組織再編が珍しくない昨今の状況を鑑み、事務処理の煩雑性を回避するため、免除規定の金額も増額されるべきと考えられるため。
- ・ 受動的取得として受取利子や有価証券譲渡損益が部分合算される場合、当該受取利子を稼得するために要した間接費用の控除も認めて頂きたい。受取利子や有価証券譲渡損益には少なからず間接費用が伴っており、当該間接費用が控除されない場合には過大な合算課税が生じてしまうため、間接費用も控除されるべきと考える（明確な紐付けが無い事を勘案し、一定の合理性が担保される方法で間接費用の金額を見積もることが出来ることとする）。

出資割合50%以下の関連者にも幅広くグループファイナンスを行っているため、関連者等の定義は内国法人から直接・間接に10%以上出資を行っている外国法人とするべき。グループファイナンスにおける実際の貸付先は措法に規定される関連者よりも広く、グループファイナンスの実体に平仄を合わせる観点からも改正を要望するもの。

- ・ 2018年度税制改正により、海外企業グループの買収後に組織再編を行う場合に生ずる一定の株式譲渡益を合算課税の対象から除外する規定が設けられたが（措令39の15①五、②十八）、この規定につき、以下の見直しを検討していただきたい。

たとえば、100%子会社の株式譲渡益を特段の要件なく合算課税の対象から除外することができるとしたら、海外のグループ再編をより積極的に推進することが可能となるため、要件の見直しをお願いしたい。

譲受者は内国法人又は部分対象外国関係会社であることが要件とされているが、事業上・経営上の観点からは地域の持株会社への移管により資本関係を整理するのが最もあり得るケースであるなか、地域の持株会社が部分対象外国関係会社に該当しない場合も多く、せっかくのキャピタルゲイン特例が有効に活用されていない。譲受者の要件の緩和を検討いただきたい。

- ・ 特定外国子会社の該非判定で使用する外国関係会社の税負担率の算定上、分母に加算する非課税所得の判断基準を法令上で明確化することを要望する。

外国関係会社の税負担率の算定で使用する所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。しかし、分母に加算する非課税所得に該当するかどうかの判断が困難な場合があるため、法令上で具体的な判断基準を明確化すべきである。

- ・ 基準所得金額の計算上、清算時の所得計算において、期限切れ欠損金の損金算入を可能にする。また、異常所得の範囲から残余財産が見込まれない場合の債務免除益を除外する。

清算時の取り扱いが国内とCFC会社で異なっており、実質的な所得が無いにもかかわらず合算所得が生まれ不合理な課税が生じることから手当頂きたいもの。

- ・ 旧措置法施行令の第三十九条の十七の二 第4項には部分適用対象金額の計算のうち、債券利子に対して、「法第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、前項第一号に掲げる金額のうちに当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する債券（同条第四項第二号に規定する利子の額に係るものに限る。）の前項第一号の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額

（当該負債の利子の額の合計額のうちに同条第四項第二号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）とする。」という負債利子控除の規定があったが、改正で上記の条文が廃止されたため、同内容の条文を復活させてほしい。理由は下記の通り。

- 上記について、昨年に削除された理由が不明瞭であること

- 受動的所得たる債券利子から、プロラタ計算で間接的な支払利子を控除すること（即ち旧法の規定及び考え方）は一定の合理性があると考えられること
- ・ 受動的所得が複雑であり、実務上この集計に多大な労力とコストが発生するため、「受動的所得」の簡素化を要望する。
- ・ 租税負担割合の判定上、分子の金額には外国関係会社から日本の会社への利益配当に係る源泉税は含まれないが、外国関係会社がREITのように配当の損金算入により法人税が課税されず、その代替として源泉税を課していると考えられるものについては、その源泉税の金額を分子に含めて計算することを認めていただきたい。
- ・ 持分割合10%以上で受取配当が合算対象外となる資源投資の範囲に、鉱物資源の採取を行う会社を追加することを要望する。

石燃料に関しては軽減措置（10%以上）が適用されているが、本邦への資源・エネルギーの安定供給確保の観点で、鉱物資源も軽減措置の対象に含めて欲しい。化石燃料同様、鉱物資源の資金負担も多額となるケース多く、25%以上出資を満たせないケースが多々あり。
- ・ 持分割合10%以上で配当が全部合算／部分合算の対象外となる資源投資の範囲に、鉱物資源の採取を行う会社を追加することを要望する。

化石燃料採取事業については、各種リスクの遮断、投資パートナーの反映等の事業上の理由に基づいて、投資SPCを経由するケースが多いため、条件が緩和されているとの理解だが、鉱物資源採取事業においても、同様のケースが多く存在する。また化石燃料のみならず鉱物資源の確保も日本にとって重要であり、係る政策目的からも持株割合10%で配当非課税となる資源投資の範囲を拡大して頂きたい。
- ・ 外国関係会社の解散後の債務免除益が合算の対象とならぬよう、基準所得金額の計算上、内国法人の所得計算と同様に、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金の損金算入を可能とすること及び、異常所得の範囲から、残余財産が見込まれない場合の債務免除益を除外すること（部分適用対象損失額のみとしか充てられないのは不合理であるため）を要望。本邦で課税対象とならないものについて、外国関係会社の合算所得に含めるのは極めて不条理である。特に、債務免除が生じるケースでは株主として投資の回収が見込まれない場合が大半であることからすると、外国関係会社が借入先から免除を受けた金額について株主が本邦で納税義務を課されることは経済的にも不合理であると考えられるため。
- ・ 受動的所得だけを抜き出して、会社単位の合算所得を超える金額に課税が生じる状況は不合理であるため、部分対象外国関係会社の受動的所得の合算課税について、会社単位の合算所得金額を上限とすることを要望。

9) 海外子会社の課税すべきタイミングについて

【理由】

- ・ 外国法人を当該外国法人の事業年度途中で買収した場合、適用対象金額の算出においては、買収前後で事業年度を区切ることを認めること（実務負担軽減の観点から、買収の効力発生日ではなく、月初又は月末で区切ることが望ましい）を要望する。

現行税法上、新規に外国関係会社を買収した場合、適用対象金額の算出においては、当該投資先で同一事業年度内で買収前に生じた利益も合算されてしまう。特に買収前に投資先が不要な（買収対象外の）資産を移転／売却等し、多額の譲渡益が計上されるケースもあり、これらが本邦において課税されるのは不合理であり、改善要望するもの。尚、事業年度途中で外国関係会社を譲渡する場合については、当該株式譲渡の対価に売却時点までの利益が反映され、本邦で適切に課税される仕組みとなっている。
- ・ 外資系企業傘下の海外子会社を買収する場合、売主都合のタックスプランニングを実施しているケースがあり、売主都合のタックスプランニングが、買収直後の事業年度に、タックスヘイブン税制の課税対象になることもあります。買収前に、タックスヘイブン税制の課税リスクのある取引、資本関係を、売主に整理してもらうという対応もありますが、買収前にそのような要請に応えてもらうことはできず、買収後に、取引・資本関係の見直しをすることになります。また、交渉の結果、上述の対応がされたとしても、結局再編行為の期末が買収後に到来する場合には、タックスヘイブン税制に抵触することが考えられます。売主都合のタックスプランニング解消には時間を要することもあり、海外子会社の買収においては、数年間、タックスヘイブン税制の適用をしないという措置を設けていただきたい。

- ・ CFC税制において、合算課税対象となる外国関係会社の課税対象金額は、当該外国関係会社の事業年度末時点の翌日から「2か月が経過する日を含むその内国法人の事業年度」において合算されることとされているが、事務負担の軽減の観点から、「6か月が経過する日を含むその内国法人の事業年度」とすることを要望。平成29年度及び令和元年度税制改正により本邦CFC税制の抜本的改正がなされたことで、納税義務者は情報収集及び会社の選定（外国関係会社／特定外国子会社／対象外国関係会社の選定）に対し、相当の時間を要することが見込まれている。上記の状況を踏まえれば、現行の規定（年度末時点の翌日から2か月を経過する日を含む事業年度において合算）通りに税務コンプライアンス業務を行うことは、納税義務者に相当の作業負荷をかけることとなり、また、時間的制約が厳しいため、もう1年度先で合算できるように要望するもの。
 - ・ 内国法人において、その内国法人の有する特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額及び部分対象外国関係会社に係る部分課税対象金額を合算するタイミングは、これらの特定外国関係会社等の事業年度終了日の翌日から2ヶ月を経過する日を含む、その内国法人の事業年度とされている。
- しかし、特定外国関係会社等の所在地国における法人税の申告期限が日本よりも長く設定されている等の理由により、合算課税を行うべきタイミングで、その特定外国関係会社等の財務諸表が確定していないケースや税務申告の準備ができていないケースが散見される。
- たとえば内国法人が3月決算法人で合算課税の対象となる外国関係会社が12月決算法人である場合において、外国関係会社が上記のような状況にあるときは、実務上、内国法人の申告期限までにその外国関係会社の租税負担割合を正確に判定し、内国法人の申告に合算金額を厳密に取り込むことが困難であることから、合算課税を行うべきタイミングを後倒していただきたい。
- ・ 日本親会社が3月決算、外国子会社が12月決算の場合など、外国子会社の年度末から3ヶ月後の親会社の申告で合算計算する事になる。外国子会社の申告書が完成前に計算する事になる場合が多く情報の入手などに困難を伴い、また実際の申告で数値が変わった場合の修正など、非常に事務負担が大きくなる。
- 外国子会社の事業年度末の翌日から、例えば6ヶ月を経過する日を含む事業年度の親会社の所得に合算計算するような見直しを希望する。

10) 二重課税調整既定の拡充

【理 由】

- ・ 外国関係会社の所得に対し、他の国がCFC課税を適用した場合の当該他の国における課税額について、本邦において外国税額控除の対象とすることを要望する。
- BEPSプロジェクトにより、各国においてCFC税制の立法／強化が進む可能性があり、特定の外国関係会社に対し、複数の国がCFC課税を行い、二重課税となるリスクも増大している。一方、斯様な二重課税は排除されるべきであり（BEPS最終報告書にも記載の通り）、制度整備を要望する。
- ・ 外国税額控除が控除枠の不足等でなされない場合、現地課税とCFC課税の二重課税が生じることとなる。本邦税率を上回る税負担を強いられることは不合理であることから、外国関係会社の租税負担が本邦税率を限度となるよう手当頂きたい。
 - ・ 経由法人所在国がCFC課税を課す場合、租税負担割合や外国子会社合算税制上の外税適用金額にその旨を織り込む。
 - ① 租税負担割合の分子の税額に、経由法人がCFC税制により課された税額を含める
 - ② 実際に合算所得が生じる場合、経由法人がCFC税制により課された税額をTH外税の適用額に含める

本邦以外の国でCFC税制の適用を受けた場合に生じる二重（重複）課税について、国内法上でなんらかの措置を講じる必要があると考える。
 - ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。
- 平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないよう、規定の整備が望ま

れる。

11) 申告要件関係

【理由】

- ・ 適用除外として申告後、調査・課税を受ける場合、子会社配当金を合算所得から控除できないため、対象外国関係会社がその子会社から受け取る受取配当金の明細書について、申告要件（添付要件）の廃止を要望する。
- ・ 別表17（3の7）に記載する外国子会社の財務数値は、別表17（4）にも記載が要求されており、重複作業となるため、別表17（3の7）に記載する外国子会社の財務数値記載の廃止を検討していただきたい。
- ・ 外部システムより子会社の情報を収集し、Excelで別表まで作成する場合、CSV形式で提出できた方が、改めて電子申告システムに入力する手間を省けるため、外国子会社合算税制に関する別表をCSV形式の提出を認めていただきたい。
- ・ 適用除外として申告後、調査・課税を受ける場合、子会社配当金を合算所得から控除できないため、対象外国関係会社がその子会社から受け取る受取配当金の明細書について、申告要件（添付要件）を廃止を要望。

12) 添付要件及び保存要件の区分見直し

【理由】

- ・ 令和2年度からの大法人の電子申告義務化を見据え、申告事務負担軽減の観点から、一定の書類（決算書、会社概況書等）の添付省略を認めると共に、勘定科目内訳明細やCFC税制における特定外国関係会社・対象外国関係会社の財務諸表等の書類について、添付要件と保存要件の区分見直しを検討願いたい。

(4) 外国子会社配当益金不算入

1) 益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理由】

- ・ 海外子会社受取配当金益金不算入制度が平成21年度改正により導入されて以来10年が経過しようとしているが、この間の我が国経済のグローバル化の一層の進展とも相まって日本企業が海外子会社から還流を受ける配当金も大幅に増大している。これはまさに政策が意図したとおり、世界経済の成長の果実を我が国に取り込み日本経済の豊かさに結びつける好循環の確立に大きく寄与するものと評価できる。しかしながら、その益金不算入割合は95%となっており、5%は益金不算入とされる受取配当金の額から控除されるため実質的には配当金の5%に相当する金額は課税を受けている。この5%課税による企業の税コスト負担の増加が受取配当金による海外から国内への資金還流を妨げる一因ともなっている。

上記の政策目的をより効果的に推進させていくためにも、益金不算入割合を100%へ引き上げることを要望する。

また、益金不算入の対象となる外国子会社の範囲は、「内国法人が保有しているその株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額となっていること」が要件とされているが、直接保有25%以上を要件とするのは厳し過ぎることから、間接保有を含めて25%以上とするか、直接保有の場合にはその割合を10%以上と引き下げるこことを要望する。

- ・ 國際競争力の維持（米国では税制改革の結果、海外子会社受取配当金の100%が益金不算入化された。）の観点から、外国子会社の配当金の益金不算入割合の引き上げを要望する。過大支払利子税制の改正により、受取配当に対応する利子控除が制限される結果、現行制度における5%の益金算入措置の合理性も乏しくなる。
- ・ 二重課税解消のため、海外受取配当金および内国法人からの受取配当金に対する益金不算入割合をすべて100%とすることを要望。
- ・ 現状海外子会社からの受取配当金の95%部分が益金不算入となっているが、国内への利益還流を促すため、全額を益金不算入とすることを要望します。
- ・ 現行、外国子会社配当は95%が非課税、5%が課税の取り扱いとなっている一方、国内の完全子会社から

の配当は100%が非課税の扱いとなっており、国内外で配当の取り扱いが異なっている。課税とされる5%分は概算経費として益金算入とされているものの、その根拠も不明確であり、また二重課税を完全に排除する観点から、外国子会社配当の益金不算入割合を現行の95%から100%に引き上げるべきである。

- ・ タックスヘイブン税制改正、過大支払利子税制導入等で、抑制的な税制も充実している中、海外で適切な課税を受けた剩余金からの配当については、益金不算入として扱う範囲を広げられて然るべきと考える。諸外国に比し厳しい扱いとなる場合に、M&Aの際の競争力が大きく劣後することとなるため改善頂きたいもの。
- ・ 平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたところであるが、海外子会社利益の国内還流をより促進するとの観点からも、以下の通り出資比率要件の見直しをお願いしたい。
 - 1) 特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではないことから、持分保有要件を廃止し、持分割合に係らず海外配当益金不算入制度の適用対象とすること。
 - 2) 特定資源以外に対する海外投資については、持分保有要件を25%以上から海外主要国水準に引き下げるのこと。
- ・ 同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨、国内配当にかかる取り扱いの統一により企業活動や業種に対して中立で簡素な税制とすること、及び税務申告及び税務執行上の簡便性を実現すること目的として、その他の株式等／非支配目的株式等と同様に関連法人株式等につき負債利子計算の廃止を要望するもの。
- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため、持分割合によらず、すべての配当に関して全額益金不算入としていただきたい。

2) 出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理由】

- ・ 受取配当等益金不算入の適用要件の見直し（直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とする）を要望する。
グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から益金不算入とすることが合理的である。
- ・ 外国子会社配当の益金不算入にかかる持分保有要件を現行の25%から引き下げるることを要望する。
二重課税の防止・国際的な競争力の確保の観点から、現行の25%以下に引き下げるべきである。
- ・ 資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方、天然資源の権益を取得する為の投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。
本邦への安定した資源供給の観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については持分保有要件を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度の対象とすることを要望するもの。

3) 名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理由】

- ・ 名義株の取扱いは、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法基通1-3の2-1）、同族会社の判定（法基通1-3-2）、タックス・ヘイブン税制における外国関係会社の判定（措基通66の6-2（注））等で明らかにされている。

外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主とする取扱いを通達として明文化することが望まれる。

(5) 租税条約等

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

【理由】

- ・ 租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。
- ・ 租税条約は、国際的二重課税の解消や投資・経済交流の促進を図るための重要な手段であるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。特に、資源確保という観点では、ペルー・ボリビアなどの南米地域諸国や、ソロモン諸島、アフリカ地域諸国との条約締結に向けた取り組みをお願いしたい。
- ・ 新規条約の締結、及び既存条約で標記両規定の存在しないものについては改定において、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことで、課税問題が生じた際に解決できる枠組みを整備していただきたい。
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社等は、持株比率25%以上とされているが、日米、日豪、日伯、日蘭、日カザフスタン（いずれも10%）、日仏（15%）租税条約においては持株比率要件が緩和されている。新規締結及び既存の条約の改定に際しては当該持株割合の引下げを促進することを要望する。
- ・ ベネズエラで事業を行っているため、ベネズエラと租税条約を締結すべき。
- ・ 二重課税防止のため、仲裁手続条項の導入（アメリカ、ニュージーランド、オランダ、ポルトガル、イギリス、スウェーデン、ドイツ、チリ、スロベニアを除く全締結国）を要望する。
- ・ 一部新興国との間で、現地課税後の相互協議による二重課税解消が困難な事例があるため、新興国との租税条約においても、条約に列挙された協議事由のみならず、二重課税発生の事実があれば協議可能な条項を追加してほしい。
- ・ 一部の租税条約において、源泉徴収義務者が実務上対応できないような新規締結や改正等が行われたこと（例：不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱い）を踏まえ、今後同様の租税条約が締結される場合に、実務対応が可能となる方策を主税局と検討しておくために税制改正要望を行う。また、国内法において、源泉徴収義務者並びに不動産化体株式の発行体の負担軽減となる税制の整備が望まれる。

2) 技術的役務に対する源泉所得税の取扱い

【理由】

- ・ 機器の賃借を使用料として源泉徴収を課するインド等との租税条約を改訂し、使用料の対象外とすることを要望。また、2017年の国連モデル租税条約の改定により、新興国等と締結する租税条約に「技術上の役務対価（FTS : Fee for Technical Service）」条項が含まれる可能性が高まったが、今後、既存の租税条約の改定に際しては、当該FTS条項を含めないこと。
- ・ 既存の我が国のインド及びパキスタンとの租税条約に含まれる「技術上の役務の対価（FTS: Fees for Technical Service）」S条項の削除を要望するとともに、今後、我が国の既存の租税条約の改訂に際してはFTS条項を含めることがないようお願いする。2017年版国連モデル租税条約の改定により今後我が国が新興国・途上国と締結する租税条約に「技術上の役務の対価（FTS: Fees for Technical Service）」条項（注）を盛り込むことを途上国政府から求められる可能性が高まった。

（注）「技術上の役務の対価」に対し、その対価の支払い側の国（支払地国）において、支払地国内のPE（恒久的施設）の有無及び支払地国内での人的活動の有無を問わず、一定の限度税率で支払総額に課税することを認める規定。

- ・ 他の租税条約と比較し特異な取扱いであり、日本側の事務負担が過重となっているため、日印租税条約は債務者主義を採用しているが、使用地主義に変更してほしい。（使用料所得の範囲から『技術役務対価』を除外してほしい）
- ・ 投資・経済交流促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。

特に、親子間配当に係る源泉税免除を備えた租税条約の改定や、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税免除についての改定を要望する。

- ・ ① 租税条約の改訂においてFTS（技術上役務対価）の源泉地国課税容認の動きに反対する要望を行いたい。

現在我が国日本が締結している租税条約においてインド及びパキスタンとの条約に「技術上の役務に係る料金」について使用料に準じる源泉徴収課税の規定があるが、従来からこの規定を廃止するよう要望してきた。この流れに反して今後FTSに対する源泉地国課税の動きが拡大すると二重課税のリスクが増大し、円滑な国際取引の推進に障害となる。

インドはソフトウェア開発技術者が豊富で日本からの開発委託業務が盛んに行われているが、日本からインドへ開発委託費用を送金する際、現行10%の源泉徴収による日本国への納税が義務付けられている。これはインド国側から見て手取り収入が減少することを意味し、インドにおいて外国税額控除が完全に取れない場合には二重課税によるコスト増を招く結果となっており、新興国にとっても決して有利なものではない。

- ・ 日印租税条約では「技術役務の提供対価」を使用料とし債務者主義により課税されますが、他の二国間租税条約と比べて特異な取り扱いになっているので、インドとの取引における国際競争力向上の観点から、役務提供地が日本国内でない場合は日本の源泉課税対象としない取り扱いとすることを要望いたします。

3) 配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

【理 由】

- ・ 既存の条約についても、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。

4) 貸付利子に係る源泉所得税の免除

【理 由】

- ・ アジア諸国（特にシンガポール、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア等）との租税条約改正により、日本とアジア諸国間における相互の貸付金の利子に対する源泉税を免除することを要望。

「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけではなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。

そのため、アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

5) 譲渡所得に対する源泉地国課税の範囲の限定・明確化

【理 由】

- ・ 新規締結及び既存の条約の改定に際しては、譲渡所得について源泉地国課税が及ぶものの範囲を限定すると共にその範囲について予見可能性を高めることが重要であることから、当該取り決めを推進することを要望する。

6) 租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理 由】

- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。
具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の 提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと。
- ・ 本来国家間での租税条約は日本国内法に優先されるものである一方、現在の制度では租税条約届出書を提出していない取引については租税条約に定める制限税率を適用できることになっています。上記矛盾の解

消のため、社内での証憑整備ができている国際取引については租税条約届出書の提出がなくても制限税率が適用できるような制度への改正を要望します。

- ・ 上記の制度に加え、現状では海外への送金前に提出した届出しか適用されないことになっておりますが、事後の届出についても遅れた理由の明記することなどで、認定をいただけるよう改正を要望します。

7) 持分保有割合の連結納税グループ全体での判定の認容

【理由】

- ・ 租税条約の各条項で規定されている持分保有割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分保有割合を基準に判定できる旨を規定することを要望する。

8) みなしPE及び過大な帰属所得認定等

【理由】

- ・ 2018年3月22日に出されたOECD「PE帰属利得に関する追加ガイダンス」を踏まえた国内法令通達等改正及び整備が図られている。改正後の国内法及びMLIではPE概念が従来よりも大幅に拡張しているが、企業の国際事業展開の障害にならないよう十分配慮が必要である。日本企業が進出している外国において租税条約のPE条項で定められている取扱いを超えて、みなしPE及び過大な帰属所得認定を通じた乱暴な課税処分がされることのないよう、OECD及び我が国当局による監視等を行うよう要望する。

(6) 過大利子支払税制

1) 全般的意見

【理由】

- ・ 平成31年度税制改正において、過大支払利子税制については、「BEPSプロジェクト」の合意事項等に沿って諸外国において対応が進んでいることを踏まえ、企業実態にも配慮しつつ、必要な制度改革が行われました。今後、必要に応じて、生命保険事業の実態を踏まえた所要の措置を講じることを要望します。
- ・ 平成31年度税制改正では、行動4（利子控除制限）を踏まえた過大支払利子税制の見直しが行われた。今後は、電子経済に対応した国際課税原則の見直しや軽課税国への利益移転に対する措置等の検討が進むことが見込まれるため、BEPSの趣旨や金融業の特性を踏まえ、慎重な検討を行うことを要望する。

2) 対象外支払利子等の額

【理由】

- ・ 本来課税される利子について、政策的意図をもって課税を免除し、又は非課税として日本の租税を課さないと国が決めている利子については、同じく対象外としている非課税法人である一定の公共法人に対する利子と同様に過大支払利子税制の対象となる支払利子等から除外すべきである。

例えば、非居住者・外国法人・金融機関等の投資家について非課税とされる民間国外債の利子については、発行体が最終投資家の情報を得るインフラがなく簡便法を採用せざるをえないと思われるが、一般的な統計的数据をベースとして利子の75%を過大支払利子税制の対象とすると、民間国外債による資金調達を利用したSPCを使ったビジネスで不測のネガティブなキャッシュフローへの影響が生じて支障があると思われる。

(7) BEPS勧告への対応

1) BEPSアクションプランにあたっての配慮（全般）

【理由】

- ・ 國際的な租税回避（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転）を防止する観点から、国際課税制度の見直しが提唱され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。引き続き、わが国の対応においては、日本企業の活動実態や事務負担等に充分に配慮した上で、企業の海外での事業展開を

促進・円滑化し、海外の活力を取込むことで経済成長に資するべく、グローバルな企業活動を阻害しないという観点からの、慎重な検討が必要である。

特に以下の取り組みをお願いしたい。

- BEPS対応に係る今後の国内法制の整備
- 企業活動の実態に則した国内法制の整備
- BEPS対応に係る国際的な協調体制での取組みと執行
- ・ BEPSについては、利子控除制限、無形資産に係る所得相応性基準、タックスプランニングの義務的開示制度等などの対応が今後必要となる見込みであるが、税制改正にあたっては企業に過大な事務負担が生じないようにすること。
- ・ 国際的な租税回避（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転）を防止する観点から、国際課税制度の見直しが検討され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。その執行及び今後の見直しにあたっては、日本企業の活動実態や事務負担等に充分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないという観点が重要である。特に、デジタル経済における課税原則の見直しについては、日本企業の将来のビジネス展開を考慮し、いたずらな増税とならないよう、また、各国での取り扱いが整合的なものとなり、納税者にとって、過度な実務負担とならないよう、充分な配慮が必要である。
- ・ OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、平成27年10月、「BEPS行動計画」（Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表した。

わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次、進められてきており、平成31年度税制改正では、行動4（利子控除制限）を踏まえた過大支払利子税制の見直しが行われた。今後は、電子経済に対応した国際課税原則の見直しや軽課税国への利益移転に対する措置等の検討が進むことが見込まれるが、多国籍企業の課税逃れに対処するというBEPSの趣旨や金融業の特性を踏まえ、慎重な検討を行うことを要望する。

また、「BEPS行動計画」にもとづく租税条約の改正当たっては、金融機関にとって過度な事務負担が生じないよう慎重な交渉を行うとともに、租税条約上の各種判定（不動産化体株式の判定等）が困難とならないよう、所要の措置を講じることを要望する。

2) タックスプランニングの義務的開示（行動計画12）

【理由】

- ・ 2016年12月8日 与党がとりまとめ公表した平成29年度税制改正大綱（<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>）【補論】国際課税のあり方についての基本的考え方のなかで、「中期的に取り組むべき事項」として、『「義務的開示制度」について、「BEPSプロジェクト」の最終報告書、諸外国の制度や運用実態及び租税法律主義に基づく我が国の税法体系との関係等も踏まえ、我が国での制度導入の可否を検討する。』との一文が謳われている。租税回避を行っていない大多数の企業への影響を最小化し、事務負担の増加を軽減し、我が国企業の国際事業展開を阻害しない観点から、開示範囲が最小限になるように各国とのディスカッション・働きかけをしていただきたい。
- 一方、我が国企業が税務アドバイス等を求める場合、その多くは法解釈が不明確であるときにその明確化を求める目的でなされている。このようなものについても開示制限が付されている場合には、義務的開示の対象とされている国もあり、義務的開示が企業及び当局にとって税務処理の効率性の低下につながらないように注意しなければならないと考える。従って、義務的開示制度を法制化するのであれば、税務環境の効率性の確保に努めるべきである。
- ・ 「租税回避スキームに係る義務的開示制度」については、日本企業の実態を考慮し、要否も含め慎重に検討すべきである。令和元年度までの税制改正により、BEPS対応に関するわが国の主な国内法制については概ね整備が進み、今後は、これら制度の適切な執行等が焦点となる。

3) 経済の電子化に伴う課税上の課題への対応（行動計画1関連）

【理由】

- ・ 売上高に対して課税するデジタルサービスタックスのような所得課税と異なる税が、各国で独自に導入されると二重課税が蔓延し健全な国際経済の発展が阻害されることから、日本政府には各国が独自の課税を行わないよう、各国に共通の利益を訴え、国際協調に引き戻す役割を引き続き担っていただきたい。
- ・ 第1の柱では、市場国又はユーザ所在国に対して課税権を配分する観点から、ネクサス原則及び利益配分原則の見直しの議論が進んでいるが、独立企業原則の見直しは、その目的と必要性を明らかにした上で、極めて慎重に行うべきである。二重課税リスク及び実務負荷の増大により、企業の円滑な国際事業展開に支障が生じるようなことはあってはならない。本件に関する一連の議論は重要な無形資産がもたらす超過収益の市場国への配分が主題となっていることを踏まえると、全ての産業及び企業に広く投網を掛ける必要はなく、例えば定量的に連結損益計算書における売上高営業利益率が一定水準を超える高収益企業に絞り込むアプローチも検討に値するものと考えられる。また、無形資産に起因する価値創造においては、マーケティングのみならずむしろ研究開発等に係る意思決定やリスク管理及びこれらに伴う投資コスト負担等が果たす機能が重要であることについても改めて確認を求める。

一定の必要な場面ではマーケティング無形資産に着目した残余利益分割法を適用することで課題を解決する方向でのとりまとめが有力視されているが、この提案は適用対象となる企業の範囲が広すぎるため、一律に伝統的な消費者向け製品事業も対象とするのではなく、価値創造におけるマーケティング無形資産への依存度が相応に高い企業や軽課税国に無形資産関連所得を集中させる事業者に限定する等、何らかの形で一定の絞り込みが必要である。

- ・ 6月8日のG20福岡財務大臣級シンポジウムにおいて、麻生大臣から、「第2の柱に関し、「底辺への競争」に以前から強い問題意識を有し、日本は、2つの柱からなる解決策を支持する」旨、従来のCFC税制とは異なる新たな所得合算ルールの導入を示唆する発言があった。しかしながら、第1の柱に基づく長期的解決策の合意が先決であるべきと考えており、第2の柱の導入検討については慎重な対応をお願いしたい。

第2の柱については、その必要性および目的が不明瞭である。特に、平成29年度税制改正により外国子会社合算税制を改正した我が国においては、制度の重複感が強い。とりわけ「所得合算ルール案」においては、外国子会社の税負担が最低税率未満である場合、当該外国子会社の実体等の有無にかかわらず、当該外国子会社の所得を親会社の所得と合算して課税する内容となっており、我が国において長年に亘って議論を重ねて来た「経済活動基準（旧適用除外要件）」の存在意義を喪失しかねない余りに乱暴な提案であり、不当な租税回避行為を防止するためのCFC税制の趣旨・目的を超えている。

- ・ デジタル経済課税の重要性については認識するものの、従来型のビジネスに関しては従来の移転価格制度が適切に機能している。新制度で議論されている利益の配分方法はいずれも非常に大きな負担が発生すると想定され、このような手法が導入されたとしても巨額の利益を計上しているようなケースに限定されるべきであり、比較的薄利でやっている従来型事業に適用される事がなきようお願いしたい。日本は本議論では比較的中立的立場をとっていると考えており、国際議論をバランスをとってリードしていく事をお願いしたい。
- ・ デジタル課税における「二重課税排除」を要望する。

(8) AOA・その他

1) AOAにかかる文書化についての対応

【理由】

- ・ AOAの文書化の対象から、内国法人国外支店の営業部署のみが関与する通常の外部取引については、除外することを要望する。

AOAは、内国法人にとっては税額に直接影響せず、国外所得計算に影響するに過ぎない。にもかかわらず、現行法は、文書化の対象として明らかな国外取引についても文書化を要求している。この点は、文書化的効果に比して負担が過重なものとなっており、適正化を図るべき。

2) 内部取引、共通費用の配賦の区分

【理 由】

- ・ 内部取引、共通費用の配賦の区分につき、下記の通り要望する。
 - ① 国外帰属所得の算定の基礎となる「本支店間の内部取引」と「共通費用の配賦」の違い、これらと移転価格（総原価を独立企業間価格と認める場合とそうでない場合）の関連性が分かるように、法解釈のさらなる明確化を要望する。
 - ② 内部取引、共通費用の配賦および移転価格は、相手国で損金を計上できない場合、二重課税を生じさせる。AOAを導入している国とそうでない国のそれぞれにおいて、本邦税法と法解釈の違いにより二重課税を拡大するがないよう、関連する租税条約の整備を要望する。

「本支店間の内部取引」と「共通費用の配賦」の違いについては、法人税基本通達20-5-9（および同16-3-9の3(5)）で共通費用に該当するケースについて説明されているが、どのように区分すべきなのか、国外関連者との移転価格との関連性が明確でなく、実務上解釈の差異が生じ、国税当局との見解の相違により課税の安定性が損なわれる懸念がある。また、納税者によって取り扱いが異なる場合、課税の公正性を確保できない。

内部取引、共通費用の配賦および移転価格は、いずれも複数国に課税権を跨るため、本邦税額計算の適正化とともに、相手国での損金算入による二重課税の排除を図ることが、本邦企業の国際的な競争力を落とさないためにも重要であると考えるため、国内法と平仄のある租税条約の整備（および各国税務当局との見解一致）を要望する。

- ・ 国外事業所等帰属所得を計算する場合における共通費用のうち、個々の業務・費用ごとに合理的な基準により国外業務に配分することができない場合には、一定の方法により、全ての共通費用を一括して配分すべき金額を計算することができるが法人税基本通達16-3-12に示されている。

その（注）1において、一定の場合には、販売費・一般管理費等のうち国外業務に関連することが明らかな費用のみが共通費用であるものとして配分計算をすると規定されているが、この取扱いを適用することができる法人の範囲から金融及び保険業を主として営む法人が除かれている。しかし、この取扱いを適用することができないこれらの法人においては、国外業務との関連性が薄いと考えられる多額の費用が国外事業所に配分され、不合理な結果となってしまう場合もありうる。

したがって、（注）1の取扱いの対象法人の限定をなくす（金融及び保険業を主として営む法人も対象法人とする）等、その取扱いを見直していただきたい。

3) 外国法人の日本支店が閉鎖する場合における事業税の損金算入の時期

【理 由】

- ・ AOA導入前の制度のもとでは、外国法人が支店を閉鎖した場合には、法人税基本通達20-3-8（国内業務を廃止した場合の事業税及び地方法人特別税の特例）により、支店閉鎖事業年度において、事業税を損金の額に算入していた。

しかし、AOA導入によりこの通達が廃止されたため、取扱いが不明確となっているので、規定を整備していただきたい。

4) 米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する対応

【理 由】

- ・ 米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①金融機関が各国税務当局を通じて米国内国歳入庁（IRS）に間接的に米国口座情報を提供するモデル1 IGAと、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米国人口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報は、その総件数・総額をIRSに提供するモデル2 IGAがある。わが国では、モデル2 IGAにもとづく対応を実施している。

また、OECDも金融口座情報を自動交換するための共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）を策定しており、わが国では、CRSの対応のため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、平成30年に金融機関から当局への初回報告

が実施されたところである。

現在、米国を居住地国とするお客さまは、金融機関と一定の取引を行う場合、FATCAと実特法の両制度の届出対象者となるが、実特法の届出書の記載事項には、FATCAの報告に必要な事項が含まれており、手続きの重複が生じている。また、本邦金融機関にとっては、モデル2IGAによる報告に対応するために、英語でのFATCA制度の理解、制度改正のフォロー、報告システムの整備等、相当な負担が生じている。

以上から、わが国のFATCA対応について、実特法との重複や、金融機関の負担を軽減するため、モデル2IGAにもとづく対応から、モデル1IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

もっとも、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、実現可能性は米国の様々な事情にも左右される。他方で、お客さまおよび金融機関の手続き上の負担は早期に解消することが求められる。そのため、モデル1IGA移行までの次善の対応として、現行の対応を修正し、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先をIRSから本邦税務当局へ変更し、IRS宛の「報告への同意」を不要とする措置、具体的には現在のFATCAの取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることを併せて要望する。

なお、実特法についても、お客さまの負担軽減の観点から、CRSと整合的な内容となるよう、所要の見直しを要望する。

II 所 得 稅

1 所得税法

(1) 金融所得関係

【理 由】

- ・ 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意することを要望。

平成29年度税制改正大綱において「金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、必要な検討を行う」との記載がされているところ、上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得については、平成26年に税率が引き上げられたばかりであり、これ以上の税率引上げは、金融市場からの資金流出につながる懸念があること、また、平成28年から株式等と公社債等の間で損益通算が可能となっているが、株式等に係る税率引上げは金融所得課税一体化の流れに反するものであることから、金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、税率引上げに関するネガティブな懸念に十分留意することを要望するもの。

- ・ わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化をより一層推進すべきであり、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることを要望する。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

なお、与党の「平成31年度税制改正大綱」においては、金融所得に対する課税のあり方について、「家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」とされている。今後、具体的な検討を行う場合には、家計の資産形成の妨げにならないよう、極めて慎重に検討すべきである。

(2) 給与所得関係

【理 由】

- ・ 会社負担の海外個人所得税について、日本帰任後に課せられた海外個人所得税は、非課税所得とすることを要望する。
- ・ 日本の居住者である海外出張者が、現地法令により海外個人所得税を課され、これを会社が負担した場合、税務当局による課税実務においては、給与所得であるとされているが、
 - ① 会社が負担するのは、会社の業務遂行の必要性による業務命令によって海外出張者が被った「経済的損失の回復」を目的とするものに過ぎず、所得税法施行令第22条に掲げる「非課税とされる在外手当」に類するものであると考えられること
 - ② 「業務の遂行に関連するもの」である場合は、給与ではないとする法人税基本通達（9-5-5、9-7-16）の取扱いとの間に不整合があると考えられること
 - ③ 所得税法においても、個人の外国税額控除制度が用意されているが、当該制度を適用しても、一部の二重課税の排除に留まることが多いこと、
- などから、所得税法上の取扱いにつき、経済的利益のない非課税所得である旨通達などにおいて明らかにさ

れたい。

また、海外赴任者の日本への帰任後に会社が負担した海外赴任期間に対応する海外個人所得税額が給与所得として扱われることについても、税額が海外赴任期間中に確定しないというやむをえない事情の存在を無視した課税と考えられるため、同様に経済的利益のない非課税所得である旨を通達などで明らかにされたい。

(3) 譲渡所得関係（アーンアウト条項により価額調整が行われた場合の取扱い）

【理由】

- ・ M&A契約にアーンアウト条項が付されている場合において、その条項に基づき価額調整が行われ、売主側に追加の対価が支払われることがある。売主側が個人である場合、その追加で支払われた対価の取扱いにつき以下の点を明らかにしていただきたい。
 - ① 追加で支払われた対価は譲渡所得か否か。（なお、対価の一部返還は株式の売買代金の返還であると認められた裁決事例（平成18年9月8日、裁決事例集No.72 P.325）がある。）
 - ② ①で追加の対価の支払いが譲渡所得であるとされる場合において、たとえば当初売買価額が支払われた年（Year 1）の翌年（Year 2）に追加の対価の支払いが行われるときは、Year 2に係る確定申告で譲渡原価はゼロとして譲渡所得の申告を行うのか、Year 1の修正申告を行うのか。

(4) 所得控除関係

1) 生命保険料控除制度の安定的運営、制度拡充の検討

【理由】

- ・ 生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります。生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

1. 国民生活の安定に資する生命保険の役割

国民生活には、「死亡」「介護」「病気・ケガ」「老後の資金不足」といったリスクが存在します。生命保険は、加入者間の「相互扶助」の原理により、これらのリスクに対する保障を提供することで、国民生活の安定に寄与しています。また、「相互扶助」の原理により、個人、世帯、企業など、異なる経済主体が支え合う仕組みである生命保険は、保障の提供等を通じて社会全体の資金循環を効率化することにより、健全な経済発展や国民生活の安定に寄与しています。経済・社会構造の変化や生活保障ニーズの多様化に伴い、過去から生命保険のカバーする領域は広がってきています。少子高齢化の急速な進展やライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、生命保険の果たす役割は、今後、ますます増していくものと考えられます。

2. 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ118兆円であり、この20年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2025年には社会保障給付費が約150兆円程度に達すると推計されています。また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代（15～64歳）の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、2060年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2060年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています。これにより、社会保障給付費に充当される国の一般歳出の増大が懸念されます。このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題

とされています。平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時にい、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが重要となります。多様化する国民の生活保障ニーズに応じて、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。

社会保障制度のおかれた状況を踏まえると、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を、より明快に推し進めることにもなります。

3. 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民一人ひとりにとって必要な保障の種類、保障額は異なり、年齢や家族構成の変化などに伴って、生活保障ニーズも変化していきます。そのため、国民生活の安定に向けては、国民一人ひとりが、自身や家族にとって保障分野ごとに必要な保障を準備し、見直していくことが重要です。例えば、日ごろの生活や将来に向けて不安を感じていることとしては、「自分の介護が必要となること」「年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること」は男性の60代、女性の50代～60代で高く、「自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること」は男性の30代～40代、女性の30代～50代で高くなっています。また、「老後の生活が経済的に苦しくなること」は、男性の50代、女性の40代～50代で高くなっています。このように年齢や性別によって不安と感じることには差異があり、ライフステージの変化によって必要とする保障も変化していきます。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。生命保険については、個人保険・個人年金保険の保険金・給付金・年金合計で年間約10兆円（平成27年度）が支払われ、各分野で公的保障を補完していま。平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されたところです。また、生命保険文化センターの「平成28年度生活保障に関する調査」によれば、男性は平均2,957万円、女性は平均1,312万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備えとして必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は、男性が平均1,793万円、女性は平均794万円であり、必要と考える死亡保険金額に比べておよそ6割となっています。国民が必要としている保障金額の遺族保障に加入できるよう、生命保険料控除額を相応に拡充することが必要と考えられます。また、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中、国民にとって老後の生活資金の確保は喫緊の課題となっており、「老後保障」の重要性は一層高まっています。加えて、公的介護・医療制度の補完として保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」については、医療技術が進化し、平均寿命と健康寿命の差が大きくなる中、従来以上に当分野での十分な備えが必要となっています。これらが全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能し、国民が安定した生活を送るために、各分野において一層、国民の自助努力を促していく必要があります。生活保障に対する国民の意識では、遺族・医療・介護・老後の全てにおいて約5～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人

が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされています。一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、足元では下げ止まっているものの、加入率が極めて低い水準まで低下しています。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念されるところです。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。遺族保障、介護医療保障、老後保障という3つの生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制を継続・強化することが重要です。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、より有効かつ効率的に、国・地方の財政負担を軽減しつつ、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。したがって、多様なニーズに対応する自助努力の更なる充実につながるよう、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度について、社会保障制度の見直しに応じて拡充していくことを要望します。

4. 必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から平成28年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところです。このような状況を踏まえると、現在の制度全体の所得控除限度額は、一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計では、昭和49年の水準の2倍の10万円、個人年金保険料控除も合わせた総額で15万円以上の水準が妥当と考えます。そこで、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除について、それぞれの所得控除限度枠を現行の4万円から5万円とし、制度全体の所得控除限度額合計を15万円とすることを要望します。また、平成23年12月以前契約についても、制度の簡素化の観点から、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の枠を設け、それぞれの控除限度枠を5万円とすることを要望します。

5. 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成4年以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費については、保護開始理由の4分の1以上が働いていた者の死亡・傷病・介護であり、健康な間にそれらの備えを行っていれば生活保護の支給を回避し、抑制できた可能性があります。

「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のために国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。上述のとおり国税（所得税）について拡充を要望していますが、制度の簡素化の観点から、地方税（個人住民税）法上の所得控除限度額の内訳についても、現行の各枠2.8万円（平成23年12月以前契約は各枠3.5万円）から少なくとも各枠3.5万円（全体の所得控除限度額は7万円）とすることを要望します。

2) 地震保険料控除制度の充実

【理由】

- ・ 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本

部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成29年1月に地震保険料率の引上げが実施されており、今後も段階的に料率の引上げが実施される予定となっております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」についての充実策を検討する必要があるものと考えます。

(5) 源泉所得税

完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とすること

【理由】

- ・ 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止を要望する。
- 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されておりません。
- 一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の約20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものであります。納税者に資金負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていたり、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。
- ・ 完全子法人からの受取配当金は、全額益金不算入となっており、当該配当に対して、源泉徴収する（=税金の前払いをする）必要はないと考えられます。特に、純粹持株会社体制の上場企業においては、完全子会社からの配当に係る源泉税の納税が数百億円単位になり、グループ内の資金効率の阻害要因になっているため、配当に係る源泉徴収制度の見直しを検討いただきたい。

(6) その他

納付期限の延長・確定申告期限の延長

【理由】

- ・ わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の月末日とすること。
- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3ヶ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえばアメリカの場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6ヶ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8ヶ月の延長が認められている。また、イギリスの確定申告期限は、課税年度終了後9ヶ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかった企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

- ・ 大企業においては源泉税の事務量は多いため、翌月10日までに納付を間に合わせるためにかなりの業務負荷がかかっている。

特に、1月や5月のように月初に連休がある場合、翌月10日までの営業日が少なく、期限までに納付処理する時間が短い。

また、金融機関においては顧客取引に係る源泉徴収事務は膨大にあることから現在の納期限にまでに納付を間に合わせるのに業務負荷が大きくなっている。

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

【理由】

- ・ 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めることを要望します。

上場会社が発行する株式であっても、上場基準に適合しない要件が付されている等の理由により上場できない種類株式は非上場株式として取り扱われ、特定口座への受入れや配当所得との損益通算、損失の繰越控除等の適用を受けることができないこととされている。

しかしながら、例えば上場企業の発行したとある種類株式については投資家からの人気も高く、また、上場会社が発行した株式であれば、当該上場会社に係る適時開示は確保されると考えられることから、非上場株式であっても、上場会社が発行しており、その発行が公募により行われている等の一定の要件を満たすものについては、上場株式等と同様の取扱いとすることを要望するものです。

- ・ 2016年から公社債等の利子等及び譲渡に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また、かねてより、商品の垣根を越えた総合取引所の実現に向けた議論が進められていることを踏まえると、デリバティブ等の金融商品から生じた決済損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認め、さらにデリバティブ取引に係る損益通算を特定口座において可能とする措置を要望する。
- ・ わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

こうした観点から、政府税制調査会は、平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を進める「金融所得課税の一体化」の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大された。

今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化をより一層推進すべきであり、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることを要望する。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

なお、与党の「平成31年度税制改正大綱」においては、金融所得に対する課税のあり方について、「家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」とされている。今後、具体的な検討を行う場合には、家計の資産形成の妨げにならないよう、極めて慎重に検討すべきである。

(2) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

1) 特定口座制度の拡充

【理由】

- ・ 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃することを要望します。

一般に、受贈者が同一銘柄を保有している場合の一部贈与が認められていない理由は、一部贈与による取得価額の調整が懸念されるためだと言われているが、特定口座においては、例えば、親から子へ、保有株式を少しづつ贈与するニーズがあるところ、受贈者が同一銘柄を保有している場合の一部贈与が認められないことにより、取得価額を調整する意図のない贈与まで行うことができず、過剰な規制となっていることから、改正を要望するものです。

- ・ 現行、金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集により取得した上場株式等、30年度税制改正により可能となる譲渡制限付株式等については、特定口座への受入が可能となっている。

特定の第三者に新株を引き受ける権利を与えて行う増資（会社法199条1項）等の振替機関等を通じて取得日・取得価額・数量等を確認できることから、顧客から保護預かりの申し出を受ける際に特定口座での管理を受け、当該株式の取得価額等の記録を証券会社等で確認できるものについて指定された場合には、特定口座の受入を可能とすることにより、利便性の向上となる。

- ・ 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範その他の規則などに基づき、上場株式等を信託した場合は、信託契約の解除後に、当該上場株式等を特定口座に受け入れることができないなど、利便性を欠くこととなっているとの指摘がある。取得日、取得価額が明らかな上場株式等については、一定の要件のもと信託契約の解除後に特定口座への受け入れを認めるべき。

2) 個人番号および法人番号の告知・記載書類に関する見直し等

【理由】

- ・ 内国法人が税法上の告知のために法人番号を提出する際には、それを見る側で、法人番号通知書の写し等の提示を受ける義務がある。法人番号は国税庁の法人番号検索サイトで公表・検索が可能となっていることを考えれば、マイナンバー制度の一層の普及のためにも、法人番号の提示を受ける側が、法人番号検索サイトを通じて当該法人の法人番号を確認できた場合には、法人番号通知書等の写し等の提示を不要とするような改善が必要である。
- ・ 金融機関は、平成28年1月以降、投資信託や債券に係る取引等において、お客さまから個人番号や法人番号の告知を受け、金融機関から税務署に提出する法定調書等に個人番号および法人番号を記載することとされた。

このうち、個人番号については、平成28年度および平成30年度税制改正により、告知が必要とされる一部の取引や手続きにおいて、すでに個人番号の告知を受けている場合には、一定の条件の下、改めての告知を不要とする措置（二度目以降の告知の不要）が手当てされた。

しかしながら、例えば手続きの頻度が高い住所変更等において、新たに住所等確認書類の提示が必要とされたほか、法人番号については、公開情報であるにも関わらずお客さまから告知を受ける必要があるとされているなど、お客さまおよび金融機関にとって大きな負担となっているため、告知を不要とする取引および告知方法等についてさらなる見直しを要望する。

加えて、法人番号の告知が必要となる取引について、お客さまの告知に代えて、銀行職員により電子計算機へ登録すること等を可能とし、当該取扱いを行った場合に紙による書類保存を不要とするなど、番号取得の方法等についても見直しを行うべきである。

また、法人番号を活用して連結確定申告書の添付書類を簡素化するなど、確定申告手続きの簡素化を図るべきである。

(3) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置

1) NISA（少額投資非課税制度）の拡充及び簡素化

【理由】

- ・ ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じることを要望。ジュニアNISAについては、NISAと比べて口座開設数が伸び悩んでいるところ、18歳までの払出し制限の緩和や贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じることにより、現行制度での口座開設をためらう層の利用を後押しし、世代間の資産移転を促進する効果が期待されるため。

- ・ NISA制度は、我が国長年の課題であった「貯蓄から資産形成へ」という動きを確実なものとし、家計の安定的な資産形成を促すための重要な政策手段と位置付けられている。しかしながら、現行制度では、一般NISA、ジュニアNISAは新規投資が2023年末まで、つみたてNISAは2037年末までの時限措置とされており、一般NISA、ジュニアNISAは2020年、つみたてNISAは2019年以降に利用を開始した場合、投資が可能な期間が毎年1年ずつ縮減してしまう。よって、本制度創設の意義を失わないためにも、早急に、この問題を解決する制度改善が必要である。
- ・ NISA制度は、2019年3月末時点で約1,300万口座が開設され、累計買付額は16兆円超と、「国民の自助努力に基づく資産形成の支援・促進」のための制度として、広く国民に浸透している。しかしながら、一般NISA、ジュニアNISAは新規投資が2023年末まで、つみたてNISAは2037年末までの時限措置とされている。「国民の生活の安定」を目的に、確定拠出年金制度や勤労者財産形成貯蓄制度が根拠法を有する恒久的な制度として導入されていることに鑑みれば、同様の制度趣旨を持つNISAについても根拠法を制定し、恒久的な制度とする必要がある。
- ・ 非課税期間が5年間の一般NISAでは、購入した上場株式等を5年以内に売却するインセンティブが働いてしまう。新たな非課税管理勘定への移管（ロールオーバー）によって、非課税期間を延長することが可能であるものの、その分だけ新規投資の非課税枠は減少してしまう。また、つみたてNISAにおいてはロールオーバーができないため、非課税期間の終了時に上場株式等の売却が集中してしまう可能性がある。国民の自助努力による資産形成を支援し、市場へのリスクマネーの供給をより一層促進するためにも、非課税期間の恒久化又は延長が必要である。
- ・ 英国ISAでは、非課税枠で購入した商品を売却して新たな商品を購入することが可能であるが、NISAではこれが認められていないため、長期投資を行っていくうえで重要なポートフォリオの見直しができないという指摘がある。NISAの更なる普及・定着のためには、この問題を改善し、投資家にとってより使いやすい制度とすることが不可欠と考えられることから、売却代金の範囲内での非課税枠の再利用を可能としてもらいたい。
- ・ 「貯蓄から資産形成へ」の流れの促進および家計の資産形成を促す観点から、運用時非課税となる少額投資非課税制度（NISA）が平成26年1月に導入され、平成27年度税制改正において年間投資上限額が120万円に引き上げられた。また、平成28年1月には、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）が創設され、未成年者の口座開設が可能となったほか、平成30年1月には、少額からの長期・積立・分散投資を促進するため、非課税期間が20年間の非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）が導入された。

平成31年3月末時点の利用状況をみると、NISAについては、口座数が1,160万口座、累積買付額が16兆円、つみたてNISAについては、同130万口座、1,330億円に上るなど、各種NISAの利用は順調に増加しており、家計が安定した資産形成を行うための重要なツールとして定着しつつある。

しかしながら、今後、各種NISAをより一層普及・定着させるためには、さらなる制度の拡充が不可欠である。具体的に、現状、各種NISAは時限措置となっており、つみたてNISAは本年以降、NISAは令和2年以降、新たに投資を開始する場合に、運用時非課税の対象となる累積投資総額が減少する。家計の中長期的な資産形成の取組みを支援する観点から、非課税期間および投資可能期間の恒久化を行うこと、少なくとも非課税期間および投資可能期間を延長することを要望する。

また、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減、ならびに普及促進の観点から、非課税適用確認書の電子化の容認や、非課税口座簡易開設届出書によりNISA口座が重複して開設された場合の対応を含む特定口座の取扱い等について、所要の措置を講じることを要望する。

- ・ 従業員の資産形成を支援するために、企業主を通じて行うNISA口座での投資について、奨励金を付すケースが増えてきている。ところが、奨励金が所得税の課税対象となることから、従業員にとって、奨励金をもらって資産形成はしたいが手取り額が税額分減少するということになる。将来に備えた資産形成により多くの勤労者が取り組むことは重要であり、一定の奨励金について非課税措置を取ることで、制度の一層の普及促進をするべきである。

(4) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

【理 由】

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長することを要望。

現行制度上、ある年において上場株式等の譲渡損失が発生した場合、その損失を翌年以後3年に亘って繰越控除することが可能とされているが、実際に、リーマンショック時に大きな譲渡損失を被った投資家において、その後3年間で損失のすべてを控除できたケースはほとんどなかったことや、各年の利益についてはすべて課税される（損失のように「控除しきれない」（課税されない）というケースがない）こととの整合性を踏まえると、現行の繰越控除期間では十分ではないと考えられるため、その延長を要望するものです。

(5) 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例

【理 由】

- ・ 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ることを要望する。長期に渡って円金利水準が低位安定していることを背景として、国内金融機関においては外貨建て国外債の保有が増加しており、これらを対象とした債券現先取引のニーズも高まっているところ、金融商品取引業者がこれらを対象として行った取引を、関係会社たる外国金融機関にバックトゥーバックで繋ぐ際の取引が非課税とならないため、国内金融機関との取引についても非課税相当のエコノミーで取引できていないため。

(6) クロスボーダーの債券現先取引に係る特定利子

【理 由】

- ・ わが国金融機関においては、海外展開を加速させている取引先企業の外貨調達ニーズに応えるため、安定的な外貨調達態勢を整備することが急務となっている。特に、平成27年度以降に導入されている流動性比率規制により、金融機関は適格流動資産（HQLA：High Quality Liquidity Asset）として外国債券を保有することが求められているが、緊急時への備えとして多様な資金調達手段を確保することが重要となっている。

このようななか、平成29年度税制改正において、平成31年3月末を期限として、外国金融機関等以外の外国法人（海外ファンド等）と行う一定のクロスボーダーの債券現先取引のうち、振替国債を用いた取引に係る特定利子について、非課税措置の対象とされた。

しかしながら、海外ファンド等が行うクロスボーダーの債券現先取引においては、運用商品に係る制限により振替国債を利用できず、外国債券や海外の政府保証債を利用するケースも多いことから、非課税措置の適用期限を延長するとともに、外国金融機関等と国内金融機関等との間で行われる取引と同様、外国債券等を用いた取引に係る特定利子についても非課税措置の適用対象とすることを要望する。

(7) その他金融商品への投資について

【理 由】

- ・ 平成30年度税制改正及び平成31年度税制改正により、投資信託等が外国で納付した税額について、公募株式投資信託や、株式数比例配分方式を選択している場合のETFやREIT、JDRの分配金のように投資信託等（外国税額を納付した者）と源泉徴収義務者（支払の取扱者である証券会社等）が異なる場合でも、その国内における収益の分配に係る源泉徴収税額から控除することが可能となったが、控除すべき外国税額の按分計算や外国税額の通知等において、実務上、運用が困難な場合があるため、見直しを要望するもの。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）は、国連加盟国全体で取り組むべき目標であり、政府においても「SDGsアクションプラン」を定め、目標達成への取り組みを推進しているところである。しかし、達成に必要とさ

れる資金が大幅に不足していることから、国内の民間資金を活用するとともに、投資家にとって安定的なリターンを確保するための施策を求めるもの。

- ・ 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）を要望。2019年6月に公表された成長戦略フォローアップにおいて、「地域未来牽引企業等の地域経済を牽引する事業を行う者に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援策を重点投入する」とされているところ、直接金融を通じて成長に向けたリスクマネーの供給促進を図るための施策を求めるもの。
- ・ SDGsに関するファイナンス市場は世界的に拡大しつつあるが、一般的に、SDGsに係る投融資は、組成時に当該投融資がSDGsに資するものであるかについて外部評価機関の評価を得る必要があるほか、貢献度合いを見える化するためのインパクト報告が求められるなど、通常のファイナンス手法と比較して追加コストがかかり、普及の妨げになる。こうした追加コストへの対応として、発行体向けに補助金を支給する仕組みも存在するが、SDGsファイナンス全体でみれば、一部に止まるのが実情である。

今後、わが国におけるSDGsへの取組みを一層推進するためには、発行体に対する支援に加え、直接金融・間接金融を問わず、投資家に対するインセンティブを高めることで、多様な投資家をSDGsに関するファイナンス市場に惹きつけ、加速度的に市場を拡大させる必要がある。

したがって、投資家を対象とする法人税・所得税額控除、あるいは、利子・配当金の非課税措置等の税制措置を創設することを要望する。

- ・ 不動産投資法人は、長期保有による不動産賃貸が主たる事業であり、継続的な借入・借換ニーズが存在する。一方で、投資法人が導管性要件を満たすためには、借入による資金調達先は、金融機関等の税法上の機関投資家に限定されている（「借入先要件」）ことから、将来、金融機関の貸出余力が限界に到達し、J-REIT市場の成長の制約となる可能性も否めない。

こうしたなか、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の投資家へ販売することが可能となれば、法人投資家や個人投資家、海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化に繋がり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

また、発行投資口の所有者は、「50人以上の者」または「機関投資家のみ」と限定されているが、経済・金融情勢の変化等に起因して緊急的なサポートが求められる場面も想定される。そのため、不動産投資市場の安定維持を図る観点から、所有者要件の対象範囲を、投資法人法に規定するREITの利害関係人（主にはスポンサー）まで拡大し、スポンサー等が直接エクイティ抛出を行うことができる体制をあらかじめ構築すべきである。

(8) 都市・住宅対策促進税制の延長、PFI事業促進税制の整備等

【理由】

- ・ 平成18年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度および平成27年度税制改正においても、消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する観点からの措置が行われた。平成31年に予定される消費税率の引上げに伴う需要変動の平準化、景気変動の安定化に向けては、住宅投資減少を抑制するための十分な手当てが望まれるところである。

したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を行うことを要望する。

3 確定拠出年金税制等の見直し

1) 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和等

【理 由】

- 厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付することができず、制度普及の障壁となっています。また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズが増えつつあり、さらには厚生年金基金制度の見直し等に伴い、制度の普及・充実がより一層求められているにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障壁となっています。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。

- 拠出限度額の引上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じることを要望します。
現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限されており、困窮時の引出しも認められていないため、企業にとっても個人にとっても利用しづらいとの指摘がある。また、マッチング拠出についても上限が課されており、利用者の自助努力による資産形成の妨げになっているという指摘があることから、これらの緩和を要望するものです。
- 少子高齢化が急速に進行し、マクロ的な社会保障負担が経済全体に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

2) 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の普及の観点から、企業型においては、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

- 確定拠出年金については、累次の改正により拠出限度額の引上げや個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象者拡大などがなされたが、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、一層の限度額規制の緩和が望まれる。具体的には、a. 拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを行うこと、b. 企業型確定拠出年金（企業型DC）の実施企業において、従業員がiDeCoの加入者となることができることを規約に定めた場合に、企業型DCとiDeCoの限度額を合算する制限を廃止すること、c. 企業型DCのマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件を緩和することを要望する。また、個人の置かれた環境に応じて複雑となっているiDeCoの拠出限度額について、簡素化を図ることを要望する。

確定拠出年金のさらなる普及に向けては、制度の利便性向上も期待される。具体的には、a. 追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を創設するなど、脱退一時金の支給要件のさらなる緩和を行うこと、b. 10年以上の通算加入者等期間が必要となる老齢給付金の支給要件を緩和すること、c. 60歳となっているiDeCoの加入者資格喪失年齢を、規約に定めることで65歳まで引上げ可能な企業型DCに合わせ、65歳に引き上げることを要望する。

加えて、第3号被保険者がiDeCoに加入する場合において、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が掛金を拠出した場合には、当該掛金を負担した者の課税所得から控除する等、iDeCoへの掛金に対する税制優遇措置を設けることを要望する。

III 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し

1) 非上場株式の評価方法にDCF法を追加すること

- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行法人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等ではDCF法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。

2) 株式及び株式投資信託の相続税の評価

【理由】

- ・ 上場株式等については、原則として被相続人の死亡日の価格で相続税評価がされるため、相続等の発生時から相続税に係る申告が完了するまでの間の価格変動リスクが考慮されず、不動産等の他の資産と比較して不利な立場にある。財産間の相続税評価の不均衡を是正する観点から、上場株式等においても、価格変動リスクを考慮した評価方法とすべき。
- ・ 2008年のリーマンショック時には、被相続人の死亡後に、相続財産となっていた上場株式等の株価が大幅に下落したにもかかわらず、その上場株式等については被相続人の死亡時の価格により相続税評価がされたため、値下がりした上場株式等を相続した相続人において納税資金の確保に苦慮する場面が生じたことから、このようなケースへの救済措置を要望する。

(2) 事業承継税制

【理由】

- ・ わが国では中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳（平均引退年齢）に達するにも関わらず、後継者が未定の経営者は6割を占めているほか、70歳代の経営者でも承継準備を行っているのは半数に止まっている。こうしたなか、事業承継をより一層円滑化し、高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、中小企業の事業の継続に繋げ、地域経済の活力維持・発展を実現することが重要である。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する事業承継税制については、平成30年度税制改正において、10年以内に承継を行う者を対象として抜本的な拡充が行われているが、より一層使い勝手のよい制度とすることにより、事業承継のさらなる促進、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持をサポートすることが期待される。具体的には、(a) 株式の信託を利用した事業承継についても事業承継税制の適用対象とすること、(b) 後継者要件および先代経営者以外の複数の株主から承継する場合の要件を緩和すること、(c) 先代経営者以外の株主が後継者へ株式を承継する際の相続税計算方法を見直すこと、(d) 納税猶予制度における特例非上場株式等の第三者への譲渡等による納税猶予額に係る利子税について、一定の要件のもとで課税を免除すること等を要望する。

また、やむを得ない事情により提出期限内に各種届出書を提出できない場合に配慮して、納税猶予の認定取消事由を緩和すること、さらに、制度利用者間の公平性等を確保する観点から、平成30年度税制改正以前の旧「事業承継税制」を適用している中小企業者について、同改正後の新「事業承継税制」への切替えを認めることを要望する。

(3) 金融資産の世代間移転

【理由】

- ・ 相続の場面では、上場株式等を相続により取得した相続人が、相続税の支払い等のために、相続株式をすぐに売却してしまうケースが多く見受けられ、相続を契機とした株式離が進んでいる実態がある。これを防ぎ、世代間の資産移転及び市場へのリスクマネーの供給を促進するため、親子二世代にわたって上場株式

等への投資を行う場合には、当該上場株式等に係る相続税等に係る税制優遇措置を講じることを要望する。

- ・ 現在、相続時に被相続人が上場株式等に投資していた場合でも、相続により上場株式等を取得した相続人が相続税負担や価格変動リスクを嫌がり、取得した上場株式等を相続直後に売却てしまっている。高齢者世帯が金融資産の多くを保有している実績を踏まえ、相続人に相続後も継続して上場株式等を保有するインセンティブを与え、相続税に伴う株離れに歯止めをかけるため税制優遇措置を講じることを要望する。また、現在、被相続人がNISAで保有していた上場株式等は、死亡日の時価でNISA口座から払い出され、相続税の課税対象となる。2019年3月末時点で、60歳代以上がNISAを通じて累計約9.5兆円を買い付けています。鑑みれば、NISA口座において相続を契機とした株式離れを防ぐ措置を講じる必要がある。さらに、世代間の資産移転及び市場へのリスクマネーの供給を促進し、NISAの利便性をさらに向上させるためにも、NISA口座で保有する上場株式等については、相続税を非課税とするべき。
- ・ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃することを要望。本特例の適用は相続税の申告期限の翌日以後3年以内に売却を行ったものに限られているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因となっている。相続に伴う株離れの要因を排除することで証券市場のより一層の活性化を図るとともに、相続人が中長期的な視点で自らの投資・資産形成を行えるようにすることができる。
- ・ 現状は高齢者層に偏在している上場株式等について、子や孫への生前贈与が促進されれば、適切な議決権行使などを通じ、企業のコーポレート・ガバナンスの強化に資することが期待される。また、こうした生前贈与を進めていくことは、上場株式等が相続前後に現預金にシフトする傾向を抑制し、世代を越えた中長期的なリスクマネーの確保に繋がるうえ、若年層における消費の活性化にも寄与すると考えられる。
- ・ わが国の個人金融資産は1,800兆円を超えるものの、その資産は高齢者層に偏在しており、こうした豊富な金融資産を若年層の教育費や結婚・子育て費用として活用することは、若年層における資金の余裕度を高め、消費活性化を通じたわが国経済の好循環をもたらすことが期待される。

したがって、平成31年3月末が期限とされている「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、それぞれ制度を恒久化するか、少なくとも延長することを要望する。

また、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、明細書の提出による口座からの資金の払出上限額を引き上げるほか、両制度について、預金保険制度を適用した場合の贈与税課税範囲を限定するなど、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減に資する所要の措置を講じることを要望する。

(4) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持

【理由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い状況（53.1%、生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」より）となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており、その社会的重要性が広く認められています。また、平成27年に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えていることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増しています。死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり、相続税創設当初においては非課税として取り扱っていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされました。現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような「相互

扶助」の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

相続財産の大半（4割強）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは、「遺族年金」や「現預金」、「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、会社員の世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が30歳代から40歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

また、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円～2,500万円となっていますが、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、厚生労働省の「平成27年 国民生活基礎調査の概況」における1世帯あたりの「平均世帯人員」は減少傾向を示しており、母と未成年の子1人の母子遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかなりません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

IV 消 費 稅

(1) 消費税制度全般

1) 消費税率のさらなる引き上げ

【理 由】

- ・ 12月の税制改正大綱において、消費税率の将来に向けての引上げの必要性、ロードマップを付記しておくことが望まれる。財政健全化に向けて、将来的に消費税率を20%程度まで引き上げていくことが必要であるが、国民の幅広い理解を得るために、令和2年度以後の税制改正の議論の中でそれを実現に導くための道筋を付けておく必要がある。この先10年程度は消費税率の引き上げは必要無いとの総理の発言は選挙対策としての方便と考えられ、これをまともに信じる国民は多くないものと推察する。

2) 軽減税率の導入に対する意見

【理 由】

- ・ システム改修や事務処理により負荷が高まる、実務処理の正確な運用が脅かされることから、軽減税率制度にかかる複雑な線引き導入の取り止めを要望する。
- ・ 税率引き上げ・軽減税率の導入により企業はシステム改定に大規模なコストをかけざるをえない。改定後も事務処理で相当な負荷がかかることが明白である。将来、これ以上の複雑な制度変更を行わないことを要望する。
- ・ システム改修や事務処理にかかる負担増が見込まれるため、現行の税率（国税6.3%、方消費税1.7%）と軽減税率（国税6.24%、方消費税1.76%）で、国税と地方消費税の税率の内訳が異なるため、一致させることを要望する。
- ・ すべての免税事業者が本方式導入後、インボイスを発行する課税事業者に転換するとは限らず、また、仕入事業者が課税事業者を選択することが実務上容易でない場合も想定されるため、当面の間は当該経過措置を適用することを要望する。

3) グループ企業間取引について消費税を非課税とする連結消費税制度の導入

【理 由】

- ・ 欧州付加価値税（VAT）を導入しているEU加盟国では、グループ企業間取引について非課税とするVATグループ課税制度を認めている。
　　国際的な競争力を確保するため、わが国でも同様の制度の導入を要望する。
- ・ 消費税の納税義務の有無の判定が過度に複雑化している。また、過去の税制改正（及び適格請求書等）により一部手当てされているものの、未だに小規模事業者に係る納税義務の免除を利用した「益税」の余地が残されているため、免税事業者の廃止を要望する。

(2) 仕入税額控除

1) 大企業等に対する95%ルール不適用の見直し

【理 由】

- ・ 消費税の仕入税額控除制度については、仕入消費税のうち、共通対応分の控除額は、課税売上割合のみとなっているが、事業者の事務負担を軽減する観点から、課税売上割合が95%以上であれば仕入消費税の全額を控除できるよう、「95%ルール」を復活させるべきである。

「95%ルール」の復活により、課税売上割合95%以上の事業者について、全額仕入税額控除ができるようにしていただることで、事務負担軽減に効果があります。平成27年10月1日以降の取引について、課税売上割合が95%以上の事業者は、リバースチャージ方式での消費税申告を免除されたことは、事務負担の増加が無い様にすること意識した税制改正であったことから、当該仕入消費税の税額控除額の計算においても同様の改正を要望する次第です。

- ・ 消費税の10%への引き上げを前に、今後、複数税率の管理など消費税に係る納稅事務等の負担増大が懸念される中、平成23年度税制改正により廃止となった95%ルールについて、何らかの形で復活するよう要望する。
- ・ 平成23年度税制改正による「95%ルール」撤廃に伴い、仕入税額控除ができるない控除対象外消費税等が生じることになった。資産にかかる控除対象外消費税などの損金算入については損金経理要件が課されていることから、実務上も煩雑な処理が必要となっている中、軽減税率の導入により更なる事務負担増が予想されている。こうしたコストを抑制するべく、仕入税額控除の95%ルールの再導入または損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 平成23年度税制改正で行われた「課税売上5億円以上の事業者についての95%ルールの撤廃」により、対象事業者は課税仕入等の税額を全額控除することができなくなった。課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、個別対応を証明できない間接的な仕入税額に、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることになった。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の95%ルールを復活して頂きたい。
- ・ 来年（2019年）10月の消費税率引上げと複数税率制度（商品管理の複雑化）導入にはじまり、2023年10月には、消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式（日本版インボイス制度）が導入されるため、消費税制度の変更に係るシステム変更負荷や管理コストは必然的に大きくなることが予想される。

課税売上割合が95%以上の場合に全ての仕入取引で仕入税額控除を認めていた「95%ルール」は、事業者の納稅事務負担を削減し、消費税関連制度の変更対応を少しでもスムーズに行うために有益な制度であると考える。

よって、消費税の95%ルールを再導入されたい。

- ・ 消費税に係る納稅事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除ができるルールを復活させることが必要。
- ・ 業務の煩雑さを解消するため並びに、リバースチャージでの費用負担を排除するため、95%ルールの見直し・復活を要望する。
- ・ 課税売上高の規模に関わらず、課税売上割合95%以上の事業者全てに対して全額控除方式の採用を認めることを要望する。売上に対応する仕入区分ごとに取引を把握するために多大な事務量を費やしており（複数税率導入後は更に悪化）、課税売上割合が高い事業者については売上規模にかかわらず全額仕入控除が適用できるようにすることが事務効率化につながると考えられるため。
- ・ 課税売上割合が95%以上にも拘わらず、売上に対応する仕入区分毎に消費税を把握する必要から業務負荷が大きい。この為、本ルールを全ての法人に適用してもらいたい。
- ・ 事務負担を考慮し、事務手続きをより簡便化するため、仕入れ税額控除の95%ルールを再導入することを要望する。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が煩雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 課税売上割合が95%未満の場合の仕入税額控除の計算における特例計算の導入又は計算の見直しを要望する。

金融機関や医療法人等非課税売上が多額に計上される法人については、低い課税売上割合に起因する控除対象外消費税による消費税負担の影響が大きく公平性に欠ける。

また、少額の非課税売上ののみが計上される法人についても課税売上高が5億円超となった場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかによる仕入税額控除の計算が求められるが、個別対応方式による場合には事業者における事務負担が大きく、また、いずれの計算方法においても少額の非課税売上に起因する控除対象外消費税が生じ、実態に即した税負担になっていないものと考えられるため。

- ・ 消費税に係る納稅事務等を効率的・簡素に実施するためには、H23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除ができるルールを復活させることが必要。

2) 「課税資産の譲渡等にのみ要する」の定義の明確化

【理 由】

- ・ 課税売上等との直接的な対応が必要と理解するが、取引の目的である売上が課税売上等であれば直接的な対応があると判断して良いのか、取引の目的そのものではないが結果生ずる売上に非課税売上を含まないことまでを要求しているのが明確でなく、実務上解釈の差異が生じ、国税当局との見解の相違により課税の安定性が損なわれる懸念がある。また、納税者によって取り扱いが異なる場合、課税の公正性を確保できない。このため、法解釈のさらなる明確化を要望する。

3) 課税売上割合の計算方法の見直し

【理 由】

- ・ 貸付金等の金銭債権の譲渡対価の5%や、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、業種特性を勘案した見直しを要望する。

銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較しても課税売上割合が極めて低く、他業種との公平性に欠ける。

有価証券売買は導入時に、金銭債権は平成26年度税制改正で5%のみを分母に算入する手当がされたが、さらなる引き下げ検討を要望する。

4) 非課税売上に対応する「仕入税額」

【理 由】

- ・ 「非課税取引」について、社会政策的配慮に基づく取引、消費税の課税になじまない取引を国が指定しており、国の負担とすべき。※福祉車両は「ベース車両+福祉装備」で構成、その合計を非課税で販売。仕入控除不可の消費税額について、企業努力での吸収は困難。販売価格に転嫁すれば、福祉車両しか選択の余地がないお客様の負担増につながるため、簡単にはできない。

5) 現物出資、株式交換・移転に係る消費税法上の課税標準額の取扱い

【理 由】

- ・ 企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、消費税法上の取り扱いを法人税法上の取り扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価格とすべきである。

または、当該再編に係る消費税法上の取扱いを不課税取引とする事を要望する。

- ・ 帳簿譲渡を前提としている現物出資を行った際に時価をベースとし非課税売上高の計算基礎とするが、消費税の取り扱いを不課税として頂きたい。法人税法上、適格現物出資は課税の繰延べであり、簿価譲渡を前提としている為、実務的に時価情報の取得が困難であり、また企業再編を促進させる上でも不課税が望ましいと考えられる。

- ・ 法人税法上の適格現物出資が行われた場合に、法人税法上の処理と消費税の経理処理との整合しない部分が生じることとなるため、消費税の課税の対象から除外することを要望。

法人税上は帳簿価額での資産の移転となる一方で、消費税上は時価による譲渡が行われたものとして取り扱われることとなり、簿価での移転が認められる適格組織再編成にも関わらず、各移転資産の時価を用いることは実務上の負担が伴うため。

- ・ 適格株式交換・適格株式移転を行った場合の資産の譲渡等の対価の額を、直前の株式の帳簿価額とすることを要望する。適格株式交換・適格株式移転を実施した場合、法人税法上は帳簿価額が承継され課税関係が生じないこととされている。一方、消費税法上は資産の譲渡等に該当することとされ、対価の額を算定するために株式の時価評価が必要になり煩雑である。法人税法との整合をとることが合理的と考えられる。

- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。

当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされるが、これを『不課税取引』とするよう要望する。

組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税に

おける取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する上記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。

- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。

消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられるM&Aの手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

- ・ 適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして法人税法上取り扱われる（法62条の4）。

また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる（法61条の2⑧）。

一方、消費税法上、現物出資における非課税売上高の計算の基礎となる金額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令2①二、消45条②三四他）。

これらの株式について、将来譲渡を行った場合には再度、非課税売上高に含まれてしまうこと、また、企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、現物出資については、消費税法上の取扱いを不課税とする、若しくは法人税法上の取扱に合わせる、すなわち課税標準を帳簿価額（×5%）とすべきである。

また、株式交換・移転についても、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

- ・ 金銭の授受を想定していない適格現物出資の実務において、消費税の決済が生じることは、円滑な組織再編の実施の妨げとなっており、改善をお願いしたい。
- ・ 産業構造の変化やグローバル競争の激化に対応するため、事業再編を大胆かつ機動的に行い、事業ポートフォリオの組換えや経営資源の集中・最適化等の必要性が生じている。

組織再編をより一層後押しするため、税制適格要件を満たす組織再編を行う場合には、法人税・住民税・事業税だけでなく、消費税・登録免許税等についても、非課税措置を要望する。

6) インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額の利息を非課税取引として取り扱うこと

【理由】

- ・ ①対価性

平成28年5月20日付けの全銀協通達で、インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額を不課税取引として取り扱う旨が規定されている（資産の貸付の対価や借入人が貸付人に対して行う役務提供の対価には該当しない整理）。

しかし、一般的に、銀行に預金が滞留すると日銀当座預金へマイナス金利相当額を支払われなければならぬため、日銀当座預金に適用される利率以下であれば、貸付人はインターバンク市場でマイナス金利相当額を支払う意義がある。このため、貸付人は現金をインターバンク市場で貸付することによって、日銀当座預金へのマイナス金利支払いを免れるという便益を負っている事になるため、不課税取引として処理することは問題がある。

②整合性

また同通達では、日銀当座預金の利子については、金融機関が受取る利子（純額）を非課税資産の譲渡等の対価として取り扱う旨規定されている。インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額を不課税取引として取り扱う一方、日銀当座預金の利子については非課税取引として取り扱うため整合的ではないと思料。

7) 仕入税額控除の帳簿等に関する要望

- ・ 仕入税額控除の要件を「帳簿及び請求書等」の保存から「帳簿又は請求書等」の保存へ緩和することを要望する。仕入税額控除は、帳簿に一定事項の記載をすること及びその記載要件を満たした帳簿と請求書等の両方の保存をすることを要件としているが、その記載内容は重複していることから、帳簿か請求書等のいずれか一方のみの保存を容認し、事務負荷の軽減を図る。

- ・ 法人税法が認める帳簿代用書類が消費税法上認められないため、消費税の要件を満たすべくシステム対応が必要となっており、企業の負担となっている。

法人税法では、法定事項を帳簿に記載することに代えて、それらの記載事項の全部又は一部が記載されている取引関係書類を整理・保存すること（帳簿代用書類）を認めているが、この帳簿代用書類は、消費税法第30条第8項《仕入れに係る消費税額の控除》に掲げる帳簿として扱われないことから、消費税法上も十分な証憑の保管を前提に帳簿記載事項の軽減を認めて頂きたい。

- ・ インボイス制度導入（2023年10月導入予定）により事務負担が増加することや、免税事業者からの課税仕入等にかかる仕入控除ができずに仕入控除税額が縮小すること等から、制度の簡素化、手続の簡素化をお願いしたい。

- ・ インボイス方式では、適格請求書発行事業者の登録番号の帳簿への記載は不要となっているため、同様に不要にして頂きたい。インボイス方式においては、登録番号が記載された請求書等を保存するため、帳簿への記載がなくても請求書等で判断が可能である。

8) インボイスを発行できない免税業者や個人に対する仕入税税額控除

【理由】

- ・ 適格請求書（いわゆるインボイス）方式導入後の消費税の仕入税額控除は、控除取得額の総額が担保される適格請求書等が最終的に具備されることを前提に、請求書の発行日にかかわらず一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って経理した日に認識できることを法令上明確化して頂きたい。

9) 課税になじまない取引

【理由】

- ・ 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させております。

付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

- ・ 安易な「非課税」扱い対象の拡大回避を要望する。非課税品目に対応する課税仕入は事業者コスト負担となるため区分が必要であることから、企業の事務負担を軽減するため。

(3) 申告・納付期限の延長等

【理由】

- ・ 会社法の規定に基づき監査役や会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため、法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告期限の1ヶ月間延長を受けている法人は、消費税についても同様に確定申告期限を延長する特例を設けることを要望する。

法人税では第75条の2の特例が認められている一方、消費税には同様の規定がないため、会計監査人等の監査により納付すべき税額に異動を生じた場合には、修正申告又は更正の請求を行うしかない。

- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。

消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。

したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長を認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。

- ・ 法人税と消費税は連動している部分が多く、法人税側で消費税に影響のある調整を行った場合、消費税側で修正申告、更正の請求いずれかの手続きが必要となるため、法人税確定申告期限の延長特例と同様に、消費税の申告・納付期限の延長を要望する。

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望する。

- ・ 法人税と消費税は連動する項目が多いため、消費税申告書提出以後、消費税に連動する申告調整が発生した場合、消費税についてのみ修正申告or更正の請求が必要となってしまうため、消費税についても申告期限の延長制度を導入していただきたい。

- ・ 消費税は法人税と連動することから、法人税と期限を合わせるべきである。法人税の申告延長制度を適用する場合は、消費税も同様に申告延長とすることを要望する。調査の事前通知が消費税だけ先に実施されることがあり（法人税は未提出時点）、消費税の修正申告対応が難しい。

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側で5月末の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望したい。

- ・ 地方税及び法人税は、申告期限の延長が1ヶ月は認められているが、利子税がかかってしまう為、法定納期限自体を2ヶ月から3ヶ月に延長していただきたい。

- ・ 消費税の課税標準の確定は法人税の所得と同期連動しており、法人税の確定申告期限に延長が認められる中、消費税についても確定申告期限を法人税と同じとするよう延長措置の導入を要望します。

- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。

- ・ 法人税の納期限の延長の適用を受けている場合、消費税の申告後に法人税の修正があった場合に、消費税の修正申告が必要となるため、消費税の申告・納付期限の延長＝消費税の申告・納期限についても法人税と同様に納期限の延長を設けていただきたい。

- ・ 消費税の確定申告期限は決算日から2ヶ月以内となっている。一方、法人税については、申告期限の延長が認められている。このため、法人税の課税所得の変動があった場合には、確定申告の時点で消費税の修正申告または更正の請求を行わざるを得ず、事務手続きが煩雑となっている。

については、法人税と同様、消費税にも申告期限の延長を認めていただきたい。

- ・ 事業年度終了後2カ月で、申告納付期限の延長は認められていないが、法人税の申告と消費税は並行して進んでいるものであり、法人税の申告内容確定と作業が同タイミングとなる。

マスターファイル、CbCR、ローカルファイルの作成により、事業年度終了後の事務工数が増加する為、消費税についても、申告期限の延長を認めるべきである。

- ・ 法人税は申告期限延長特例があるが、消費税については申告期限延長特例がなく、原則の2か月以内に無理に間に合わせて申告しているのが実情であるため、期限後に「修正申告」もしくは「更正の請求（還付）」をするケースがあり、法人および課税庁の事務効率低下を招いている。
- ・ 大規模法人においては、会計監査対応や会計処理の精査のために多大な工数を要するため、2か月以内に消費税申告書の基礎となる課税売上、課税仕入が確定しないこともあります。そのため、法人税と同様に、申告期限の延長を認めていただきたい。

(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）

1) 電気通信利用役務の提供等

【理由】

- ・ 電気通信利用役務の提供が事業者向けに該当するか、もしくは消費者向けに該当するのかを判定するにあたり、詳細なガイドラインを設定したり、役務提供者に何らかの登録を求めた上、役務提供者ごとに取扱いサービスが事業者向けに該当するか、消費者向けに該当するかを、法令等で明確化することを希望する。
役務受領者に対し、役務提供者（国外事業者）から当該役務が事業者向けか消費者向けかの通知がなかつた場合、役務受領者側においてその判定を行う必要があるが、当該判定は困難と考えられるため（※）。
(※) 役務提供者（国外事業者）は日本の税法に熟知していないため、役務受領者に対する通知がないケースが多く、また、大手の役務提供者（国外事業者）であったとしても、自ら提供するサービスが事業者向けに該当するか消費者向けに該当するか判定に迷うケースが存在している（実例：役務提供者側では事業者向けとして判定していたものの、顧客から消費者向けに該当するのではないかという問い合わせがあり、国税局に見解を求めるというもの）。
- ・ 事業者向け電気通信役務を行う「国外事業者」から、国外事業者の国内支店を除外することを要望する。
国内支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っているため、消費税の補足は容易に可能。したがって、当該事業者から受ける役務提供をリバースチャージの対象とするには不適切。
- ・ 現状、特定課税仕入れにつき、特定資産の譲渡等を行う事業者が、仕入れを行う事業者に対し、納税義務がある旨を示す義務があるが、示さなかった場合においても、仕入れを行う事業者は納税義務を負うこととなっているが、この場合、仕入れを行う業者は特定課税仕入れの対象となるか判断に苦慮することが多いため、特定資産の譲渡等を行う事業者が仕入れ等を行う事業者に対して納税義務がある旨だけでなく、無い場合にもその旨を示す事の義務化を求める。また、当制度についての海外諸国への周知徹底を求める。
- ・ 電気通信利用役務の提供の範囲が明確でなく、実務上の判断に支障をきたすことが予想される。たとえば、以下の問題がある。
 - 消費税法基本通達5-8-3（電気通信利用役務の提供）において、「電気通信利用役務の提供」に該当する取引の例として、「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」が挙げられている。
「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」も、顧客からの依頼により何時間もかけて情報収集・調査をして提供されることが多いことを考えると、国税庁のパンフレット（「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」）において、『「電気通信利用役務の提供」に該当しない取引の具体例』で示されている「他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているもの」との相違点が見いだせない。
 - 「電気通信利用役務の提供」の定義規定（消法2①八の三）に例示として「電気通信回線を介して行われる著作物の提供（その著作物の利用の許諾に係る取引を含む）」が示されている。この括弧書きの挿入は、著作物の提供には著作権法第63条（著作物の利用の許諾）に該当する行為が含まれることに配慮したものだと考えられる。
 一方、国税庁の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A」問2では、「電気通信利用役務の提供」に該当しないものの例として、「著作権の譲渡・貸付け」が挙げられている。「著作権の貸付け」は、消費税法基本通達5-4-2等から「著作物の利用の許諾」に近い概念だと考えられる。
したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと

該当しないものとの区分が明確でない。したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと該当しないものとの区分が明確でない。

- 平成27年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務（電子書籍・音楽・広告の配信等）の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式（国内事業者が申告納税する方式）が導入され、平成27年10月から適用されている。これにより、電気通信役務の提供に係る内外判定基準について、役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直された結果、国外事業者から日本市場向けに国境を越えて行われる電気通信役務の提供については、国内における取引となり、国内事業者に消費税の納税義務が課されることになった。

しかしながら、国内に支店等を有する外国法人も国外事業者とされ、国外事業者の日本支店から国内事業者に提供される電気通信役務もリバースチャージ方式による課税の対象となっている。日本に支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っており、消費税の捕捉は容易であることから、当該国外事業者から受ける役務提供については、リバースチャージ方式による課税対象から除外することを要望する。

なお、電気通信役務を提供する国外事業者に対しては、国内事業者において納税義務が発生する旨を表示する義務が課せられているが、十分に周知されているとはいえない状況にあることから、国外事業者へのさらなる理解促進を図ることが必要である。

また、与党の「平成31年度税制改正大綱」において、「経済の国際化・電子化への課税上の対応については、企業活動や各種取引の実態、国際的な議論、諸外国における対応等を踏まえつつ、適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う」とされている。今後、対象取引の拡大等を検討する際には、金融機関の実務負担に十分配慮しながら慎重に検討するとともに、事前に素案を公表し意見を求めるなど、納税者が十分な準備を行い、また納税者側から有用な提案を行えるような環境を整備することが必要である。

2) 収益認識基準に係る消費税

【理由】

- 収益認識基準の「契約における重要な金融要素がある場合」については、売上の一部を利息として認識するものであり、課税資産の譲渡等の対価とすべき金額は売上に計上された金額のみとすることが適切であると考えられるため、契約における重要な金融要素がある場合の消費税の取り扱いは、会計上の売上に対してのみ8%を計上することを要望する。
- 消費税と法人税・会計で処理が異なる場合が生じるため一致させることを要望する。1つの取引で2つの処理を伴うことは現実的に実務上困難であり、大幅な事務負担増が見込まれるため。

3) 消費税の端数処理

【理由】

- 消費税申告上の消費税額並びに消費税額算定における端数処理については、一般に公正妥当と認められる会計処理に基づいて計上された売上・仕入から算出される税抜価額及び消費税額の金額を適用可能とすることを要望。
- a) 現行の会計システムでは、会計上明細ごとに消費税額の端数処理が行われる設計となっているシステムが多く、結果として税抜価額から会計上を行なう場合には「会計システムで計上された税抜価額及び消費税額の合計額」 = 「課税資産の譲渡等の対価の額」として、割戻計算により消費税申告を行うケースが多い。しかし2023年10月以後、適格請求書に記載する消費税額は、「一の請求書につき税率ごとに1回の端数処理」となり、「適格請求書に記載した請求金額」 = 「課税資産の譲渡等の対価の額」として消費税申告を行う事となり、消費税額の端数調整機能を付加すべく大規模なシステム改修と膨大な事務負担を要することとなる。この状況を踏まえ、消費税申告にあたっては、端数処理については従来同様、納税者の事務処理に依拠し、売上税額及び仕入税額ともに、適切な会計処理に基づく計算方法を認める緩和措置を設け、平成28年度改正附則第171条に基づき円滑な制度導入のためにも納税者に負荷のかからぬ制度とすべく、措置を講じて頂きたい。

V その他の国税

(1) 印紙税

1) 印紙税の廃止・簡素化

【理由】

・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際印紙税を廃止されたい。

また金額が少額にも関わらず、課税文書か不課税文書の判断（委任、請負の判断等）に迷う場合も多く、その判断に手間がかかる場合も多いため廃止することを希望。

- ・ 一部の文書にのみ課税され、税の公平性が損なわれており、同じ内容の契約でも電子契約の場合には課税されない。また、諸外国に同様の課税制度はないため廃止を要望する。
 - ・ 経済実態と著しく乖離している印紙税は直ちに廃止すべき。
 - ・ 法人および課税庁双方にとって判断が難しい2号文書（請負に関する契約書）を廃止願いたい。
 - ・ 電子商取引が一般的となる中で契約文書にのみ課税することは課税の公平性に反するため、ペーパーレス化の進展に応じ、印紙税を廃止することを要望する。
 - ・ 行政手続の簡素化・IT化方針が示されているだけでなく、同一契約に関して紙の契約であれば課税、電子契約であれば不課税というような時代に馴染まない課税の不公平が発生していることから早急に廃止すべきである。
 - ・ 印紙税については、課税・非課税の判断が困難なケースがあり、実務上の負荷がかかっていること、経済取引の電子化やペーパーレス化が進む中で、文書のみを課税対象とすることに、課税上のアンバランスが拡大していること、また国際的にも印紙税制度を維持している国は減少していることから、印紙税制度は廃止頂きたい。
 - ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の廃止を要望する。
 - ・ 電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止すること。
 - ・ 流通課税として、消費税との二重課税としての側面もあり、何らかの抜本的な見直しが必要ではと思慮される。電子取引と紙とで課税の公平性が確保されていない点に鑑みて廃止を検討してほしい。
 - ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することを要望する。
- 例えば、銀行の預金通帳について、一部の預貯金通帳等と同様に、印紙税の非課税措置の対象とされるべきである。
- ・ 印紙税については廃止又は少なくとも課税金額を引下げ、課税文書や税額計算の簡素化を要望する。
- 電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。
- ・ 電子商取引の増加やペーパーレス化が進展している中で、課税対象は紙媒体の文書のみであり、合理性を失っているため、制度自体の廃止を要望する。
 - ・ 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反するため、印紙税の廃止を要望します。少なくとも1号、2号、7号、17号などは課税対象から外すよう見直しを要望します。
 - ・ 収入印紙添付要否の判定や事務手続きの煩雑さ軽減のため。また、電子媒体での契約、発注が主流になりつつあり必要性は低下していることから、廃止もしくは収入印紙添付要件の見直しを要望。

(2) 登録免許税

1) 登録免許税の軽減・簡素化

【理由】

- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る税率の特例の適用期限の延長を要望する。
土地に対する投資を促進し、都市や地域の活力を高めることに資すると考えられるため、土地の売買等に係る登録免許税の特例の延長を要望する。
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記などに係る登録免許税の税率の特例の延長
- ・ 登録免許税の廃止、困難である場合には現行軽減税率の延長を要望。一取引に課税が複数あり、課税時期も異なるため、金額、事務手続きの負担軽減を図ってもらいたい。

2) 投資法人等に措置されている登録免許税の軽減措置の期間を延長

【理由】

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。
- ・ 現在、投資法人等に対しては、不動産取得時の登録免許税及び不動産取得税の軽減措置が設けられているが、いずれも適用は平成31年3月末までとなっていることから、投資法人等に係る不動産市場における取引コストを低減し、土地の有効活用を進める観点から、期限の延長を要望する。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

【理由】

- ・ 課税標準の計算が企業の財務諸表だけでは対応できないほど複雑となっており、企業に多大な事務負担を強いているため、過大な事務負担が生じている事業税・外形標準課税（特に付加価値割）の計算方法を見直すとともに、住民税均等割、事業所税等の他の外形標準課税制度との整理・統合を図り、地方税制度の簡素化を図ることを要望する。
- ・ 多岐にわたる地方税を統合・簡素化し、納税事務負担を軽減するとともに、国際的にも稀な償却資産税等を廃止すること。
- ・ 法人の所得に対する課税を国が一元的に管理することにより、今後の国際競争力強化等の成長戦略の視点に沿った税制度の改革（法人税率の引き下げを含む）に迅速に対応することが可能となり、また国からの交付金を地方の財源とすることにより、地域間の税源偏在の是正にも寄与する。また企業にとっては連結納税制度や外国税額控除制度等、法人税とは異なる地方税特有の所得計算・申告作業について大幅な簡素化が期待できるため。
- ・ 現行の地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っている。
そこで、地方税の課税について統合を図る等の簡素化する事を要望する。
- ・ 地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小をさらに進めるべく、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合／一本化する（地方の財源は国税からの交付金にて調整）これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等に係る国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消することを要望する。
- ・ 地方税は地方行政サービスの対価として支払われるものであり、受益と負担のあり方の適正化の観点から、地方法人二税の適正な課税のあり方についても検討すべきである。
- ・ 地方税の税目（特に外形標準課税の項目）は多岐にわたっており、税額に比して算定の事務負担が膨大であるため、簡素化を要望する。特に事業所税は外形標準課税や固定資産税との二重課税にもなっていることから、廃止を要望する。
- ・ 納付と申告のタイミングは本来一致すべきであるうえ、地方自治体からの納付書の記載事項が多様であり、層別に負荷が掛かることから、利子税を廃止し、申告期間の延長後を延滞税の計算期間に変更することを要望する。
- ・ 地方法人二税については、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化の観点からも、また、制度の簡素化及び実務の効率化の観点からも、そのあり方について検討すべき。
- ・ 特別法人事業税の廃止、事業税への復元を要望。事業税（所得割）と別個に税額を計算し申告納付することへの事務負担は大きい。そもそも前身の地方法人特別税は、税制改革により地域間の税源偏在が是正されるまでの暫定措置であったはず。同税の事実上の存続を図るのではなく、本来、税制改革により目標が達成されるべきものである。
- ・ 地方法人税と地方法人特別税（2019年1月1日以降、特別法人事業税）を法人税に統合することを要望。消費税の税率アップなどにより、地方税の偏在は是正のために創設された税目であるが、消費税の税率変更の

都度、改正されるのであれば、事務の効率化に反する。調整は国と地方で行えば良い話。法人税に統合して欲しい。事業税の損金算入は、税率で調整して頂きたい。

(2) 法定外税

1) 総務大臣による不同意要件の明確化

【理 由】

- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体がその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安い法定外税の創設、見直しは問題。

法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

2) 超過課税・法定外税の廃止

【理 由】

- ・ 超過課税の廃止により、全国一律の税率とすることを要望します。
- ・ 法人への負担偏重のは正、実効税率計算簡素化のため、標準税率に統一し、法定外税をやめることを要望する。
- ・ 地方分権・自治は十二分に理解するも、事業所が全国に分布しており、税率管理の簡素化のため（国からの配分で調整する等に制度変更）超過課税の廃止により全国一律の税率としていただきたい。

(3) 連結納税制度の導入

連結納税制度の導入

【理 由】

- ・ 決算（税額計算、税効果計算）・申告実務における事務工数の削減、納税コストの削減のため、地方税への連結納税制度を導入して頂きたい。（国税と地方税の根本的な制度の差異を是正してほしい）
- ・ 現在、連結納税制度は国税に限定されており、法人住民税・法人事業税は単体申告を行う必要があるため、申告手続きが非常に複雑なものとなっている。地方税についても連結納税制度の対象とすることで、連結納税を採用する企業の事務負担を軽減し、制度全体の簡素化を図ることが望ましい。
- ・ 連結納税は、法人税についてのみ適用できる制度であり、事業税や住民税には適用がない。よって、連結納税を導入しても、事業税や住民税は従来どおり単体申告をする必要がある。このため決算・申告における税額計算が非効率となっているのに加え、税効果会計も税目ごとに計算する必要が生じ非常に煩雑である。
- ・ 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望します。
- ・ 事務手数の削減、納税コストの削減、地方偏在は正の実現、連結ベースでの数値管理のため、地方税を地方法人税に一本化し、地方税にも連結納税を導入することを要望する。
- ・ 国税と地方税で制度に差異があることにより連結納税が複雑化しており導入の阻害要因の一つになつているとおもわれるため、連結納税を地方税においても導入していただきたい。
- ・ 国際競争力維持のため、諸外国と同等水準まで持株比率を引下げ（米国80%、英国75%）、地方税についても連結納税制度を導入してほしい。
- ・ 地方法人二税の国税化が実現しない段階においては、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。一方、年を追うごとに、制度の複雑化も進み、実務負荷も看過できない水準に達していると考えられる。諸外国の制度も参考にしながら簡素化も図るべきである。

持株会社化等、わが国企業における組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に連結納税制度が導入されたものの、その適用範囲は国税である法人税に留まつており、実情にそぐわないため、要望する。

- 連結納税制度は、持株会社化等、わが国企業における経営組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に導入され、適用企業も着実に増加してきた。一方で、制度が複雑で、官民双方の実務負荷が高いことから、簡素化を含む見直しが検討されているところである。簡素化については、連結納税制度の立法趣旨を活かし、企業グループが一体経営している実態に即した取り扱いの維持を前提とする必要がある。

また、連結納税制度の適用範囲は国税である法人税に留まっているが、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。

(4) その他

1) 地方税における外国税額控除

【理由】

- 外国税額控除の控除余裕額及び控除限度超過額の繰越制度の創設を要望する。地方税から地方法人税に移行されており、一般的に納税者の税負担は変わらないと言われているものの、地方法人税法における外国税額控除の控除余裕額及び控除限度超過額の繰越制度は存在しておらず、実質的に税負担が増えている為是正すべきと考える。
- 地方法人税の控除余裕枠の繰越制度の導入を要望する。法人地方税の控除余裕枠の繰越制度が未導入である理由が不明確。地方法人税は復興特別法人税のように時限措置ではないため、控除余裕枠の繰越制度は導入されるべき。
- 法人住民税法人税割（以下「法人税割」）の課税標準を計算する場合において、法人税額の計算上適用した租税特別措置法の税額控除規定があるときは、その税額控除額を足し戻した額を法人税割の課税標準とすることとされている。（法人が中小企業者等である場合には、特例あり。）

一方で、法人税割における外国税額控除限度額は、「法人税の外国税額控除限度額×法人税割の税率」と規定されており、この計算で用いる「法人税の外国税額控除限度額」は、租税特別措置法の税額控除規定適用後の法人税額をベースに計算することとされている。

このような計算構造となっている結果、租税特別措置法の税額控除規定の適用により、法人税及び法人税割の合計納付額が、これを適用しない場合と比して増加してしまうケース（税額控除規定の適用により法人税の納付額は減少するものの、法人税割における外国税額控除限度額が租税特別措置法の税額控除額に対応する分だけ減少してしまい、法人税割の納付額が法人税の納付額の減少分以上に増加してしまうケース）が生じることがある。

各種政策等の観点から創設した租税特別措置法の適用の妨げにならぬよう、地方税法における外国税額控除限度額の計算方法の適切な見直しが必要と考える。

- 平成26年度税制改正で創設された地方法人税においては、外国税額控除制度の控除余裕額の繰越が認められていないが、地方法人税は恒久的な税制であり、同じ国税である法人税との平仄を合わせ、これを認めることを要望するもの。
- 外国税額控除の適用期間を、3年に制限することは、国際的二重課税を解消する機会を著しく制限しているものと考えられます。税法上の帳簿書類の保存期間等を考慮して、繰越期間を10年程度に延長していただきたい。
- 控除未済外国税額の繰越期限を超過したものは、二重課税が生じていることが明らかであるため、還付の措置を設けていただきたい。

2) 税額控除の順序

【理由】

- 地方法人税法において、地方法人税の課税標準は「各課税事業年度の課税標準法人税額とする」と記載されている。しかしながら、実際に申告書作成の段階では法人税額から租特法による特別控除を控除してから税率を乗じる必要があり、この点は法文からは不明確。他税目を課税標準とする税を導入する場合は、法文に税額控除の順序を詳細に記載すべき。

地方法人税の課税標準が、特別控除後の法人税額である点が法文からは不明確。このため、主に決算時の

税金計算の過誤リスクが高い。企業活動において決算は極めて重要な要素であり、納税者に決算過誤リスクを負わせかねない税制は適切ではない。

3) 利子税の廃止

【理由】

- ・ 納付と申告のタイミングのずれの解消および事務負荷軽減のため（地方自治体からの納付書の記載事項が多様）、申告期間の延長後の申告期限以降を延滞税の計算期間としていただきたい。

II 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理 由】

- ・ 事業税・住民税は事業所の所在する全都道府県・市町村との申告書類の提出・控え入手・納付還付手続きがあり、事務処理が煩雑となっているため、申告・納税事務の一元化を要望する。
- ・ 各都道府県、市町村に個別に申告することは、事務手続き上の負担となっていることから、申告納税窓口を一本化してほしい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市区町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。都道府県・市区町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。
- ・ 徴税・納税コストの削減及び課税標準の重複を排除のため、固定資産税と事業所税（資産割）を合わせて、地方税を抜本的に見直し、分割基準をやめて申告・納付を一元化することを要望する。
- ・ 法人事業税・住民税の申告納付が分割基準の対象となる場合、事務所や事業所が所在する道府県及び市町村ごとに行うのではなく、主たる事務所あるいは本店が所在する道府県及び市町村に一本化することを要望する。

複数の道府県や市町村に事務所や事業所を有する法人が、分割基準により算定した法人事業税・住民税の申告納付を道府県及び市町村ごとに行うための事務負荷がきわめて高いことに加えて、申告納税漏れリスクもあるため。

- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望する。
- ・ 各都道府県及び市町村への申告が必要であり、事務負担が大きいため、分割基準の廃止を要望。
- ・ 地方分権・自治は十二分に理解するも、自治体ごとに発生する申告・納付、延滞税の納付・還付手続は非常に煩雑なため、国税・地方税の申告・納付、延滞税や還付手続等について、国へ一元化を要望。

(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

【理 由】

- ・ 申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化をしていただきたい。
- ・ 企業の事務負担軽減のため。以下の記載事項の削除を要望。
 - ① 別表5の3の2（労働者派遣に関する明細書）における「派遣先・先会社の住所」、「派遣労働者数」、「労働時間数」
 - ② 別表5の4（純支払利子に関する明細書）における「借入先・貸付先の住所」
 - ③ 別表5の5（純支払賃借料に関する明細書）における「貸主・借主の氏名」、「貸主・借主の住所」、「法人の事務所等設置報告書」について、各自治体でのフォーマットの統一
- ・ 全国に事務所を有する法人において、各自治体に向けた申告納税に、多大なる工数がかかっている現状があるため、企業は本社所在地の地方自治体に一括納税し、行政側で地方按分するなどの、簡素化を図っていただきたい。

(3) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理 由】

- 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、与党の平成29年度税制改正大綱の検討事項において、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。」とされています。一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理 由】

- 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の課税方式について、収入金額を課税標準とする取扱いから「その他の事業」と同一の取扱いに改めることを要望する。
電気供給業については平成28年4月から、ガス供給業については平成29年4月から、小売全面自由化が実施され、規制料金や総括原価方式などの事業税制度創設時に前提としていた課税環境が大きく変化している。
その他の事業と同様の経営環境となっていく中、特定事業のみに異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同一の取扱いに改めることを要望する。
- 電力自由化の進展に伴い他の事業と同様の経営環境となる中、電気事業など特定の事業のみが他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして不整合であり、他の事業と同様の扱いに改められるべきである。
- 法人事業税については、資本金1億円超の大企業においては所得（利益）や付加価値額、資本金等に対して課税されているが、電気事業を始めとする3業種では収入金額（売上）のみに対して課税されており、税制における公平性が保たれていない状況。

電気事業など特定の事業のみが他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の使用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いは解消すべき。

H30年度与党税制改正大綱においても検討課題とされており、H28年4月から小売の全面自由化が実施され、規制料金によるお客様からの税コスト回収が担保されなくなるなど、電気事業を巡る環境は事業税制度創設時とは大きく変化していることから、早急に課税標準の見直しが必要。

- 非化石電源由来の電気が保有する非化石価値を証書として顕在化させ、小売電気事業者が取引できるようにする非化石価値取引市場を平成30年5月に創設。現在、当該市場において、固定価格買取制度による電源に係る非化石証書について取引されているところ。

非FIT非化石価値証書については、令和2年4月より市場取引が開始されるため、非FIT非化石証書の取引の普及を阻害しないよう、当該証書の取引にかかる税制上の所要の整備を行うことが必要。

- 電気事業者が、電気の供給を行うにあたり、収入金額に対する法人事業税を課される他の電気事業者に送電、変電または配電を行うことを委託して電気の供給を行った場合に、それぞれの電気事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一の電気について、重複して法人事業税を課税することとなる。このため、重複した課税を回避する観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金

額から控除することが必要であるため、現行制度の恒久化を要望する。

- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式とするよう要望したい。
- ・ 電気事業者が、電気の供給を行うにあたり、収入金額に対する法人事業税を課される他の電気事業者に送電、変電または配電を行うことを委託して電気の供給を行った場合に、それぞれの電気事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一の電気について、重複して法人事業税を課税することとなる。このため、重複した課税を回避する観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除することが必要であるため、現行制度の恒久化を要望する。
- ・ 収入金課税について所得課税に一本化してほしい。

所得課税事業と収入金課税事業を併営する場合に、区分計算を実施する事務作業量が負担となっているため。また固定買取制度の導入により電気供給への新規参入する者との課税の公平性を確保するため。

- ・ ガス事業で採用されている収入金課税方式は、所得課税方式に比べ税額が大きくなる傾向があり、その他事業と比べ著しく不公平である。

平成30年度税制改正大綱では、旧一般みなぎガス小売事業者（経過措置料金対象事業者）及びガス製造事業者は、非託送事業においても収入金課税方式が継続されることとなっており、他事業との比較だけではなく、ガス事業内でも不公平な税制となる。自由競争環境下におけるイコールフッティングを確保するため、ガス事業に課される事業税を、その他事業と同様の所得課税方式に統一することを要望する。

3) 分社化に伴うグループ会社間取引に係る事業税（収入金課税）上の取扱いの見直し

【理由】

- ・ 電力システム改革に伴う法的分離（分社化）により、従前は内部取引であった取引が外部取引化することとなる。この結果、分社化後に外部取引として扱われることとなる受委託契約等について、それぞれの事業会社が収入金に対して課税されることにより、従来発生しなかった課税取引が生ずることから、当該取引について課税標準からの控除など軽減措置を要望。

4) 外形標準課税制度の更なる課税強化の抑制

【理由】

- ・ 法人税実効税率の引き下げが行われたものの、外形標準課税の拡大により税負担軽減の効果を企業は享受できていない。特に、従業員を多く抱えている法人においては、賃金上昇に伴い付加価値割の負担が増える傾向にある。この為、更なる外形標準課税の拡大がなされないようにしてもらいたい。

5) その他・課税標準の見直し

【理由】

- ・ 資本金の額を好きなように決められるため、資本金の額と会社規模が比例してない場合がある中で、資本金に対して税金をかけるというのは、資本割の趣旨から考えてもあまり意味がないように思う。そのため、資本割の撤廃を要望する。
- ・ 外形標準課税の資本割の課税標準を会計上の「資本金+資本準備金」を上限とすること。グループ内の適格組織再編の結果、法人税上の資本金等の額が増えてしまい、税制適格を選択したにも関わらず非適格再編をした場合と比べ、資本割の負担が大幅に増えるケースがみられ、著しく不公平な税負担となっている。
- ・ 外形標準課税のうち、資本割の課税標準が「資本金等の額、資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい金額」に見直されたことにより、自己株式を取得した法人は、自己株式の消却有無を問わず、課税標準が増加するが、自己株式を消却した法人に関しては、課税標準を従前の「資本金等の額」とするよう、追加の見直しを行うことを要望する。
- ・ 資本割の課税標準について、「資本金+資本準備金」となっているところ、自己株式の控除を認めて「資本金+資本準備金-自己株式」への変更を要望する。
- ・ 資本金又は資本準備金を減少し、その他資本剰余金を欠損填补に充てた部分の金額については、資本割の課税標準である資本金等の額から控除することとされている（地法72の21①三）。

しかし、合併前に被合併法人がこの規定の適用を受けていたとしても、合併後の合併法人が同様の調整を行うこととする規定がなく、不合理であると考える。

- ・ 法人税法上、連結子会社清算時には、清算会社からの「残余財産分配額」と親会社が保有する「清算会社株式の税務上簿価」の差額（譲渡損益相当）を、親会社の「資本金等の額」に繰り入れることになっている。一方、地方税法上、事業税の資本割、及び、住民税の均等割は、「資本金等の額」を課税標準としている。その為、当該譲渡損益相当の額に応じて、資本割及び均等割が増減することになる。資本割、及び、均等割の課税趣旨は、各会社の事業活動の規模に応じた税負担を求めるものと考えられる。しかしながら、連結子会社清算は親会社の事業活動規模に影響しないものと考えられるが、連結子会社清算時の譲渡損益相当の額が、結果的に親会社の資本割・均等割の課税標準へ影響することは、資本割、及び均等割の課税趣旨にそぐわないと考える。
- ・ 地方税法上の資本金等の額の計算では、自社が欠損填補をした場合にのみ、資本金等の額を減額することが認められています。

しかし、過去に欠損填補を行った法人を吸収合併する場合に、被合併法人が行った「欠損填補」を、合併法人の資本金等の額から減額することが認められていません。

合併によって、被合併法人の事業規模が縮小している事実が解消されるわけではないため、被合併法人の「欠損填補」も、合併法人の資本金等の額がら減額することを認めていただきたい。

- ・ 地方税法上、資本割の課税標準は、各事業年度終了の日における資本金等の額とされていることから、たとえば期中に合併が行われた場合には、以下のそれぞれの期間について資本割が課税されることになる。
(A) 被合併法人の期首から適格合併の日の前日までの期間
(B) 合併法人の期首から期末までの期間

しかし、(A) の期間については資本割の課税が重複することとなることから、(B) における同期間について、資本割の課税を免除していただきたい。

- ・ 平成16年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金ならびに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。特に、資本の大半を海外資源開発事業等に投資している場合において、海外に事業所がない場合や投資先が子会社ではない場合は、資本割の負担が著しく重くなる。

従って、外形標準課税について、資本割の軽減措置の拡充（※）を図るとともに、計算方法の簡素化及び住民税均等割、事業所税等、他の外形標準課税制度との整理・統合による地方税制度の簡素化を検討していただきたい。

- ・ (※) 特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいため、基準の引き下げ等をお願いしたい。
- ・ 外形標準の付加価値割の構成要素から役員関連を除く報酬給与を除外していただきたい。報酬給与の収益や利益に対する割合は業種によって大きく異なっており、業種間における課税の公正性を欠くことになっていると考える。
- ・ 事業年度又は計算期間の中途で新設又は廃止及び従業者の数に著しい変動がある場合の取り扱いの廃止を要望。流動的な仮設事務所を有する場合において、月々の事務所ごとの従業者数を確認していく事務負担は非常に大きい。

(4) 法人住民税額の計算

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。

(5) 上場株式等の配当等に係る住民税の課税方式

- 平成29年度税制改正により、上場株式等の配当所得及び源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得について、国税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されている。しかし、そのためには国税に係る確定申告書と地方税に係る申告書の両方を提出する必要があり、納税者における作業負担を増やしている。納税者の利便性向上のため、国税の確定申告書の提出のみで住民税の異なる課税方式の選択を可能とすることを要望する。

III 事業所税

(1) 事業所税の廃止等

【理 由】

- ・ 事業所税を廃止し、他の地方税との統合を要望する。事業所税の申告をするにあたり、他の税目には使用しない各ビルの面積や人員等の情報を把握する必要があり、事務所が多い会社は申告作業に多大な工数がかかっている。事業所税を廃止し、他の地方税と統合することで、事務効率化が図れる。
- ・ 事業所税は、固定資産税及び事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため、廃止されたい。
- ・ 事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合の中で廃止することを要望します。
- ・ 事業所税（資産割）は固定資産税と重複、事業所税（従業者割）は外形標準課税の報酬給与額と重複し、二重課税となっているため、廃止を要望する。
廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同時事業」要件基準を早急に見直すべきである。
納税側での実務負担（捕捉が困難）から鑑みると、ここだけ連結の考え方を持ち込むのはおかしい。
- ・ 特定自治体に限定された偏った課税であるため極めて事務負荷が高いため廃止を要望する。
- ・ 固定資産税及び都市計画税との多重課税解消のため、および課税団体により申告様式、提出書類が異なることから、事務手続きが煩雑であるため、事業所税の廃止を要望。

(2) 課税標準の見直し

【理 由】

- ・ また、事業所税については申告を要しますが、共有部分を専用部分の面積に応じて按分する必要があることや、自治体により課税判断が異なる等により、大きな事務負荷となっているため、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等、事業所税の課税事務簡素化を要望します。

IV 固定資産税

(1) 債却資産に対する固定資産税の廃止

【理由】

- ・国際的イコールフッティングを確保することで、企業の国際競争力向上、国内への投資促進を図るため、また、諸外国には無い稀な課税制度であり、他の投資優遇税制等の効果を減殺してしまうことから廃止を要望する。
- ・国際的に稀な債却資産税を廃止、もしくは大幅に縮小し、国際競争力強化のためイコールフィッティングの実現をすべき。
- ・本制度は国際的に例外的な制度であると共に、投資に対する負担も大きい事から本制度を廃止してもらいたい。
- ・行政サービスとの直接的な受益関係が見出しそくいため債却資産税の廃止を要望する。あるいは、法人税の考え方と乖離しており、各企業において複数帳簿対応を強いており、事務負荷が高いため課税標準最低額5%の廃止をすべきであると要望する。
- ・国際的にみても債却資産に対する課税は特異であり、国際競争力の観点、また設備投資促進の観点より債却資産税の廃止を要望します。平成19年度に導入された新減価償却制度と債却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっており、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の債却計算方法の統一を図ること及び残存価格5%を廃止することを要望します。
- ・債却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・債却資産を課税客体とする税制は国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。中小企業を対象に、期間限定で、一部資産を対象とした軽減措置が導入されたが、不十分と言わざるを得ない。

設備課税と所得課税との二重課税、設備型産業への税負担の偏重、地方の行政サービス等の受益と負担のバランス等、多くの課題を内包していることから、債却資産に対する固定資産税は廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

少なくとも、新規取得した債却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきであると考えるが、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

- ・企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇用の増加を阻害する要因ともなり得るため、債却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であり廃止もしくは簡素化することを要望する。

廃止されない場合、圧縮記帳の取扱い、残存価額、債却方法など法人税と相違する部分を統一することにより事務負担の簡素化を進めて欲しい。

- ・債却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有しているが、本制度による税負担は設備型産業に偏重するという性質を持ち、大型設備を保有する非鉄金属業界においても相応の負担をしているところである。

また、債却資産への課税は国際的に見ても極めて異例である。特に昨今我が国企業の置かれる事業環境は以前に増してかなり厳しい状況にあり、国内産業の空洞化が懸念される状況にある。国内産業の空洞化は企業の利益の問題だけでなく、雇用の問題や税収の問題にも波及する。

国内産業の保護・活性化、国際競争力確保の観点からも、債却資産に対する固定資産税については段階的な縮小・廃止をお願いしたい。その中で、債却資産の課税標準については法人税法に合わせて、以下の2点を認めていただきたい。

1. 5%残存価格の撤廃

2. 中小企業に対する少額減価償却資産の特例（30万円未満は損金算入）

その際、地方財政の健全化を損なわないように代替財源の手当ても必要である。

- ・5%の根拠（法人税法）が廃止されてかなりの時間が経過しているにもかかわらず、市町村の税収確保の

ためだけに、維持しているのは、公平ではない。廃止して欲しい。継続する場合は、理論的根拠を示して欲しい。

- ・ 債却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。近年の税制改正において、中小企業の一定の要件を満たす設備について固定資産税をゼロとする措置が導入される等、中小企業に限定した軽減措置が実施されているものの、わが国におけるサプライ・チェーン全体の国際的コスト競争力の観点からは、不十分と言わざるを得ない。

また、ビッグデータ、IoT、AIといった世界的なデジタル化の流れに対応する企業の動きを後押しするためには、少なくとも、新規取得した債却資産から、それに係る固定資産税を廃止するのは当然と考えるが、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

- ・ 機械装置、工具、器具備品等の債却資産に係る固定資産税を廃止することを要望する。

耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはならないことから、課税対象から除外すべきである。

- ・ 「生産性革命」や地域経済の活性化に向けた設備投資促進の流れ逆行する制度であり、国際的にもアメリカ・カナダの一部の州にしか存在しない稀な税制であることから、制度の廃止（最低限、新規取得の機械・装置について廃止）、特に無電柱化関連設備については早急な減免措置を要望する。

(2) 債却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と債却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や債却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負荷が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・債却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務簡素化を要望します。
- ・ 固定資産に対する債却費の計算方法が会計、法人税、債却資産税で異なる。業務負荷を考慮して少なくとも法人税と債却資産税の計算方法を統一してもらいたい。
- ・ 新定率法および旧定率法等、複数の計算方法を採用している企業の現状は効率的であるとは言えないと考える。また、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となる制度の廃止も含めて検討することで、企業の投資活動活性化にもつながる。

債却資産にかかる固定資産税における債却計算を法人税と同一にすることで、企業の申告作業の効率化に繋げていただきたい。

- ・ 固定資産税の課税対象につき、家屋・債却資産の区分、債却方法等を法人税法上の区分と同一にして、固定資産税の課税方法を簡素化することを要望する。

固定資産税の課税実務においては、家屋と債却資産の区分が不明確であり、法人税法上の取扱いと相違しているため、課税標準の計算等における事務負荷が大きいため。

- ・ 法人所有の債却資産税の課税標準を法人税法上の帳簿価額に統一することを求める。上記同様、現状同一の資産に対し、複数の課税標準が存在しているため事務的煩雑を軽減させる。また、自治体による調査も、法人の固定資産台帳をベースに行うことができ、調査事務負担の軽減にもつながるものと考えるため。

(3) 固定資産税の負担の軽減

1) 固定資産税の引下げ等

【理由】

- ・ 固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望します。

また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、

交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。

- ・ 土地保有に係る税負担は過重であり、企業の国際競争力を阻害し、我が国の立地競争力低下をも招いています。一方、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。

土地評価替えの平成30年度改正において、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するため、税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

- ・ わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。また、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。一方、足下でも、都内路線価が6年連続で上昇するなど、地価上昇が三大都市圏から地方に徐々に拡大しているものの、その動向は地域等により一様ではなく、負担水準の変動が見込まれるため、平成30年度税制改正において、据置措置を含む負担調整措置は、そのまま3年間延長された。企業の競争力を確保し、国内立地を促進するためには、負担水準の均衡化に留まらず、税負担の軽減や適正化を図るべきである。

2) 固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理 由】

- ・ 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。
- ・ 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落したなかで過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。

3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例制度の適用期限の延長

- ・ 公害防止に対する社会的要請は、地球環境問題への関心の高まりもあって、ますます厳しくなってきており、電気事業においても、公害防止のための投資を継続的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るために徹底した公害防止策を推進している。しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長が必要。
- ・ 公害防止のために設置される施設又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置は公害防止対策上大きな役割を果たしており、延長いただきたい。
- ・ 公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望する。

4) その他特例の延長

【理 由】

- ・ 低公害車の燃料供給設備（天然ガス自動車用充填設備等）の課税標準の特例の適用期限延長を要望する。天然ガス自動車や燃料電池自動車の普及台数が少なく、採算性等の問題から設置が進んでいない本設備の普及を支援するため。
- ・ コージェネレーションの課税標準の特例の適用期限の延長を要望する。コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完することによって電源セキュリティの向上を図るため。また 天然ガスをはじめとした化石燃料のクリーン利用（省CO₂）および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応するため。

(4) 納税手続・事務処理関係

1) 債却資産税の課税時期

【理由】

- ・ 法人所有の債却資産税の課税時期を決算月に変更することを求める。現状、1月1日を課税時期としているが、12月決算ではない法人も多く、同一の債却資産に対し、複数回の申告事務負担を要しているが、課税時期を決算月に統一することで事務負担を軽減させるため。

2) 地方税共通納税システムの対象税目への早期追加

【理由】

- ・「地方税共通納税システム」が本年10月から開始され、複数の自治体への納税手続きが効率化されるが、当初の対象税目は、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税等となっており、事務処理に多大な稼働を要している固定資産税の納税手続き等は将来的な追加検討事項となっている。

V 不動産取得税

(1) 不動産取得税

1) 不動産取得税の廃止等

【理由】

- ・ 消費税との二重課税排除の為、廃止を要望する。
- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。
- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。
- ・ 不動産取得税の廃止、困難である場合には現行軽減税率の延長を要望。一取引に課税が複数あり、課税時期も異なるため、金額、事務手続きの負担軽減を図ってもらいたい。

2) 破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税

【理由】

- ・ ○ 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るために、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。
○ 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成30年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。
- ・ 保険会社の経営が破綻した場合のセーフティーネットとして、平成10年12月に保険業法に基づき保険契約者保護機構（以下、保護機構）が創設されました。その後、平成12年6月には破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済会社が現れない場合の対応として、保護機構の出資により設立された子会社（以下、承継保険会社）による保険契約の承継を可能とする措置や協定銀行との間で資産買取りの委託契約に関する協定を締結する措置が設けられました。

また、破綻保険会社および承継保険会社、清算保険会社からの保険契約の移転に伴い土地等を取得した承継保険会社・協定銀行に対しては、不動産取得税が課税されない措置が設けられていますが、協定銀行に対する非課税措置の適用期限は平成31年3月末までとなっています。しかしながら、破綻保険会社等からの協定銀行の土地等の取得は、形式的な所有権の移転であること、本非課税措置は、破綻保険会社等の保険契約の移転等を円滑に進め、保険契約者保護を図るための制度であることから、恒久的措置とすること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理由】

- ・ 地球温暖化対策のための税については、当該税制の必要性、妥当性等を再度検証するとともに、その導入による経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。

現在、ほとんどの原子力発電が停止状態にある中、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、政府が閣議決定した日本再興戦略においても電力・エネルギー政策の克服とコスト低減を指向し、高効率火力（石炭・LNG）の導入等の施策を掲げており、エネルギー政策として石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況下での、化石燃料への課税強化は政策としての統一性を欠いている。現に火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買い取り制度等による電気料金の上昇が全国的な問題となっており、震災復興、経済回復の足かせとなることから、地球温暖化対策のための税は廃止すべきである。

また、本税制の使途拡大や新税の創設には断固として反対する。

- ・ 「地球温暖化対策のための税」は経済政策の観点からも、地球温暖化対策の観点からも、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。資源小国であるわが国において、エネルギー政策は、いわゆるS+3E（安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）の下、エネルギーの安定供給を前提に、経済合理性の確保と地球温暖化対策を同時に進めることが必要であり、こうした考えの下、2030年のエネルギー・ミックスにおいても、石炭をはじめとする化石燃料を一定程度使用することが織り込まれている。この方針は平成30年7月3日に閣議決定された第5次エネルギー基本計画でも維持されている。

こうした中、「地球温暖化対策のための税」は、東日本大震災以前に決定された導入方針のまま、平成24年10月1日より施行され、平成26年4月1日、平成28年4月1日に税率が上昇、従来の石油石炭税に上乗せする形で化石燃料への課税が強化されている。現状において、化石燃料に代替するエネルギー調達が不可能な中、この課税強化はわが国のエネルギー・コスト増に拍車をかけ、経済活動の維持、拡大に逆行する政策となっている。

更に環境省は、「地球温暖化対策のための税」の税収規模について、初年度（平成24年度）391億円、平成28年度以降2,623億円と想定していた。実際には、化石燃料への依存度上昇のため、仮に同税が無かつたとしても、石油石炭税本体で増収があったと見込まれるが、増収分も含め、本来行われるべき地球温暖化対策上の効果について、政府の統一見解に基づく検証、説明は全く行われていない。

- ・ 2030年度のエネルギー・ミックス実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要である。省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組みや、再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を促進するため、延長を望む。

(2) 軽油引取税の減免

【理由】

- ・ 本税は地方税の目的税（道路特定財源）として新設され、その後、平成21年度税制改正において一般税に変更された経緯があるが、公道走行を伴わない鉱山坑内での使用等、政策的配慮から特定の用途について

は課税を免除されて來た。本特例措置が廃止された場合、事業者による価格転嫁は難しく、鉱山経営の悪化から安定供給が損なわれる懸念もあり、維持・存続をお願いしたい。

(3) 石油石炭税の本則非課税化

【理 由】

- ・ 鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に実質的に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限に関し、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えない。

(4) 自動車関連税

【理 由】

- ・ 天然ガス自動車に対する自動車重量税の免除措置の適用期限の延長を要望する。
排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車の普及を促すことにより、大気汚染問題や地球温暖化問題に対応する。
また、天然ガス自動車の普及により運輸部門におけるエネルギーの多様化を図り、エネルギーセキュリティー向上に資することができる。

II　納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化等

【理 由】

- ・ 平成23年税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
 - 1 紳税者の権利利益の明確化及び法制化
 - 2 国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化国税通則法を改正し、納税者の権利利益や国税庁に求められる役割・行動、及び国税庁の使命と税務職員の行動規範について法制化することにより税務執行の透明化を促進していただきたい。

(2) 租税教育

- ・ 源泉徴収の必要性の理解を深めるため、副業解禁に伴い、源泉徴収をする取引が増加しているため、個人に対する報酬支払について源泉徴収が発生することの周知 及び 個人事業者としての税務手続（請求書に源泉税を記載する、支払調書の取扱い、確定申告の実施等）を周知、教育していただきたい。

(3) 法人税の納付

【理 由】

- ・ 法人税の積立納付制度（海外の予定納付に近い）の導入を要望する。内容は下記の通り。
 - ① 法人税を余分に納めることができる制度
 - ② 確定申告後に、調査等で過小納付が発覚した場合、追加税額を積立金額から充当し、積立金額の範囲内であれば付帯税を賦課しない
 - ③ 逆に、過大納付となった場合は、過大納付額を積立額に加算できる
 - ④ 但し、積立額には利息等は発生しない。（利率ゼロ）
 - ⑤ 積立の払戻請求が出来るのは会社清算／倒産時等に限定（滞納税金等の精算後）

調査更正が発生した場合の付帯税発生リスクを排除できる。マイナス金利で、銀行では手元の余分な現金が不要な状況。

また、国債購入でマイナス利回りとなるよりもデメリット小さい。法人番号制度が導入され、当局側で納税者の納税状況が把握しやすくなった。国庫にとっては、税収の先取りが可能となる。税務当局にとって延滞税計算や還付事務・滞納徴収事務等の関連事務が軽減される。
等の理由から要望を行うものである。

(4) 更正の請求期間の延長

【理 由】

- ・ 更正の請求をすることができる期間を9年以内（現行5年以内）とすること。また、後発的理による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすることを要望する。
納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。

(5) 申告期限の延長

【理 由】

- ・ 我が国の法人税及び消費税の納付期限は事業年度終了後2ヶ月以内となっており、ドイツ、英国、米国等の外国に比べて短いため、1ヶ月間延長して頂きたい。なお、仮りに延長が難しい場合にあっても、消費税の申告期限について、法人税と同様、1ヶ月間延長特例を法制化して頂きたい。

また、我が国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、現行の支払翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、納付期限を支払翌月末日として頂きたい。

(6) 充當・還付加算金の順序の明確化

【理 由】

- 複数要因による還付が発生した場合、還付加算金額の検証が困難であり、還付加算金の起算日を明確にするため、充當の順序を明確化願いたい。

(7) 納税証明書（未納の税額がないこと）

【理 由】

- 官公庁件名の入札時の必要書類として「納税証明書（未納の税額がないこと）」が必要であるが、更正通知日から納付日までの間は「未納あり」としてその証明書が入手できず、件名受注推進に大きな障害となっている。

更正通知日から納期限までは「未納なし」として取り扱い、その証明書の入手が行えるよう改正をいただきたい。

(8) 税理士法の緩和

【理 由】

- 連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第52条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第52条の要件を緩和すること。
- 国税庁において、大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの向上を推進されているが、税理士法の制限により、グループ内企業間での税務指導等に限界があるため。大企業グループにおいて、グループ内企業間での税理士業務を行えるようにしていただきたい。
- 連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第52条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第52条の要件を緩和して頂きたい。
- グループ全体の税務コンプライアンス向上の推進にあたり、税理士法による制限が足枷になっている。少なくとも、連結納税を採用しているグループには、税理士業務を行えるようにしていただきたい。

(9) 各種税制における申告関係の簡素化及び手続きの合理化

【理 由】

- 日本企業にとって、ホワイトカラーの生産性向上は政府もご認識されている重要課題である一方、BEPS行動計画による移転価格文書化を始めとして企業にとっては税務申告等に関する事務負担が増え、今後BEPSに関連した新たな規制（過大支払利子税制、無形資産取引に係る所得相応性基準、タックスプランニングの義務的開示制度）による負担増も予想される。企業の事務負担軽減の為に、地方税、CFC税制、受取配当金益金不算入に係る区分計算等の複雑なルール及び手続きの簡素化・合理化を望む。
- 企業の事務負担軽減となるため、地方税については、地方税共通納税システムの対象税目、納税手段の拡大、一括還付への対応及び、地方消費税については、暫定措置（平成6年改正税法）である、国への申告・納付・還付制度の恒久化を要望。
- 税法・会計とともにルールが高度化し、毎年アップデートされており、かつ、税務と会計の処理の不一致の

範囲が広がっていく傾向にあります。そのような制度環境において、法人税申告書を完璧に作成するのは困難であり、期ズレの修正申告を行うことは当然に生じうる状況にあるといえます。そのため、単なる期ズレの修正申告については、過少申告加算税等の附帯税を課さないようにしていただきたい。

- ・ 申告実務簡素化のため、過年度の修正申告・更正の請求について、進行年度での一括修正を認めていただきたい（各別表上に過年度修正欄を設け、その分について延滞税や加算税を課す等の運用に変更）。

(10) 電子申告・納税システム

1) e-Taxの更なる推進・イメージデータ等での申告書の提出

【理由】

- ・ 電子申告義務化の方針が示される中、e-Tax、eLTAXの機能改善。自治体ごとに異なる届出書の様式統一、重複して提出される届出書（例：連結納税適用の場合の個別帰属額の届出書）の電子申告データ共有による重複提出排除、特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出書と申告書のシステムの同一化、国税庁HPに掲示されている申告書等のword、excel版掲示等を実施することにより、行政の効率化のみでなく、企業の事務効率向上及び工数削減により働き方改革に寄与する制度とするよう要望します。
- ・ e-Taxでの申告書添付書類のPDF提出範囲をより拡大してほしい。eLTaxでは申告書添付書類のPDF提出が可能である一方、e-Taxでは一部のPDF提出しか認められていない。国税と地方税で対応を分ける必要があり事務工数・負担が大きい。
- ・ 平成30年度税制改正大綱では貸倒引当金や固定資産明細等、別システムで管理している情報を光ディスク等で提出することが想定されるが、社内管理しているファイルをそのままe-Taxにて提出できることで効率的な申告作業に繋がる。
- ・ eLTAX（地方税ポータルシステム）においては、ファイル添付機能がすでに備わっているため、eTAXの完全な電子化を要望する。国税庁の仕様に準じて作成されていないもの（例えば、WordやExcelなどで作成している明細書、PDF形式以外のイメージデータ）等の添付書類についても電子データで送信可能にしていただきたい。

数日にまたがるメンテ等によりインストーラーがダウンロードできないうえ復旧の予定も記載がない場合があるため、e-Taxのシステムメンテナンスの頻度減少を要望する。

- ・ 提出できるデータ形式が限定されているため、義務化に伴い財務諸表等の書式変更など多大な事務負担増が想定される。
- ・ 提出できるデータ形式等が決まっているため、義務化に伴い勘定科目内訳書等の書式変更・集計作業など多大な事務負担増が想定される。電子申告の義務化により、勘定科目内訳書も電子化が必要となる。連結納税各社がそれぞれ従来から提出している様式、基準で作成している。電子化により業務が大幅に増える可能性があり、PDFやエクセルなど提出形式を柔軟にしてほしい。
- ・ 平成30年度改定において電子申告の進展に資する手続きの簡素化が図られたが、全ての添付書類のPDF提出を認める、地方税ポータルシステム（eLTax）におけるPDF書類を一括アップロードする仕組みの構築（例えば県に一括送信し、市町村はそこにアクセスする仕組み）など、更なる改善をお願いしたい。
- ・ 1社に対して利用者識別番号を複数発行することを認めてもらいたい。e-Taxシステムを使用する部署が社内に複数あるが、情報管理の観点から提出するデータを共有することは適切ではない。業務毎に情報を分離して管理するために、利用者識別番号を複数使用したいと考えている。
- ・ 事務手続の負荷軽減のため、揮発油関係諸税について、電子申告を可能としていただきたい。
- ・ e-Taxや地方税共通納税システム（eLTAX）において、一部の申告書類の提出方法の見直しや免除等、納税者の利便性向上に資する見直しを行なるべきである。そのほか、地方税や預金利子税の申告納付方法については、現行、事務所・支店が所在する地方公共団体にそれぞれ納付を行わなければならないが、納税実務の効率化の観点から、主たる事務所や本店の所在地における一括納付の許容等、所要の見直しを行うことを要望する。

2) ICTを活用した年末調整手続きの簡素化・合理化

【理 由】

- ・ 行政手続コスト削減の観点から、平成30年度税制改正において、2020年度以降、大法人の法人税・地方法人税・消費税の申告に関し、添付書類も含めた申告書等の電子的提出が義務付けられることとなった。その具体的な制度設計については、前広な情報公開と共に、「ワンス・オンリー原則」も踏まえ、企業および政府・自治体の双方の負担軽減や申告・納税コスト削減に真につながるものとするための配慮が必要である。
また、地方税の納税については、平成30年度与党税制改正大綱において、全地方自治体が共同で収納を行う仕組みを整備することとされたが、連結納税を採用している企業にとって、連結納税が適用されない地方税については、自治体毎の対応を余儀なくされ、申告・納税に係る事務負担が極めて大きい。地方税に連結納税制度が適用されない場合であっても、連結納税ベースでの本店所在地自治体における一括納付制度の導入など、納税事務の軽減を推進すべきである。
- ・ 電子申告の義務化の対象となる法人について、税務署は設立の届出書・異動届出書・申告書等に記載された情報で把握できるため、適用開始届出の提出はワンスオンリー原則に逆行するため撤廃して頂きたい。加えて、既に電子申告を実施している法人の届出提出要否についても再度検討し、提出を不要とする措置を講じて頂きたい。
- ・ 税務手続きのICT化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ることを要望。情報通信技術の高度化およびインターネットの普及を踏まえて、手続きを簡便化することにより、顧客の手続きに係る時間の短縮化を図るため。

3) 電子申告普及に向けた取組み

【理 由】

- ・ 電子申告普及に向け、必要な申告書類の精査（内容が重複する帳票の削減等）、電子署名手続き簡素化（会社単位の電子署名を可とする等）を要望する。
- ・ 行政コスト削減の観点から、平成30年度税制改正において、大法人の法人税・地方法人税・消費税の申告に関し、添付書類も含めた申告書等の2020年度以降の電子的提出が義務付けられることとなった。その具体的な制度設計については、前広な情報公開と共に、企業および政府・自治体の双方の負担軽減・利便性向上に真につながるものとするための配慮が必要である。

また、地方税についても、大法人の地方法人二税の電子申告が義務化されるのに合わせ、2019年10月より地方税共同機構による「地方税共通納税システム」が稼働し、地方法人二税等の一括納付が可能となる。しかしながら、まだ、対象税目が限定されるなど、改善の余地があり、さらなる効率化の促進が必要である。

- ・ 平成30年度税制改正により「電子情報処理組織による申告の特例」が新設され、令和2年4月1日以後に開始する最初の事業年度から、大法人が行う法人税等の申告は、電子情報処理組織（e-Tax）により提出することが義務付けられた。しかしながら、電子申告への急速な移行は、納税者に過度な負担や実務上の混乱をきたす懸念がある。したがって、電子申告の義務化に当たっては、何らかの理由で電子申告できない場合等に備えた措置等を講じることを要望する。

4) 電子帳簿保存法（スキャナ保存制度）

【理 由】

- ・ 電子帳簿保存法につき、改正が行われ要件が緩和された。企業にとって利便性向上のため、更なる要件緩和を要望する。
- ・ ● 銀行は自社の取引データ以外に膨大な顧客の資金移動データ等を保管しており、紙保存の義務は現実的ではない。
 - 紙の保存量は膨大であり、保管コストも膨大、地球環境にも影響大。
 - 銀行は監査法人以外にも、金融庁、日銀等の監査・考査を受けており、一般法人と比べて帳簿書類のデータ保存による改竄リスクはきわめて低い。
 - 生産性向上にはデータ保存が必要。
- ・ スキャナ保存を行う場合の要件について、「解像度」・「譜調」の要件緩和、「解像度及び譜調情報の保存」・

「大きさ情報の保存」の廃止を要望。これらの要件を緩和・廃止したとしても、真実性や可視性の確保の妨げにはならず、業務効率向上に好影響を大いに与える。

定期監査対応工数確保が必要であり、また定期監査までの証憑保管場所の確保が必要であるため、適正事務所利用権の相互牽制／再発防止の要件を満たせば、証憑は破棄可能とし、定期監査要件を撤廃していただきたい。

- 申告における添付要件と保存要件の区分見直しを要望する。

令和2年度からの大法人の電子申告が義務化されることを見据え、申告に係る煩雑な事務負担の軽減に向けた添付要件と保存要件の区分見直しを要望する。特に、勘定科目内訳明細書と外国子会社合算税制における特定外国関係会社・対象外国関係会社の財務諸表の添付を保存に改めて頂きたい。又、電子申告時に提出する添付資料のデータファイルについて、電子データでの提出が困難なファイルはイメージデータでの添付を可する、又は提出フォーマットの柔軟化を実現を要望する。

- 見積書等、直接、帳簿と紐づかない書類については、相互関連性要件を不要としてほしい。
- 現状のシステムでは一取引毎に消費税を端数処理しており、一請求書毎の端数処理を行うためのシステム計算ロジック変更に多大な労力とコストを要するため、消費税端数処理の変更を要望。すなわち、2023年10月より施行される適格請求書等保存方式のうち、消費税額の端数処理を一請求書の税率毎に行うという規定を撤廃いただきたい（一取引ごとの端数調整としていただきたい）。もしくは一取引ごとの端数調整との選択式としていただきたい。
- 国税関係書類および国税関係帳簿に関して、これらをスキャナや帳票ソフトを使用して電磁的記録により保存するための適用要件については、平成28年度税制改正等で電子帳簿保存法の見直しが行われるなど、規制緩和が進められている。しかしながら、依然として適用要件が厳格であることから、納税者は書類を書面で保存せざるを得ないケースが多く、デジタル化を推進するうえでの妨げとなっているほか、保存義務者にとっても書面の保管や輸送が大きな負担となっている。

納税者における電磁的記録による保存を促進する観点から、現行は帳簿、書類単位で承認申請が必要である、帳票ソフトを使用した電磁的記録による保存について、帳票ソフトのベンダーによるシステム単位や帳票ソフト単位での認定制度を導入すること等を要望する。

また、スキャナを使用して書類イメージを電磁的記録として保存するスキャナ保存について、〔1〕国税関係書類（取引関係書類）に対象書類が限定されており、国税関係帳簿（お客さまから受領した入出金伝票等）が含まれていないこと、〔2〕重要書類については、入力期間が書類受領後37日以内に制限されていること、〔3〕書類ごとに認定事業者が発行するタイムスタンプを付与することやフルカラーによる保存を行うことに伴い高額のコストを要すること、等がデジタル化推進の妨げとなっており、所要の措置を講じるべきである。

